

中期目標期間見込評価（勤労者退職金共済機構）

参考資料 5

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 大隈 俊弥
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官 山田 航
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
令和4年7月20日に法人の理事長／理事からのヒアリング及び外部有識者委員からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	項目別評価のうち、Aが3項目、Bが7項目となっており、全体として評価を引き下げる事象も認められないため、B評価とした。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	①資産の運用【重要度：高】は、4年間年率としては清退共は3資産で、それ以外は4資産全てでベンチマークを上回ったこと、さらに、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースから見直しを実施し、過度なリスクテイクを改めるとともに、リスク分散体制を確立したこと、②加入促進対策の効果的実施については、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従前の対面による活動に制約が生じたものの、オンライン説明会等の代替手段に切り替えるなど柔軟な取組を行ったこと、③内部統制について、資産運用委員会、情報セキュリティ有識者委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会など、専門性の高い外部有識者委員が参画する委員会開催や、監事監査等を通じて内部統制の強化に取り組んだこと、さらに、全体として評価を引き下げる事象もなかったことから、中期目標に沿った組織運営が行われていると評価できる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	①費用対効果の観点にも留意し、適正な未請求者比率の目標を設定した上で、対応策を検討する。 ②退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、調査等により把握した住所情報把握者に対する取組を一層強化する。 ③加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。 ④勤労者世帯の持家率は自営業主世帯と比べて今なお立ち後れが見られることや、転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、引き続き、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む必要がある。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	・法人の業務は法令等に伴い適正に行われている。 ・重点化対象項目、その他の項目や課題についても真摯に取り組んでおり、概ね期待に応える成果を上げてきた。特に内部統制の取組については、持続可能な組織として制度の安定的な運営を行っていくことが公的機関として求められている使命と考え、統制環境のひとつとして高い職業倫理が求められているということを理事長が折に触れ繰り返し発信し内部統制の強化に努めるとともに、統制活動としては文書決裁規程を定着させ、責任の所在の明確化を図ったことは高く評価している。
その他特記事項	(有識者からの意見) ・各期ではそれぞれ(の目標)ごとに達成しているところ、それに加えて機構内で通期(期間を横断する形)で独自に、システム管理の取組や専門の委員会設置など、(一般の中退であるべきモデルを構築して他の共済制度にも波及させるような)はるかに厳しい努力をしていることがよく分かった。 ・第4期は、(理事長の強いリーダーシップもあって)人材のスキルやコミットメントも非常に高くなっている。(しかし、監視がなくなったときに、組織が組織として独自に回るようなスキルとコミットメントは達成されているか。法人において努力が継続されることを期待する。)

様式1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考 欄
	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標 を達成するためとるべき措置									
I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B ○重	B ○重	A ○重	B ○重		A ○重		1-1	P4
2 建設業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重		<u>A</u> ○重		1-2	P32
3 清酒製造業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重		B ○重		1-3	P54
4 林業退職金共済事業 (1) 資産の運用 (2) 確実な退職金の支給に向けた取組 (3) 加入促進対策の効果的実施 (4) サービスの向上	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重		<u>B</u> ○重		1-4	P70
II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B	B	B	B		B		1-5	P89
III 雇用促進融資事業	B	B	B	B		B		1-6	P96

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考 欄
	30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
第2 業務運営の効率化に関する目標を 達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の 確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	B	B	B	B		B		2-1	P98
III. 財務内容の改善に関する事項									
第3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		B		3-1	P108
IV. その他の事項									
第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強 化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業 との連携 4 資産運用における社会的に優良な企 業への投資	B	B	B	A		A		4-1	P110
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供 しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		B		5-1	P124

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2)	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保		国内債券 【0.08%】	国内債券 【0.12%】	国内債券 【0.30%】	国内債券 【0.15%】		予算額 (千円)	381,102,594	397,566,389	390,287,850	409,420,827	
			国内株式 【△0.43%】	国内株式 【△0.29%】	国内株式 【2.85%】	国内株式 【0.36%】		決算額 (千円)	378,466,235	381,672,487	384,175,686	382,880,735	
			外国債券 【△0.17%】	外国債券 【△0.97%】	外国債券 【1.19%】	外国債券 【0.21%】		経常費用 (千円)	452,204,713	488,379,120	523,311,705	468,346,654	
			外国株式 【△0.13%】	外国株式 【0.78%】	外国株式 【5.50%】	外国株式 【△3.21%】		経常利益 (千円)	△3,351,799	△55,254,428	157,625,979	△3,732,371	
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎年度 1.3%以下		1.46%	1.65%	1.71%	1.83%		行政コスト (千円)	-	488,965,110	523,318,754	468,352,446	

同上【達成度】			【 89.0%】	【78.8%】	【76.0%】	【71.0%】		行政サービス実施コスト（千円）	10,641,816	-	-	-
請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合	毎年度0.4%以下		0.41%	0.47%	0.46%	0.49%						
同上【達成度】			【 97.6%】	【85.1%】	【87.0%】	【81.6%】						
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165万人以上		30年度目標343,000人	元年度目標数337,000人	2年度目標数331,000人	3年度目標数325,000人						
新規被共済者数【達成度】			377,908人【110.2%】	383,483人【113.8%】	367,510人【111.0%】	378,094人【116.3%】						
目標の処理期間内における退職金等支給実施	受付から18業務日以内全支給		100%	100%	100%	100%						
ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）	毎年度80%以上		87.0%	87.6%	85.8%	86.6%						
同上【達成度】			【 108.8%】	【109.5%】	【107.3%】	【108.3%】						
ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数	毎年度115万件以上		1,414,635件	1,320,618件	1,515,416件	1,761,202件						
同上【達成度】			【 123.0%】	【 114.8%】	【131.8%】	【153.1%】						
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		<自己評価> 評価：S 委託運用部分について、過去4年間通期で見ると、4資産全てにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。 第3期中計のローリングプランに基づきガバナンス強化とリスク管理体制の整備のための諸改革を実行しつつ、着実に収益を上げて財務基盤の強化を実現。即ち、機構の特性を踏まえ、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースからの見直しを実施、過度なリスクテイクを改めると共にリスク分散体制を確立した。 平成30年度から令和元年度には、アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャーのゼロベースからの見直しを実施した。まず評価基準について、短期の運用実績に依拠するのではなく、運用力の裏付けとなる運用哲学、超過収益の源泉に関する考え方の論理性、その考え方に基づく運用の一貫性、体制・プロセス等を多角的に評価することとした。その上で、書類選考を経た第2次選考では、理事長を含む選考委員による50先、延べ100時間に及ぶ面接を実施した。また、選定に際しては、運用受託機関や金額配分、スタイルの構成等において十分なリスク分散効果が得られるよう配慮した。 令和2年度は、平成30年度から令和元年度に実施したマネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた、新たな評価体系を導入・適用した。令和2年度には、パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーについても、資産運用受託機関および資産管	評価：A <評価に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、目標期間中には新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした金融市況の大幅な変動等、予測しがたい外部要因があったものの、4年間年率としては4資産全てでベンチマークを上回った。さらに、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースから見直しを実施し、過度なリスクテイクを改めるとともに、リスク分散体制を確立した。マイナス金利政策下にかかわらず、4年間に約3,200億円の運用収益を上げ、過去最高水準となる約5,300億円の利益剰余金を獲得した。また、ロシアによるウクライナ侵攻を受け内外株式が下落する局面があるなど予測しがたい外部要因に対しても、運用機関に情報収集・分析と提供を求め、適切な対応をとることができるように備える等、迅速な対応を行った。 確実な退職金の支給に向けた取組については、定量的指標は未達成となったが、未請求者等に対するアンケート結果の分析により、企業間通算の利用希望者の増加が未請求者増加の要因

					<p>理受託機関の見直しをアクティブファンドと同様にゼロベースで実施した。今回の見直しでは、特に資産間リバランスを行う際の効率性向上、および委託コストも意識して契約形態についても見直しを行い（指定単契約から投資一任契約と包括信託契約の運管分離方式に変更）、委託コストの低下を実現した（令和2年度約 0.04%⇒令和3年度約 0.02%）。</p> <p>結果、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回り、付加退職金約 600 億円の支給が決定された上で、利益剰余金を必要な水準まで積み上げた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組において、目標未達の主な要因は、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））後、同制度が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことにより、未請求件数、金額が底上げされていること、未請求者の半数近くを占める退職金額5万円未満層における手続負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる。</p> <p>こうした背景の下、未請求者数の比率及び未請求退職金額の割合ともに目標達成には至らなかったが、未請求の原因調査の結果も踏まえた施策を実施することで、退職後3年目における年間の請求者数、退職金支払額とも増加した（それぞれ、H30:936人⇒R1:1,170人⇒R2:1,728人⇒R3:1,613人；H30:636百万円⇒R1:752百万円⇒R2:1,030百万円⇒R3:997百万円）。</p> <p>累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がって</p>	<p>となっていることが判明したことから、達成困難な指標であったものと認められる。また、アンケート結果の分析により把握した、退職金少額層における未請求原因である手続負担について、負担軽減の取組を行った。</p> <p>加入促進対策の効果的实施については、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による活動に制約が生じる等予測しがたい外部要因により従前の加入促進活動の見直しが求められたものの、電話や文書、オンライン説明会等の代替手段に切り替えるなど柔軟な取組を行った。</p> <p>定量的な指標については、達成困難な要因が判明した退職金未請求縮減に係る目標を除き、概ね達成している。また、定量的な指標以外の部分で、法人が自主的に次期につながる資産の運用を含めた枠組み作りに取り組むとともに、スチュワードシップ活動などにより公的機関のアセットオーナーとしての社会的使命に応じており、目標策定時の想定以上の成果をあげたことを考慮し、「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を基本として実施した。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米中貿易摩擦を背景とした先行き不透明感の高まり等から国内株式相場が下落したことを主因に委託運用部分の利回りが低下した。また、自家運用においては、金利低迷の継続により、利回りの低下傾向が続いているが、投資期間長期化により低下ペースは緩やかなものとなった。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機とした金融市況の大幅な変動等を背景に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。 <p>【令和 2 年度】</p>	<p>いるものと思料される。</p> <p>加入促進対策の効果的実施について、訪問件数は、令和 2 年度を除き、積極的かつ効率的な訪問活動により目標値を上回った（令和 2 年度も、電話等による活動を含めれば目標を達成している）。令和 2～3 年度は、コロナ禍により訪問や集会等の活動が制約されたが、電話や文書等代替手段活用により積極的・効率的活動を継続した。説明会ではWEB 会議方式の導入により、機動性、効率性が向上した他、遠隔地からの参加が可能になり参加者の裾野が拡大、複数メディアによる集中広報等も導入した。厳しい環境下ながら、施策を工夫する中、加入者数は各年度とも目標値を 1 割以上上回った。</p> <p>【平成 30 年度】 377,908 人 （達成率 110.2%）</p> <p>【令和元年度】 383,483 人 （達成率 113.8%）</p> <p>【令和 2 年度】 367,510 人 （達成率 111.0%）</p> <p>【令和 3 年度】 378,094 人 （達成率 116.3%）</p> <p>また、加入者数増加が資産運用残高の増加に繋がり財務基盤強化に寄与、それが魅力となって更なる加入者数増加に繋がる好循環を生んでいる。</p> <p>以上を踏まえ、S 評価とする。</p> <p>・委託運用部分について、過去 4 年間通期で見ると、4 資産全てにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。この結果、令和 3 年度末の利益剰余金は、令和 2 年度に約 600 億円の付加退職金の支給が決定された上で、平成 29 年度末から約 900 億円増加し、5,272 億円と、必要な利益剰余金の水準（5,468 億円）を概ね満たしており、強固な財務基盤が確保されたとの評価が可能。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。</p>	<p><評価の視点> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運</p>	<p>・新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が続くなか、主要先進国の大規模な経済対策や主要中央銀行の積極的な金融緩和策の他、ワクチン開発、接種の進展等を背景に、内外株式相場が大きく上昇したこと等から、委託運用で大きな収益を計上した。</p> <p>【令和3年度】 ・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>・アクティブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直し 【平成30年度】 ・「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に沿った運用を確実に実施しつつ、各資産においてベンチマーク収益率を確保するため、運用受託機関の構成の見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえ、国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定した。また、国内株式アクティブ運用の運用受託機関の選考を進めるとともに、外国株式アクティブ運用についても、資産運用委員会での審議内容を踏まえ、運用受託機関の選考を開始した。</p> <p>【令和元年度】 ・国内株式及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関を選定した。</p> <p>2次選考の実施に当たっては、50ファンド、100時間に及ぶ面接全てに理事長が参加したほか、資産運用委員会に経過を適時に報告し、委員の意見・助言を踏まえて実施した。</p> <p>・パッシブファンドのマネジャー・ストラクチャーの見直し 【令和2年度】 ・パッシブファンドの資産運用受託機関及び資産管理受託機関を対象とした見直しを実施した。公募・選考は4資産同時に行った。</p> <p>・流動性の確保 【令和2年度】 ・令和2年4月、新型コロナウイルス感染拡大の影響を展望し、臨時資産運用委員会を開催、自家運用における再投資を見合わせ、流動性を可能な限り積み上げることを決定した。令和3年3月には十分な流動性が確保されたと判断されたことから、流動性水準は維持しつつ、債券購入を再開した。</p> <p>・基本ポートフォリオ見直し 【令和2年度】 ・基本ポートフォリオ定例検証の結果、資産運用委員会から見直しの必要性を指摘されたことを踏まえ、令和3年度に基本ポートフォリオを見直すこととなった。</p> <p>【令和3年度】 令和3年10月1日付で新基本ポートフォリオに移行すると共にホームページ上で对外公表した。</p> <p>・資産運用の基本方針 以下の改定を実施した。 【令和2年度】 清退共の合同運用参加に伴う改正 【令和3年度】 基本ポートフォリオ変更に伴う改正</p>	<p><評価の視点に対する措置> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>・ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。</p> <p>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。</p> <p>・運用受託機関について、前回の見直しから長期間が経過しその構成に偏りが生じてきたことから見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえて、選考を行なった。</p> <p>【平成30年度】国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定。 【令和元年度】国内株式及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関を選定。 【令和2年度】国内債券・外国債券・国内株式・外国株式パッシブ運用の運用受託機関・管理受託機関を選定。契約形態の見直しも行き、委託手数料の大幅な低減も実現。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。</p> <p>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップと意見交換を行っている。</p> <p>・平成30年度から令和2年度にかけてマネジャー・ストラクチャーの見直しを行った。</p> <p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状</p>	
---	---	---	---	---	---	--

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確</p>	<p>用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p>	<p>○パフォーマンス状況</p> <table border="1"> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>4 年間年率</th> </tr> <tr> <td><評価></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< B ></td> <td>< A ></td> <td>< A ></td> <td>< S ></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.15%</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>0.16%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>0.51%</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.29%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△0.15%</td> <td>△0.17%</td> <td>△0.97%</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>3.45%</td> <td>△0.13%</td> <td>0.78%</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>0.44%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.39%</td> <td>△0.08%</td> <td>△0.16%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.21%</td> </tr> </table> <p>※1 超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値(個別資産効果の合計)である。</p> <p>※2 令和3年10月に基本ポートフォリオの改訂を行った。</p> <p>平成29年2月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率 1.10%、標準偏差 1.88%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> <tr> <td>資産配分</td> <td>79.60%</td> <td>7.20%</td> <td>9.90%</td> <td>3.30%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±3.0%</td> <td>±2.0%</td> <td>±1.0%</td> <td>±1.0%</td> </tr> </table> <p>令和3年10月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率 1.10%、標準偏差 1.92%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>自家運用 (簿価)</th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> <tr> <td>資産配分</td> <td>56.9%</td> <td>21.8%</td> <td>3.9%</td> <td>9.5%</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産 内資産配分</td> <td>—</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産 に対する乖離 許容率</td> <td>—</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> </tr> </table> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告した。また、マネジャー・ストラクチャー見直し時の資産運用委員会における意見を踏まえ、資産運用受託機関の評価基準を全面改訂し、新基準に基づく運用受託機関のモニタリングと評価を実施した。</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を毎月開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、毎月の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、ロシアのウクライナ侵攻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。</p> <p>ロ 「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告した。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告</p>	超過収益率	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年間年率	<評価>	< B >	< B >	< B >	< A >	< A >	< S >	国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	0.16%	国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.41%	外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.09%	外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	0.44%	合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.21%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	79.60%	7.20%	9.90%	3.30%	乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%		自家運用 (簿価)	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	56.9%	21.8%	3.9%	9.5%	7.9%	委託運用資産 内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	委託運用資産 に対する乖離 許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	<p>用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p>	<p>況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>	
超過収益率	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	4 年間年率																																																																																								
<評価>	< B >	< B >	< B >	< A >	< A >	< S >																																																																																								
国内債券	0.15%	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	0.16%																																																																																								
国内株式	0.51%	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.41%																																																																																								
外国債券	△0.15%	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.09%																																																																																								
外国株式	3.45%	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	0.44%																																																																																								
合計	0.39%	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.21%																																																																																								
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																										
資産配分	79.60%	7.20%	9.90%	3.30%																																																																																										
乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%																																																																																										
	自家運用 (簿価)	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																									
資産配分	56.9%	21.8%	3.9%	9.5%	7.9%																																																																																									
委託運用資産 内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%																																																																																									
委託運用資産 に対する乖離 許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%																																																																																									

<p>保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>【重要度 高】</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を</p>	<p>保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>		<p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>【平成30年度】 8回開催 主な審議事項 ・中退共マネジャー・ストラクチャー見直し(アクティブファンド) ・スチュワードシップ活動の取り組み強化</p> <p>【令和元年度】 7回開催 主な審議事項 ・中退共マネジャー・ストラクチャー見直し(アクティブファンド) ・清退共の合同運用参加</p> <p>【令和2年度】 10回開催 主な審議事項 ・中退共マネジャー・ストラクチャー見直し(パッシブファンド) ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂受入れ ・建退共基本ポートフォリオ見直し(合同運用参加) ・資産運用におけるガバナンス</p> <p>【令和3年度】 8回開催 主な審議事項 ・中退共の基本ポートフォリオ見直しの検討 ・建退共の合同運用参加</p> <p>ii) 情報公開 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況についてホームページを通じて対外公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和3年度） ・運用実績及び運用資産の構成状況 ・資産運用残高及び利回り状況等 ・スチュワードシップ活動状況の概要（平成29年7月～令和3年6月） ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて（令和2年度） ・マネジャー・ストラクチャーの見直しについて―選考過程・結果の総括― ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて―選考過程・結果の総括― ・中退共資産等に係る基本ポートフォリオ見直しについて <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の評価方法等 ・運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定 ・自家運用対象債券の拡充 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定 ・基本方針の改正 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改正 			
--	--	--	--	--	--	--

<p>支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。 	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から3年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度0.4%以下とする。</p> <p>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を毎年度1.3%以下とすること。 ・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。 ・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施している 	<p>・基本ポートフォリオの見直し</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求権が発生した後3年経過後の未請求者数の比率 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】1.46% 【令和元年度】1.65% 【令和2年度】1.71% 【令和3年度】1.83% ・請求権が発生した後3年経過後の未請求退職金額の割合 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】0.41% 【令和元年度】0.47% 【令和2年度】0.46% 【令和3年度】0.49% <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後3か月経過後、2年経過後直前、3年経過後直前及び5年経過後直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、目標達成に向けて、追加対策も繰り返し実施し、令和3年度はさらなる追加対策を実施した。 ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】97.63% 	<ul style="list-style-type: none"> ・退職後3か月経過後、2年経過後直前、3年経過後直前及び5年経過後直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。 また、目標達成に向けて、追加対策も繰り返し実施し、令和3年度はさらなる追加対策を実施した。 	
---	---	---	--	--	---	--

<p>【目標設定等の考え方】 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年度:1.60%、2014(平成26)年度:1.46%、2015(平成27)年度:1.27%、2016(平成28)年度:1.26%) 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年度:0.45%、2014(平成26)年度:0.45%、2015(平成27)年度:0.38%、2016(平成28)年度:0.37%)</p>	<p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。</p> <p>ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。</p> <p>iii) 「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>未請求者に対し、退職後3か</p>	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。 未請求者数縮減のための効果的な周知広報を実施しているか。 	<p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 新規及び追加加入の被共済者に対して、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・共済契約者数 13,206 所 ・被共済者数 377,908 人</p> <p>【令和元年度】 ・共済契約者数 13,970 所 ・被共済者数 383,483 人</p> <p>【令和2年度】 ・共済契約者数 13,035 所 ・被共済者数 367,510 人</p> <p>【令和3年度】 ・共済契約者数 14,447 所 ・被共済者数 378,094 人</p> <p>ii) 毎年1回、「掛金納付状況票及び試算票」を「加入状況のお知らせ」とともに事業所に送付し、従業員に配布するよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・共済契約者 365,925 所 ・被共済者 3,410,596 人</p> <p>【令和元年度】 ・共済契約者 367,660 所 ・被共済者 3,452,031 人</p> <p>【令和2年度】 ・共済契約者 369,800 所 ・被共済者 3,495,512 人</p> <p>【令和3年度】 ・共済契約者 371,786 所 ・被共済者 3,543,786 人</p> <p>iii) 事業主に対し、被共済者の退職時に事業所が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記載するよう要請した。各年度末における住所情報記載比率は下記のとおりであった。</p> <p>【平成30年度】97.63% 【令和元年度】97.57% 【令和2年度】97.73% 【令和3年度】97.90%</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p>	<p>【令和元年度】97.57% 【令和2年度】97.73% 【令和3年度】97.90%</p> <p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年⇒3年))が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことが大きく影響している可能性があることが窺われた。また、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆された。</p> <p>このため、手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類を簡素化(マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする)を行った。</p> <p>また、令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。</p> <p>・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行っている。</p> <p>・毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版(ホームページ上で公表)でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んでいる。</p>	<p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果から、未請求者の増加について、企業間通算を希望する者が増加したことが大きく影響している可能性があること、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆された。</p> <p>これを受けて、口座確認印を普通預金通帳等のコピー添付で可能とする等の手続負担軽減措置を行った。</p> <p>・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行っている。</p> <p>・毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版(ホームページ上で公表)でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んでいる。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

	<p>月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。</p>	<p>○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・請求手続要請 26,292人</p> <p>【令和元年度】 ・請求手続要請 27,851人</p> <p>【令和2年度】 ・請求手続要請 25,187人</p> <p>【令和3年度】 ・請求手続要請 21,250人</p> <p>○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・住所提供依頼 869所 1,107人 ・請求手続要請 339人</p> <p>【令和元年度】 ・住所提供依頼 911所 1,287人 ・請求手続要請 314人</p> <p>【令和2年度】 ・住所提供依頼 839所 1,238人 ・請求手続要請 317人</p> <p>【令和3年度】 ・住所提供依頼 602所 921人 ・請求手続要請 294人</p> <p>○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】 ・住所提供依頼 299所 455人 ・請求手続要請 49人</p> <p>【令和元年度】 ・住所提供依頼 297所 465人 ・請求手続要請 18人</p> <p>【令和2年度】 ・住所提供依頼 252所 370人 ・請求手続要請 23人</p> <p>【令和3年度】 ・住所提供依頼 160所 441人 ・請求手続要請 33人</p> <p>退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○2回目の請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】(平成28年度脱退者) ・請求手続要請 6,904人</p> <p>【令和元年度】(平成29年度脱退者) ・請求手続要請 8,224人</p> <p>【令和2年度】(平成30年度脱退者) ・請求手続要請 9,384人</p> <p>【令和3年度】(令和元年度脱退者) ・請求手続要請 9,370人</p> <p>○テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】(平成28年度脱退者)</p>			
--	--	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 1,302 人 【令和元年度】(平成 29 年度脱退者) ・請求手続要請 1,509 人 【令和 2 年度】(平成 30 年度脱退者) ・請求手続要請 1,379 人 【令和 3 年度】(令和元年度脱退者) ・請求手続要請 1,168 人 <p>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成 30 年度】(平成 28 年度脱退者) ・住所提供依頼 35 所 37 人 ・請求手続要請 10 人 【令和元年度】(平成 29 年度脱退者) ・住所提供依頼 33 所 34 人 ・請求手続要請 6 人 【令和 2 年度】(平成 30 年度脱退者) ・住所提供依頼 43 所 44 人 ・請求手続要請 10 人 【令和 3 年度】(令和元年度脱退者) ・住所提供依頼 32 所 36 人 ・請求手続要請 6 人 <p>退職後 3 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○ 3 回目の請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成 30 年度】(平成 27 年度脱退者) ・請求手続要請 2,784 人 【令和元年度】(平成 28 年度脱退者) ・請求手続要請 3,498 人 【令和 2 年度】(平成 29 年度脱退者) ・請求手続要請 4,015 人 【令和 3 年度】(平成 30 年度脱退者) ・請求手続要請 4,235 人 <p>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成 30 年度】(平成 27 年度脱退者) ・住所提供依頼 26 所 28 人 ・請求手続要請 6 人 【令和元年度】(平成 28 年度脱退者) ・住所提供依頼 20 所 22 人 ・請求手続要請 6 人 【令和 2 年度】(平成 29 年度脱退者) ・住所提供依頼 23 所 23 人 ・請求手続要請 6 人 【令和 3 年度】(平成 30 年度脱退者) ・住所提供依頼 21 所 37 人 ・請求手続要請 6 人 <p>退職後 5 年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p>			
--	--	---	--	--	--

			<p>○請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】（平成25年度脱退者） ・請求手続要請 1,593人</p> <p>【令和元年度】（平成26年度脱退者） ・請求手続要請 1,425人</p> <p>【令和2年度】（平成27年度脱退者） ・請求手続要請 1,639人</p> <p>【令和3年度】（平成28年度脱退者） ・請求手続要請 2,111人</p> <p>年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。</p> <p>○退職後3年経過前の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】（平成27年度脱退者） ・請求手続要請 670人</p> <p>【令和元年度】（平成28年度脱退者） ・請求手続要請 720人</p> <p>【令和2年度】（平成29年度脱退者） ・請求手続要請 828人</p> <p>【令和3年度】（平成30年度脱退者） ・請求手続要請 743人</p> <p>○退職後2年及び3年経過直前の未請求者で各年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】（平成27年度及び28年度脱退者） ・請求手続要請 459人</p> <p>【令和元年度】（平成28年度及び29年度脱退者） ・請求手続要請 967人</p> <p>【令和2年度】（平成29年度及び30年度脱退者） ・請求手続要請 986人</p> <p>【令和3年度】（平成30年度及び令和元年度脱退者） ・請求手続要請 836人</p> <p>○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】（平成28年度脱退者） ・住所提供依頼 120所 225人 ・請求手続要請 10人</p> <p>【令和元年度】（平成29年度脱退者） ・住所提供依頼 142所 250人 ・請求手続要請 12人</p> <p>【令和2年度】（平成30年度脱退者） ・住所提供依頼 111所 191人 ・請求手続要請 19人</p> <p>【令和3年度】（令和元年度脱退者） ・住所提供依頼 96所 151人 ・請求手続要請 19人</p> <p>○退職後3年経過前の高額未請求者に対し、同年2回目の手続要請を実施した。</p> <p>【令和元年度】（平成28年度脱退者） ・請求手続要請 222人</p> <p>【令和2年度】（平成29年度脱退者） ・請求手続要請 254人</p> <p>【令和3年度】（平成30年度脱退者）</p>			
--	--	--	---	--	--	--

	<p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。</p> <p>ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。</p> <p>ii) ホームページに常時掲載している未請求に</p>		<p>・請求手続要請 251人</p> <p>○他に以下の追加対策を実施した。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・令和2年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備のため請求書を返送している者への手続要請 請求手続要請 118人</p> <p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。</p> <p>【平成30年度】請求手続要請 160人 【令和元年度】請求手続要請 262人 【令和2年度】請求手続要請 465人 【令和3年度】請求手続要請 418人</p> <p>ii)</p> <p>・手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類の簡素化（マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする）を行った。</p> <p>・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、近年の退職者における未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことが大きく影響している可能性があることが窺われた。また、退職金等の金額の低い層での手続負担も未請求の主な要因となっていることが示唆された。このため、手続負担軽減措置として、令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、54,572件のうち、承諾を得られた28,830件を追加掲載した。</p> <p>（掲載件数） 【平成30年度末】285,471件 【令和元年度末】286,897件 【令和2年度末】288,396件 【令和3年度末】291,264件</p> <p>ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p>	<p>関しての注意喚起について、内容等の見直しを実施する。</p> <p>iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <p>共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数の目標を、165万人以上とする。 ・機構が委嘱した普及推進員等により、個別事業主に対する加入促進を1人あたり平均月15回以上行うこと。 	<p>iii) 平成30年度発行の中退共だより17号より令和3年度発行の20号まで、毎年度、周知を行った。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について、企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年⇒3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算を企図する者が増加したことが大きく影響している可能性があることが窺われた。また、退職金等の金額の低い層での手続負担の忌避傾向の高まりも未請求の主な要因となっていることが示唆されたため、その後の取組について検討を行った。 このため、手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類を簡素化（マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする）を行った。 また、令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。 ・共済契約者に対して行っている実態調査において、中退共へ加入していることを被共済者に周知することを促すため、「加入通知書の配付」及び「加入状況のお知らせの配付」に関する質問を引き続き行った。調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」は必ず従業員へ配付することが必要であること、これらの書類は保管を目的とするものではなく、本人に手渡すことを目的に発行していることを周知するコメントを記載し、ホームページで公表した。 <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年2月、財形福祉協会発行の「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載した。 ・中退共事業及び財産形成促進事業の関係機関に対し、連携して以下のとおり制度の周知を実施した。 【平成30年度】 ・中退共制度の案内を盛り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国301駅及び関係団体への掲示を行った（12月）。 【令和2年度】 ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（7/1、7/2・5,000部）。 【令和3年度】 ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業のパンフレットと共にパンフレット（ダイジェスト版）を送付した（5/31・4,700部）。 ・財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載した（9/2）。 ・東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、財産形成促進事業と共同で説明を実施した（2回）。 ・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効果的かつ効果的な加入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、周知広報及び加入勧奨の取組みを充実させており、説明会については、WEB会議方式を導入した結果、機動的な開催や、遠隔地の事業所からの参加が可能になり、参加者の裾野が拡大し、効果的、効率的な実施に繋がった。中期計画期間の各年度の加入目標については全て1割以上上回っている。第4期中期計画期間の加入目標1,650,000人に対し、加入実績1,506,995人となった。 ・平成30年度、令和元年度は、人手不足感が高まる中、人材確保のための福利厚生充実の必要性が広く認識され、退職金共済制度制度への関心の高まりから相談ニーズが増加、機構が委嘱した普及推進員等の効果的な訪問活動と相俟って、目標値を大きく上回る実 	
--	--	--	--	--	--

<p>地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人</p>	<p>化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。</p>	<p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> ・中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p>	<p>対策を実施するため、中小企業の経営者層（30歳以上の全国の男女で中小企業の経営者・役員、部長職クラス以上の管理職 1,500人）を対象にインターネット調査の入札を実施し業者を決定した（12/24）。</p> <p>実施準備期間中に当初の委託業者との契約を解約し、委託業者を変更したことに伴い、実施完了は令和4年8月中旬となった（対象年齢に20歳代を追加）。質問項目を見直し、調査結果を加入促進活動に活かし得る内容とした。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年、作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した。 ・各年、ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、独自の掛金補助を実施している助成自治体等の情報を提供した。 ・バナー広告の配信を実施した（平成30年度～令和2年度はMarketOneを、令和3年度はADMATRIXを利用）。 <table border="0"> <tr><td>【平成30年度】</td><td>4,628件</td></tr> <tr><td>【令和元年度】</td><td>5,844件</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>3,048件</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>3,252件</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。 <table border="0"> <tr><td>【平成30年度】</td><td>5,154件</td></tr> <tr><td>【令和元年度】</td><td>10,080件</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>7,091件</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>3,756件</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・リスティング広告の配信を実施した。 <table border="0"> <tr><td>【平成30年度】</td><td>14,388件</td></tr> <tr><td>【令和元年度】</td><td>42,868件</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>50,153件</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>18,907件</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の実施項目は以下のとおりである。 <p>【平成30年度】 ・YouTube広告用動画を使用してYouTube Trueview広告の配信を実施した（6/11～7/20・40日間）。クリック数は886回。</p> <p>【令和元年度】 ・加入促進強化月間に複数のメディアを用いた集中広報活動を行った。</p> <p>①BS-TBSでCMを放送（全国放送・15秒・60回）（10/1～10/31） ②文化放送等でCMを放送（全国放送・20秒・340回）（10/7～10/11・10/14～10/18） ③Bypassを経由した広告配信 10/1～10/31・31日間 クリック数 12,501回</p>	【平成30年度】	4,628件	【令和元年度】	5,844件	【令和2年度】	3,048件	【令和3年度】	3,252件	【平成30年度】	5,154件	【令和元年度】	10,080件	【令和2年度】	7,091件	【令和3年度】	3,756件	【平成30年度】	14,388件	【令和元年度】	42,868件	【令和2年度】	50,153件	【令和3年度】	18,907件	<p>績が上がった。緊急事態宣言中等は、電話や文書等の代替手段を駆使し活動した。（）はこの代替活動を訪問とみなした場合の件数。</p> <p>【平成30年度】 ・訪問企業 12,231所 ・平均訪問数 18.7件</p> <p>【令和元年度】 ・訪問企業 11,631所 ・平均訪問数 18.6件</p> <p>【令和2年度】 ・訪問企業 8,166所 ・平均訪問数 14.1件（16.0件）</p> <p>【令和3年度】 ・訪問企業 9,081所 ・平均訪問数 15.1件（18.0件）</p> <p><評価の視点に対する措置> 【平成30年度】 制度の魅力向上のための施策や、より効果的な事業推進施策の検討のため、中小企業の経営者層を対象に中退共制度の認知度や退職金制度に対する認識等についてインターネット調査を行った。調査結果については、今後分析を進め、加入促進対策の効率的かつ効果的実施に活用する。</p> <p>【令和元年度】 ・制度の魅力向上のための施策や、より効果的な事業推進施策の検討のため、平成30年度に中小企業の経営者層を対象に中退共制度の認知度や退職金制度に対する認識等についてインターネット調査を行った。</p> <p>・新たな試みとして、広告代理店等専門業者に広報企画を依頼、加入促進強化月間に、複数のメディアを用いた集中広報活動を行うと共に、その効果の調査・分析を合わせて依頼し、その結果を翌年度の活動に活かすPDCAサイクルを導入した。</p> <p>・また、制度説明会において、参加者数が少なかった埼玉・千葉の開催を見合わせ、集客状況・参加者の加入割合とも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンを展開すると共に関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送する等、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施している。
【平成30年度】	4,628件																												
【令和元年度】	5,844件																												
【令和2年度】	3,048件																												
【令和3年度】	3,252件																												
【平成30年度】	5,154件																												
【令和元年度】	10,080件																												
【令和2年度】	7,091件																												
【令和3年度】	3,756件																												
【平成30年度】	14,388件																												
【令和元年度】	42,868件																												
【令和2年度】	50,153件																												
【令和3年度】	18,907件																												

	<p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p>	<p>④ F a c e b o o kによる広告配信 10/1～10/31・31日間 クリック数 5,229回 【令和2年度】 ・有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施。 ① E i g h t×BLADE Targetingを利用したバナー広告を配信 (10/1～10/31) ② P R T I M E Sでニュースリリースを配信 (10/1～10/31) ③ N e w s T Vでビデオリリースを配信 (10/1～10/31) ・創業手帳(新設法人経営者等向けの冊子)へ広告を掲載(冊子及びWEB版)した(1/1～2/28・59日間)。 【令和3年度】 ・有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施。 ① インターネット広告 ・MarketOne、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信(10/1～10/31)、PR TIMESを利用したニュースリリース配信(10/1～10/31)、特別臨時サイトの開設(10/1～翌年9/30)、創業手帳(WEB版)への記事掲載(10/1～) ② テレビ広告(BS-TBS) ・CM放送(全国放送・15秒・100回)(10/1～10/31)、パブリシティの実施(全国放送『最旬!トレンドサーチ』2分・1回)(10/2) ③ 紙媒体広告 ・創業手帳(新設法人経営者等向けの冊子)への広告掲載(9/30)、日本経済新聞(全国紙朝刊)への広告掲載(10/4)</p> <p>・統一感のある広報展開をするために、令和2年度よりポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、訴求対象を退職金制度の保有率の低い零細企業、個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主とし、対象に効率的に訴求し得るメディアを組んだ。また、コロナ禍の影響による勤務形態や生活様式の変化を踏まえ、インターネットを中心としつつ、テレビ・新聞広告等も含めた幅広いメディア構成を採用した。また、令和2年度より継続して資産運用の堅実性を訴求ポイントとして取り上げた。特に令和3年度はポスター・チラシ、動画について、従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を十分に訴求する仕様に転換した。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備え付け依頼) 【平成30年度】 6,706件 206,482部 【令和元年度】 6,683件 225,569部 【令和2年度】 6,731件 243,761部</p> <p>(年度初普及促進依頼) 【平成30年度】 626件 【令和元年度】 620件 【令和3年度】 611件</p> <p>(記事掲載依頼) 【平成30年度】 6,401件 【令和元年度】 6,455件 【令和2年度】 6,523件 【令和3年度】 6,535件</p> <p>・職員及び普及推進員等が事業主団体等に対し記事掲載を依頼した。 【平成30年度】 職員 84件 普及推進員等 1,851件 【令和元年度】 職員 88件 普及推進員等 1,605件</p>	<p>に高かった東京・大阪での開催予定を増やし(東京4回→5回、大阪2回→3回)、中小企業数のうち中退共加入企業数の占める割合の高い新潟県(14.4%・全国平均は9.6%)で新たに開催した。 【令和2年度】 ・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンを展開すると共に関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送した。 また、「退職金制度等に関する実態調査」では、アンケート実施業者の選定方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価方式による選考を実施、前年対比の導入等分析方法の多角化や、図表の分かり易さ向上によるアンケート結果の活用可能性向上と、公表用資料の広報効果改善を図った。 【令和3年度】 ・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査結果を事業推進部と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンを展開すると共に関係官公庁及び関係事業主団体等に協力依頼を行い、ポスター・チラシを発送した。 また、「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施、前</p>	
--	---	--	---	--

	<p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均月15件以上行い、新規加入促進の重点化を図る。</p> <p>ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、文書等</p>	<p>・ 地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携を行うなど、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・ パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。</p> <p>・ 周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。</p>	<p>【令和2年度】 職員 83件 普及推進員等 1,642件 【令和3年度】 職員 104件 普及推進員等 1,777件</p> <p>・ 広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した。</p> <p>【平成30年度】 1,190件 【令和元年度】 1,178件 【令和2年度】 1,137件 【令和3年度】 1,070件</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i)</p> <p>・ 機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った（緊急事態宣言中等は、電話や文書等の代替手段も駆使して活動した。（ ）はこの代替活動を訪問とみなした場合の件数。）。</p> <p>【平成30年度】 訪問企業 12,231所 平均訪問数 18.7件 【令和元年度】 訪問企業 11,631所 平均訪問数 18.6件 【令和2年度】 訪問企業 8,166所 平均訪問数 14.1件(16.0件) 【令和3年度】 訪問企業 9,081所 平均訪問数 15.1件(18.0件)</p> <p>・ 無料相談申出事業所に対して、事業所訪問活動を実施した。</p> <p>【平成30年度】 訪問 641所 【令和元年度】 訪問 684所 【令和2年度】 訪問 423所 WEB 60所 【令和3年度】 訪問 347所 WEB 173所</p> <p>・ 未加入事業所を対象とした制度説明会を開催した。（会場開催については制度説明会後に個別相談会も開催していたが、令和2年度以降に開催しているWEBによる説明会（定員20回線）では個別相談会の開催が困難なため、無料訪問相談で対応。） （説明会開催回数・参加事業所数・参加人数又は回線数・うち個別相談会参加事業所数）</p> <p>【平成30年度】 15回・600所・724人・80所 【令和元年度】 14回・457所・562人・82所 【令和2年度】 5回・76所・80回線 【令和3年度】 24回・323所・366回線</p> <p>・ 制度説明会参加事業所について、概ね2か月経過時に未加入である事業所に対し訪問、電話、又は文書によりフォローアップを実施した。</p> <p>【平成30年度】 253所 【令和元年度】 264所 【令和2年度】 28所 【令和3年度】 190所</p> <p>ii)</p> <p>・ 一定期間追加加入のない既加入事業主を対象に追加申込書を送付した。</p> <p>【平成30年度】 33,578件(4月～3月) 【令和元年度】 32,289件(7月～3月) 【令和2年度】 37,914件(7月～3月) 【令和3年度】 57,779件(4月～3月)</p> <p>・ 厚生労働省の支援を得て、以下の関係機関にポスター・チラシを発送した。 【令和2年度】</p>	<p>年度の結果との比較や、広報戦略策定の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。</p> <p>・ 都道府県及び市区町村や中小企業事業主団体等が開催する各種会議で制度の周知広報を行った。</p> <p>【平成30年度】 72件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 50件 【令和3年度】 45件</p> <p>・ 地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を依頼した。</p> <p>【平成30年度】 40件 【令和元年度】 40件 【令和2年度】 11件 【令和3年度】 16件</p> <p>・ ポスター・チラシについては令和元年度まで単独で入札を行っていたが、令和2年度より複数のメディアを用いた広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行った。その入札仕様書において、訴求対象、訴求内容を明示し、より効果的な広報の実施に繋がった。特に令和3年度は、従来のイメージキャラクター主体の制度内容の訴求力に乏しい仕様から、制度内容を具体的に訴求する仕様に転換した。</p> <p>・ 広報キャンペーンの最終レポート及び広報効果検証の結果を基に、翌年度の広報の手法について内容改善を行った（令和2年度及び令和3年度）。</p>	<p>・ 地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等が開催する各種会議での周知広報を行うなどの連携により、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施している。</p> <p>・ パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、令和2年度より複数のメディアを用いた広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行い、入札仕様書において、訴求対象、訴求内容を明示するなど、見直しを行った。</p> <p>・ 広報キャンペーンの最終レポート及び広報効果検証の結果など、周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度の広報の手法について内容改善を行った。</p>	
--	--	--	---	---	---	--

	<p>により追加加入促進を定期的に行う。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加入勧奨を図る。</p> <p>各地域における加入勧奨については、時々の状況を踏まえ、重点とする業種及び事業主団体を定めるなど、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</p>	<p>公共職業安定所 436 所 よろず支援拠点 47 所 年金事務所 317 所 街角の年金相談センター80 所 働き方改革推進支援センター47 所</p> <p>【令和3年度】</p> <p>公共職業安定所 436 所 よろず支援拠点 46 所 年金事務所 318 所 街角の年金相談センター80 所 働き方改革推進支援センター47 所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例の打合せ会議を行った(緊急事態宣言中等の電話やWEB会議方式での開催を含む)。 【平成30年度】首都地域 11 回 東海地域 11 回 近畿地域 10 回 【令和元年度】首都地域 10 回 東海地域 10 回 近畿地域 10 回 【令和2年度】首都地域 8 回 東海地域 8 回 近畿地域 8 回 【令和3年度】首都地域 8 回 東海地域 8 回 近畿地域 8 回 <ul style="list-style-type: none"> ・特別相談員・普及推進員全国会議を開催した(令和2、3年度は8グループに分けWEB会議方式にて開催)。 【平成30年度】開催日(内容) 11/8～11/9(法改正) 【令和元年度】開催日(内容) 11/14～11/15(中退共制度・ディスカッション) 【令和2年度】開催日(内容) 11/24～11/27(ディスカッション) 【令和3年度】開催日(内容) 11/9～11/12(省令改正・ディスカッション) <ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域の情報交換のためブロックごとにWEB会議を実施した。 【令和3年度】 北海道・東北・北関東ブロック 1 回 静岡・甲信越・北陸ブロック 1 回 中国・四国ブロック 1 回 九州・沖縄ブロック 1 回 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに委嘱した普及推進員等の状況報告と情報交換のためWEB会議を実施した。 【令和3年度】 1 回 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関による加入勧奨を要請した。 【平成30年度】 40 件 【令和元年度】 40 件 【令和2年度】 11 件 【令和3年度】 16 件 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、以下の団体に対して傘下の団体への加入推奨及び業界誌への広告無料掲載を依頼した。 【令和元年度～令和3年度】 日本貨物運送協同組合連合会 全日本電気工業工業組合連合会 全日本印刷工業組合連合会 日本ニット工業組合連合会 <ul style="list-style-type: none"> ・各年11月、全国管工事業協同組合連合会の機関誌に制度紹介記事を掲載した(約5,000部発行)。 <ul style="list-style-type: none"> ・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した。 (発行部数) 【平成30年度】 80,000 部 【令和元年度】 70,000 部 【令和2年度】 80,000 部 【令和3年度】 53,000 部 			
--	--	--	--	--	--

	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>		<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>i)</p> <p>都道府県労働局に対し、各種説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47 都道府県、ただし令和 3 年度については、普及推進員等が不在の地域を訪問できなかったため 43 都道府県。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県労働局・労働基準監督署等が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。 【平成 30 年度】 1 回 【令和元年度】 2 回 【令和 3 年度】 1 回 ・厚生労働省より紹介いただき、一般財団法人女性労働協会が実施する「中小企業のための女性活躍推進事業」の説明会でパンフレット（ダイジェスト版）を配布した。 【平成 30 年度】 450 部 【令和元年度】 2,000 部 ・厚生労働省の委託事業である労働契約等に関するセミナーにおいて、チラシの配布を委託先の（株）東京リーガルマインドに依頼した。 【平成 30 年度】 11,000 部 【令和 2 年度】 1,174 部 <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。 【平成 30 年度】 50 回 【令和元年度】 50 回 【令和 2 年度】 42 回 【令和 3 年度】 40 回</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った。 【平成 30 年度】 22 回 【令和元年度】 18 回 【令和 2 年度】 8 回 【令和 3 年度】 5 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」及び東京都主催の「産業交流展」等のイベントへ資料の設置を依頼し制度の周知広報を行った。 ・「新価値創造展」12 月頃開催 (出展企業数) 【平成 30 年度】 670 社 (会場開催) 【令和元年度】 375 社 (会場開催) 【令和 2 年度】 322 社 (オンライン開催) 【令和 3 年度】 313 社 (会場開催) ・「産業交流展」11 月頃開催 (出展企業数) 【平成 30 年度】 800 社 (会場開催) 【令和元年度】 743 社 (会場開催) 【令和 2 年度】 696 社 (オンライン開催) 【令和 3 年度】 543 社 (会場開催) 			
	<p>ニ 集中的な加</p>		<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p>			

	<p>入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>		<p>i) 各年度版のポスター・チラシを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。</p> <p>【平成30年度】ポスター 16,518枚 チラシ 540,920枚 【令和元年度】ポスター 17,026枚 チラシ 545,340枚 【令和2年度】ポスター 17,124枚 チラシ 551,123枚 【令和3年度】ポスター 17,030枚 チラシ 555,028枚</p> <p>なお、令和2年度以降は、効果的で効率的な広報活動を行うため、ポスター・チラシについては、同年より開始した、インターネット・TV等を用いた複数のメディアを用いて行う広報キャンペーン実施のための「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めて入札を行った。</p> <p>・「周知・広報業務一式」の実施項目 【令和2年度】 ・インターネット広告 ・Eight×BLADE Targetingを利用したバナー広告の配信(10/1～10/31)、PR TIMESでニュースリリースの配信(10/1～10/31)、News TVでビデオリリースの配信(10/1～10/31)。 【令和3年度】 ①インターネット広告 ・MarketOne、Bypass、Twitter、Facebookを利用したバナー・動画広告の配信(10/1～10/31)、PR TIMESを利用したニュースリリース配信(10/1～10/31)、特別臨時サイトの開設(10/1～翌年9/30)、創業手帳(WEB版)への記事掲載(10/1～) ②テレビ広告(BS-TBS) ・CM放送(全国放送・15秒・100回)(10/1～10/31)、パブリシティの実施(全国放送『最旬！トレンドサーチ』2分・1回)(10/2) ③紙媒体広告 ・創業手帳(新設法人経営者等向けの冊子)への広告掲載(9/30)、日本経済新聞(全国紙朝刊)への広告掲載(10/4)</p> <p>ii)</p> <p>・厚生労働省から関係省庁等に加入促進強化月間の協力依頼を通知した。</p> <p>【平成30年度】 129件 【令和元年度】 129件 【令和2年度】 132件 【令和3年度】 131件</p> <p>・関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した。</p> <p>・各年9月、事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。</p> <p>【平成30年度】 22件 【令和元年度】 22件 【令和2年度】 22件 【令和3年度】 21件 (訪問、電話会談、挨拶状の送付、及びWEB会談のいずれかによる)</p> <p>・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査を基に翌年度の周知広報施策を策定した(令和2年度及び令和3年度)。</p> <p>iii)</p> <p>・各年6月、事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。 (訪問数)</p>			
--	---	--	---	--	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <p>講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団</p>	<p>【平成30年度】 5件（訪問5件） 【令和元年度】 5件（訪問5件） 【令和3年度】 5件（訪問1件 電話会談2件 WEB会談2件）</p> <p>・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した。 （記事掲載依頼） 【平成30年度】 6,401件 【令和元年度】 6,455件 【令和2年度】 6,523件 【令和3年度】 6,535件</p> <p>・職員及び普及推進員等が関係機関等に対して広報誌等への記事掲載を依頼した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員</th> <th>普及推進員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>84件</td> <td>1,851件</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>88件</td> <td>1,605件</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>83件</td> <td>1,642件</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>104件</td> <td>1,081件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>・独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた。 【平成30年度】 64件 【令和元年度】 84件 【令和2年度】 1件 【令和3年度】 73件</p> <p>・新たに助成団体となった地方公共団体等 【平成30年度】 2団体 鹿沼市（栃木県）、東京都 【令和元年度】 3団体 矢板市（栃木県）、新富町（宮崎県）、野沢温泉村（長野県） 【令和2年度】 2団体 大分県北部勤労者福祉サービスセンター（福岡県吉富町）、川辺町（岐阜県） 【令和3年度】 0団体</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <p>・各年、中退共だよりの綴じ込みはがきの中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集した。 収集した意見・要望については、取りまとめて分析のうえ、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、今後の加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した。</p> <p>・各年のインターネット広告（バナー広告）については、前年度の結果を検証し、配信先を見直しつつ配信を実施した。</p> <p>・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、実施ないしその準備を行った（令和2年度及び令和3年度）。</p> <p>・令和2年度より新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場での開催を自粛したため、開催方法をWEB会議方式に変更し、未加入事業所を対象とした中退共制度オンライン説明会</p>		職員	普及推進員等	【平成30年度】	84件	1,851件	【令和元年度】	88件	1,605件	【令和2年度】	83件	1,642件	【令和3年度】	104件	1,081件			
	職員	普及推進員等																		
【平成30年度】	84件	1,851件																		
【令和元年度】	88件	1,605件																		
【令和2年度】	83件	1,642件																		
【令和3年度】	104件	1,081件																		

<p>体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <p>・退職金請求について、受付日</p>	<p>加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを</p>	<p><定量的指標></p> <p>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。</p>	<p>を24回開催した。</p> <p>この結果、状況変化に応じた機動的な開催が可能となった他、遠隔地所在の事業所も参加が可能となり、これまで参加実績の無かった地域からの参加が増加するなど、参加者、加入候補の裾野が拡大された。また、出張や会場調達、会場設定に与する費用と手間が大幅に削減され、効率性も格段に向上した。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>第4期中期計画期間の加入目標1,650,000人に対し、加入実績1,506,995人となった。</p> <p>【平成30年度】 377,908人（達成度110.2%） 【令和元年度】 383,483人（達成度113.8%） 【令和2年度】 367,510人（達成度111.0%） 【令和3年度】 378,094人（達成度116.3%） 合計 1,506,995人</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式A「退職金試算依頼書」について、直接入力可能なフォーマットに変更した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った。 <p>（電子申請率） 平成30年度末：91.3% 令和元年度末：93.0% 令和2年度末：94.5% 令和3年度末：94.5%</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等の迅速化を企図し、1月から新規申込書を加え業務委託契約を更新した。 ・5月の元号改正を控え、現行共済手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法について、ホームページに掲載した。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式への変更について、変更金融機関の拡大を図った（30行拡大）。 ・中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。 	<p>・退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p> <p>・中退共ホームページのQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 701(87.0%) ・どちらでもない 37(4.6%) ・ならなかった 68(8.4%) <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 745(87.6%) ・どちらでもない 36(4.2%) ・ならなかった 69(8.1%) <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 797(85.8%) ・どちらでもない 44(4.7%) ・ならなかった 88(9.5%) <p>【令和3年度】</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>・ホームページへのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p> <p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p>・手続負担軽減措置として、平成30年4月以降、請求書の添付書類を簡素化（マイナンバー入り住民票の添付にて給付金額が300万円以上であっても印鑑証明書を不要とする）を行った。</p> <p>【令和元年度】 ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った。 3月末現在：56行中47行 なお、残りのCMT方式の金融機関については、令和2年度前期にCMT方式の廃止が決定している。</p> <p>・元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法については、引き続きホームページにおけるガイダンス及び令和2年4月発行の中退共だよりへ掲載し周知した。</p> <p>・中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。</p> <p>【令和2年度】 ・企業合併に伴う企業年金制度間の資産移換（受入）について、中退共オンラインシステムの二次開発が凍結となったため、資産移換を希望する共済契約者への対応用「申出処理ツール」を作成し、作動テストを実施後、仮運用ができるようシステムを構築した。</p> <p>・元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法については、引き続きホームページにおけるガイダンス及び令和2年4月発行の中退共だより19号へ掲載し周知するなど、電話等による問い合わせへの対応を行った。また、最新の様式が普及するのに合わせたOCR読み込みシステムの改修を実施し、12月にリリースした。</p> <p>・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータ授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った（3月末時点：7行実施）。これにより109行が伝送方式、5行がDVD方式となり、CMTを利用する金融機関はなくなった。</p> <p>・令和3年1月以降、請求人が金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能とした。</p> <p>【令和3年度】 ・「押印を求める手続の見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。 共済契約者： 376,030 所 被共済者： 3,614,440 人 発送期間： 令和3年12月22日～令和4年1月31日</p> <p>・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付にあたり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>・参考になった 775(86.6%) ・どちらでもない 48(5.4%) ・ならなかった 72(8.0%)</p> <p>・中期期間中における中退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】 1,414,635件(123.0%) 【令和元年度】 1,320,618件(114.8%) 【令和2年度】 1,515,416件(131.8%) 【令和3年度】 1,761,202件(153.1%)</p> <p>【平成30年度】 ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共同参加会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。</p> <p>【令和元年度】 ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共同参加会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策（請求手続きの合理化等）を検討した。</p> <p>【令和2年度】 ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共同参加会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。例えば、請求手続における金融機関窓口で受ける口座確認印について、普通預金通帳等のコピー添付でも手続を可能としたことは、参与の意見も参考としたものである。</p> <p>・中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴</p>	
--	--	---	---	---	--

<p>相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。</p> <p>また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。 	<p>イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q&Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。 	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのQ&Aについて、基金及び廃止特退共に係る制度間移換に関する項目の追加及び現行記載内容の修正を含め全体的な見直しを行い、内容の充実を図った。 ・平成30年10月の発送分をもって定期発送の廃止が決定した「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキについては、廃止の事前告知や、問合せ用窓口の開設など肌理細かな対応を行った。 ・2017.4月版以前の新規退職金共済契約申込書を使用して加入申込みを行った共済契約者について、周知文書を発送した。（平成30年9月5日手帳作成日の新規共済契約者～） ・通知文を4月に【掛金納付状況票及び退職金試算票】に同封の上送付し、7月にも共済契約者及び関係機関等に対し送付した。 ・定期発送から申出制への取扱変更のため新方式への「発行依頼書」をホームページへ掲載し、「掛金等の振替結果発行依頼書」の到着状況についてもホームページに掲載した。 ・中退共ホームページからのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続について、様式変更を下記のとおり進めた。 <p>○直接入力可能なフォーマットに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式2：掛金前納申出書 ・様式3：未納正当理由申立書 ・様式5：掛金納付月数通算申出書 ・様式6：傍系企業間の移籍・企業合併・企業分割による契約継続申出書 ・様式12：中小企業者でなくなったことの届 <p>○新たに「掛金納付再開申出書」を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日施行の特退共廃止団体からの資産移換に伴い、特例掛金月額利用の被共済者に係る経過措置期間満了時の増額月変について、対象被共済者のいる事業所への事前通知を含めたシステム開発に着手した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併等による企業年金と中退共との間での資産移換についてQ&Aに掲載した。 ・問い合わせが非常に多い「掛金等の振替請求のお知らせ」及び「掛金等返還のお知らせ」の見方についてQ&Aに掲載した。 ・ホームページに企業年金から中退共への資産移換手続きを解説したページを追加した。 ・ホームページに「合併等に伴う企業年金からの移換シミュレーション」を追加した。 ・様式2「掛金前納申出書」について、共済契約者が引き落とし開始月を容易に把握できるよう修正し提供した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせが非常に多い「掛金月額変更申込書」と「被共済者退職届」の元号改正に関する記載についてのQ&Aを新設した。 ・共済契約者が利用する機会の多い「手続様式見本集」に簡単にアクセスできるようトップページにバナーを新設した。 ・トップページに掲載している情報について、閲覧者が情報を見つけやすいように閲覧者別に分けて掲載した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「押印を求める手続きの見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改定し共済契約者へ送付した。 ・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、昨年度より引き続き、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。 ・ホームページリニューアルについて、各部から要望収集や導入を検討中の新コンテンツのトライアル等を行い更改に向け検討を行った。 ・令和元年度にホームページに追加した企業年金から中退共への資産移換手続きを解説したページについて、閲覧者が情報を見つけやすいように全体的な内容の見直しを行った。 ・新たなコンテンツとして「マンガでわかる中退共」を作成し、トップページにバナーを掲載 	<p>取を行った。</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や外部の有識者で構成する中退共・特退共合同参与会での審議内容等を踏まえ、業務運営上の改善策を検討した。 ・中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集した。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式A「退職金試算依頼書」について、直接入力の可能なフォーマットに変更した。 ・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引続きシステム稼働周知を行った。（電子申請率） <p>平成30年度末：91.3% 令和元年度末：93.0% 令和2年度末：94.5% 令和3年度末：94.5%</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、以下のとおり見直しを実施した。 ・退職金等請求時の添付書類について、手続負担軽減の観点から、退職金等を請求する際に添付する本人等確認書類の見直しを実施した。 <p>具体的には、マイナンバー制度における添付書類（番号入り住民票）を兼用することで、提出する添付書類の内容を簡素化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等の迅速化を企図し、1月から新規申込書を加え業務委託契約を更新した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、各種の見直しを実施した。
--	--	--	---	--	---

<p>【目標設定等の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。 ※類似の満足度調査結果（Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成25）～2016（平成28）年度平均）：約86% ※前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817件 	<p>ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。</p>		<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中退共ホームページのQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した。 【平成30年度】 <ul style="list-style-type: none"> 参考になった 701(87.0%) どちらでもない 37(4.6%) ならなかった 68(8.4%) 【令和元年度】 <ul style="list-style-type: none"> 参考になった 745(87.6%) どちらでもない 36(4.2%) ならなかった 69(8.1%) 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> 参考になった 797(85.8%) どちらでもない 44(4.7%) ならなかった 88(9.5%) 【令和3年度】 <ul style="list-style-type: none"> 参考になった 775(86.6%) どちらでもない 48(5.4%) ならなかった 72(8.0%) <p>・中期期間中における中退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> 【平成30年度】1,414,635件(123.0%) 【令和元年度】1,320,618件(114.8%) 【令和2年度】1,515,416件(131.8%) 【令和3年度】1,761,202件(153.2%) <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者サービス向上のため、相談業務については、懇切丁寧な対応を徹底し回答の標準化に努めるとともに、相談業務の質を向上させるため、応答マニュアルの見直しを適宜行い回答の標準化を図った。 令和2年12月25日押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、相談業務におけるマニュアルの整備・周知を行った。 個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った。 (コールセンター完結率) 平成30年度末：68.3% 令和元年度末：68.3% 令和2年度末：67.9% 令和3年度末：68.2% お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した。 【平成30年度】講習日 11/28・11/29 参加人数9名 【令和元年度】講習日 11/27～11/29 参加人数9名 【令和2年度】講習日 11/26 参加人数6名 【令和3年度】講習日 11/25 参加人数6名 相談業務における各事業本部の対応マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各事業本部に周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月の元号改正を控え、現行共済手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法について、ホームページに掲載した。 口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式への変更について、変更金融機関の拡大を図った(30行拡大)。 中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。 【令和元年度】 <ul style="list-style-type: none"> 口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った。 3月末現在：56行中47行 なお、残りのCMT方式の金融機関については、令和2年度前期にCMT方式の廃止が決定している。 元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記入方法については、引き続きホームページにおけるガイダンス及び令和2年4月発行の中退共だよりへ掲載し周知した。 中退共ホームページからダウンロード可能な書式について、PC上で直接入力可能なフォーマットへ様式を変更した。 【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> 企業合併に伴う企業年金制度間の資産移換(受入)について、中退共オンラインシステムの二次開発が凍結となったため、資産移換を希望する共済契約者への対応用「申出処理ツール」を作成し、作動テストを実施後、仮運用ができるようシステムを構築した。 元号改正後も現行手帳のまま使用する「掛金月額変更申込書」、「被共済者退職届」の記 		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>ハ 2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成31）年度以降も適切に相談に応じる。</p>	<p>・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。</p> <p>・加入者及び関</p>	<p>○ホームページからのご意見ご質問</p> <p>【平成30年度】 1,232件 【令和元年度】 1,382件 【令和2年度】 1,662件 【令和3年度】 1,876件</p> <p>○ご利用者の声</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答 144件 ・お礼意見 10件 ・苦情意見 4件 ・相談用件 179件 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答 175件 ・お礼意見 15件 ・苦情意見 1件 ・相談用件 202件 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答 48件 ・お礼意見 3件 ・苦情意見 0件 ・相談用件 55件 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答 51件 ・お礼意見 1件 ・苦情意見 0件 ・相談用件 58件 <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に対応した。 ・各年度における企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度との資産移換は下記のとおりであった。 <p>（企業年金制度から中退共制度への資産移換）</p> <p>【令和2年度】 DB：1事業所 97人 128,319,436円</p> <p>【令和3年度】 DB：1事業所 27人 22,708,034円</p> <p>（中退共制度から企業年金制度への資産移換）</p> <p>【平成30年度】 DC：2事業所 44人 49,908,703円</p> <p>【令和元年度】 DB：9事業所 179人 303,148,142円 DC：19事業所 475人 498,687,250円</p> <p>【令和2年度】 DB：13事業所 187人 185,441,403円 DC：14事業所 244人 343,527,373円</p> <p>【令和3年度】 DB：11事業所 684人 966,457,066円 DC：18事業所 719人 1,476,467,911円</p>	<p>入方法については、引き続きホームページにおけるガイドランス及び令和2年4月発行の中退共だより19号へ掲載し周知するなど、電話等による問い合わせへの対応を行った。また、最新の様式が普及するのに合わせたOCR読み込みシステムの改修を実施し、12月にリリースした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替事務代行業者と各金融機関で行っているデータ授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ変更を行った（3月末時点：7行実施）。 <p>これにより109行が伝送方式、5行がDVD方式となり、CMTを利用する金融機関はなくなった。</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「押印を求める手続きの見直し」が施行されたことに伴い、共済手帳の内容を一部改訂し共済契約者へ送付した。 <p>共済契約者： 376,030所 被共済者： 3,614,440人 発送期間：令和3年12月22日～令和4年1月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、ホームページに掲載し周知した。また、令和4年4月発行の中退共だより21号にも掲載し周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに関係部署とヒアリングを実施し、基本対応マニュアルの見直しを行った。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンター等のマニュアルを見直し、コールセンターでの対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、オペレーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施した。 <p>・加入促進強化月間等における訪問の場等を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望を聴取した。また、加入事業主を対象にした「退職金制度等の実態に関する調査」し、手続等の業務</p>	<p>・加入促進強化月間等における訪問の場等を活用して、加入者及び関係団体等の意見・要望を聴取した。また、加入事業主を対象にした「退職金制度等の実態に関する調査」し、手続等の業務</p>
--	---	--	---	--	---

<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、下記のような意見が多く聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の手続きを検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・中小企業の範囲を広げてほしい。 ・掛金月額の種類の拡大（上限、下限とも） <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。</p> <p>ハ 「退職金制度等に関する実態調査」について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施、前年対比の導入等分析方法の多角化や、図表の分かり易さ向上により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。</p> <p>また、設問については、統計の継続性の観点から、調査対象（既加入事業主）及び調査項目を基本的には令和元年度調査と同様のものとする一方、一部設問については、今後の事業推進活動見直し等に活用し得るように、設問内容の見直しを行った。</p> <p>なお、令和元年度より、回収率向上を企図し、回答方法についてWEB回答も併用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効回答数（調査対象 6,000 事業所） 【平成30年度】 郵送回答 3,230 事業所 【令和元年度】 郵送回答 3,035 事業所 WEB回答 316 事業所 【令和2年度】 郵送回答 3,253 事業所 WEB回答 340 事業所 【令和3年度】 郵送回答 2,032 事業所 WEB回答 1,333 事業所 	<p>る訪問や参加等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、下記のような意見が多く聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の手続きを検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・中小企業の範囲を広げてほしい。 ・掛金月額の上限下限を広げてほしい。 ・加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し中退共制度の意見・要望などを把握した。制度面での要望については厚生労働省と情報を共有し、手続等の業務運営上の要望については、関係部署と検討し、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更を行った。 ・新規加入企業を対象に、調査結果を今後の制度周知業務に反映させるため、制度への加入動機及び経路等のアンケートを実施した。結果について、今後の制度周知業務に反映させた。 <p>【平成30年度】平成29年8月～30年7月加入・3,390所 【令和元年度】平成30年8月～元年7月加入・3,291所 【令和2年度】令和元年8月～2年7月加入・3,217所 【令和3年度】令和2年8月～3年7月加入・3,156所</p>	<p>運営上の要望については、関係部署と検討し、ホームページからダウンロード可能な書式のフォーマット変更を行うなど、意見・要望や調査結果の情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、事業の改善を図った。</p> <p><今後の課題> 退職金未請求者等についてアンケート調査等により分析した結果、企業間通算制度の利用拡大や、退職金額が少額の層における手続き負担敬遠等が主な要因であることが判明したことから、費用対効果の観点にも留意し、適正な未請求者比率の目標を設定した上で、対応策を検討する。</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) ・各期ではそれぞれ(の目標)ごとに達成しているところ、それに加えて機構内で通期(期間を横断する形)で独自に、システム管理の取組や専門の委員会設置など、(一般の中退であるべきモデルを構築して他の共済制度にも波及させるような)はるかに厳しい努力をしていることがよく分かった。</p>	
---	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
1-2	I 退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業	
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）
当該項目の重要度 困難度	<p>【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>（理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p> <p>【困難度 高】 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>（理由） 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	中退法第70条第1項
		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）
		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ																								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）																	
指 標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度							
			国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券	国内債券						国内債券	国内債券					
委託運用部分における複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）	複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	予算額（千円）	60,220,562	60,434,715	64,996,587	64,215,393							
			0.15%	0.33%	0.18%	0.21%	0.24%	0.35%	0.12%	0.14%	%	%												
			国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式	国内株式						国内株式	決算額（千円）	54,747,072	56,054,080	56,370,103	64,711,096	
			給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理						%						%
			△1.80%	△7.81%	0.24%	△0.35%	3.11%	9.17%	2.59%	1.54%	%	%												
外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	外国債券	経常費用（千円）	75,178,604	84,949,349	80,929,953	79,017,457									
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	%						%								
0.26%	0.02%	0.29%	0.37%	0.89%	△0.02%	0.47%	△0.26%	%	%															
外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式	外国株式														

			給付 経理 △0.56%	特別給付 経理 △0.54%	給付 経理 △0.26%	特別給付 経理 △3.41%	給付 経理 △1.23%	特別給付 経理 1.04%	給付 経理 1.13%	特別給付 経理 0.29%	給付 経理 %	特別給付 経理 %	経常利益(千円)	△9,778,415	△21,849,807	19,816,789	△9,180,609
			合計		合計		合計		合計		合計						
			給付 経理 △0.50%	特別給付 経理 △0.97%	給付 経理 △0.06%	特別給付 経理 △0.02%	給付 経理 1.12%	特別給付 経理 1.21%	給付 経理 1.03%	特別給付 経理 1.08%	給付 経理 %	特別給付 経理 %					
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施済	実施済	実施済	実施済							行政サービス実施コスト(千円)	11,123,359	-	-	-
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 369,592人		-	-	-	-							従事人員数	49	52	53	51
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度 1回以上		1回	1回	1回	1回											
同上【達成度】			【100.0%】	【100%】	【100%】	【100%】											
中期目標期間中の新規被共済者目標数	545,000人以上		30年度目標数 112,000人	元年度目標数 110,000人	2年度目標数 109,000人	3年度目標数 108,000人											
新規被共済者数【達成度】			108,728人 【97.1%】	113,293人 【103.0%】	116,689人 【107.1%】	107,403人 【99.4%】											
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%											
ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度 66万件以上		749,129件	746,189件	1,059,585件	1,474,574件											
同上【達成度】			【113.5%】	【113.1%】	【160.5%】	【223.4%】											
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度 1回以上		1回	1回	1回	1回											
同上【達成度】			【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】											

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
2 建設業退職金共済事業 機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	2 建設業退職金共済事業		2 建設業退職金共済事業	<p><自己評価> 評価：A 「資産の運用」「確実な退職金の支給に向けた取組等」「加入促進対策の効果的な実施」「サービスの向上」に係る指標については、いずれも中期目標期間中の目標を達成した。</p> <p>特筆すべき点として、まず、資産の運用については、委託運用部分の複合ベンチマーク収益率について、給付経理及び特別給付経理とともに過去4年間通期で見ると複合ベンチマーク収益率を上回る運用収益を確保した。資産運用委員会では、平成30年度より基本ポートフォリオの検証を行ってきたところ、令和元年度から令和2年度にかけて厚生労働省により財政検証が行われ、令和3年10月より予定運用利回りが3%から1.3%へ引き下げられることとなった。これを踏まえ、基本ポートフォリオ等の見直しを進め、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等の合同運用に移行することを決定した。これについては、現在の建退共の資産運用の体制の中で適切な対応であったと考えている。これらの施策の結果、必要な利益剰余金不足額についても減少し、財務基盤の強化が図られた。更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>確実な退職金の支給に関しては、長期未更新者数の縮減は、建設業における雇用実態を踏まえると困難度の高い目標であったが、ターゲットを特定した対策として、第3期中期計画までに構築したデータベースを基に高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所</p>	評価：A <評価に至った根拠> 重要度を高く設定した、資産の運用については、4年間年率としては複合ベンチマーク収益率を上回った他、目標策定時には想定していなかったものの、中退共等の合同運用に移行する等によりリスク管理やスタイル分散の是正につながった。 難易度を高く設定した、退職金の確実な支給に向けた取組については、高齢者を対象とした請求勧奨を行うとともに住所情報を把握していない被共済者について、事業所への住所情報の提供を依頼した。また、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知するなどの新たな対策を実施する等により、令和3年度末時点で見ると前中期目標期間終了時の数から減少させており、顕著な成果がみられる。 加入促進対策の効果的な実施については、新たな外国人在留資格の導入に合わせ、外国人労働者向けパンフレットを作成する等、柔軟な取組を行った。 サービスの向上については、電子申請方式導入に伴い開発した就労実績報告作成			

					<p>情報を把握していない被共済者（約21万4千人）について、事業所（約5万所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を開催し、更新手続き等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの新たに実施した対策により、前中期目標期間終了時369,592人に対し、令和3年度末364,418人と△5,174人の減少となった。増加の趨勢にあった長期未更新者数を減少に転ずることができたのは大きな成果である。</p> <p>加入促進対策の効果的实施については、新型コロナウイルス感染拡大により、説明会や企業訪問を中止・縮小せざるを得ない中、新たな取組として、ハローワークと各職業能力関連施設等にCCUSと合同でパンフレットの設置を依頼した他、また、新たな外国人在留資格の導入に合わせ、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を作成する等、世情に応じた弾力的な加入促進対策を講じた。</p> <p>サービスの向上に関しては、就労実績報告作成ツールの開発・公開が本中期計画期間中の取組として大きなものである。建退共制度における新たな掛金納付方法である電子申請方式については、令和3年3月から本格的な導入を開始したが、本ツールは電子申請方式の利用者のみならず従来の証紙貼付方式における書類作成にも利用でき、元請・下請間の就労報告の円滑化にも資するものとなっており、共済契約者に広く利用されている（令和3年度末時点ダウンロード件数38,509件）。また、電子申請方式の普及に向けて、利用者から</p>	<p>ツールについて、従来の証紙貼付方式における書類作成にも利用できるなど、利用者の利便性向上につながっている。</p> <p>所期の目標が概ね達成されており、難易度の高い項目についても目標が達成されていることから「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とする</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・委託運用部分について、外的要因により、主に国内株式の個別銘柄選択効果がマイナスに寄与したため、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回った。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については、給付経理、特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、概ね複合ベンチマーク並みの水準となり、引き続き中期的に建退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保している。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については、給付経理では外国株式、特別給付経理では外国債券がベンチマークを下回ったが、複合ベンチマークを上回る水準を確保した。</p> <p>財政検証の結果、令和3年10月1日より予定運用利回りの引き下げが決定されたところであるが、基本ポートフォリオの定例検証において、予定運用利回り引き下げを考慮しても逆ザヤが解消されない等により資産運用委員会からは、基本ポートフォリオ見直しを、マネジャー・ストラクチャー見直しと合わせ、喫緊の課題とされたため、運用受託機関の見直しについて検討を行ったが、リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、委託運用部分について中退共等との合同運用に移行する方向で準備を進めていく方針について</p>	<p>の意見をもとに改良を続けており、令和3年10月には掛金日額の改正に伴うシステム改修を行うと同時に、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修も実施し、利用者の利便向上を達成してきている。令和4年夏には、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携をさらに強化するためのシステム改修を行うこととしているなど、引き続き改良を進めることとしている。あわせて、コールセンターの設置や、操作マニュアル及び解説動画の作成・ホームページ掲載、説明会の開催、パンフレット・ポスター等による周知などにも取り組んでいる。政府全体としてデジタル化・オンライン化が進められている中で、電子申請方式の普及は建退共における最重要の課題と考えており、こうした取組により、他の事業本部に先駆けてその推進を行うことができた。</p> <p>以上を総合的に勘案してA評価とする。</p> <p>・委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率は、概ねベンチマーク並みの水準となった。</p>	<p><評価の視点に対する措置></p>	<p><評価の視点に対する措置></p>
--	---	---	--	--	----------------------------	----------------------------

<p>こと。</p>	<p>のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p>	<p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</p>	<p>「資産運用委員会」で審議のうえ、了承された。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「臨時資産運用委員会」の承認を得た上で、令和2年5月以降大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落したが、委託運用部分は、給付経理・特別給付経理ともに複合ベンチマーク収益率を上回った。</p> <p>○パフォーマンス状況</p> <table border="1" data-bbox="825 640 1697 945"> <thead> <tr> <th colspan="6">給付経理</th> </tr> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>4年間年率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><A></td> <td><A></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.15%</td> <td>0.18%</td> <td>0.24%</td> <td>0.12%</td> <td>0.17%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△1.80%</td> <td>0.24%</td> <td>3.11%</td> <td>2.59%</td> <td>0.80%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.26%</td> <td>0.29%</td> <td>0.89%</td> <td>0.47%</td> <td>0.48%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.56%</td> <td>△0.26%</td> <td>△1.23%</td> <td>1.13%</td> <td>△0.19%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.50%</td> <td>△0.06%</td> <td>1.12%</td> <td>1.03%</td> <td>0.38%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="825 976 1697 1270"> <thead> <tr> <th colspan="6">特別給付経理</th> </tr> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>4年間年率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><A></td> <td><A></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.33%</td> <td>0.21%</td> <td>0.35%</td> <td>0.14%</td> <td>0.26%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△7.81%</td> <td>△0.35%</td> <td>9.17%</td> <td>1.54%</td> <td>△0.32%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>0.02%</td> <td>0.37%</td> <td>△0.02%</td> <td>△0.26%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.54%</td> <td>△3.41%</td> <td>1.04%</td> <td>0.29%</td> <td>△1.04%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.97%</td> <td>△0.02%</td> <td>1.21%</td> <td>1.08%</td> <td>0.31%</td> </tr> </tbody> </table> <p>i) 基本ポートフォリオの見直し 【平成30年度】、【令和元年度】</p> <p>・基本ポートフォリオの検証の結果、下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認されたところであるが、令和元年度の財政検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオを見直すこととした。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・財政検証の結果、令和3年10月1日より予定運用利回り3%から1.3%へ引き下げることが決定された。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・令和3年10月1日から3%から1.3%へ引き下げられた予定運用利回りを前提に、資産運用で必要な利回りを算出。この必要な利回りを最低限のリスクで満たす基本ポートフォリオについて「資産運用委員会」で審議した結果、給付経理及び特別給付経理の委託運用部分について、令和4年4月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することを決定。これを受け、令和3年12月運営委員会・評議員会の承認を得て正式に決定され、合同運用を前提に必要な利回りを確保する基本ポートフォリオへの見直しを行った。</p> <p>ii) 建退共単独での運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成、募集・評価方法等の見直しを検討したが、合同運用への移行との比較の結果、建退共単独での見直しは</p>	給付経理						超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	<評価>				<A>	<A>	国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.17%	国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.80%	外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.48%	外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.19%	合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.38%	特別給付経理						超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	<評価>				<A>	<A>	国内債券	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	0.26%	国内株式	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	△0.32%	外国債券	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.03%	外国株式	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△1.04%	合計	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.31%	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>・運用成績がベンチマークを下回った運用委託先に対しては、原因の報告に加え、運用プロセスについての改善策を求め、ヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得たうえで実施している。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。また、厚生労働省に主に以下</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・運用成績がベンチマークを下回った運用委託先に対しては、原因の報告に加え、運用プロセスについての改善策を求め、ヒアリングを行い、その内容について確認を行っている。</p> <p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p> <p>・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。</p>	
給付経理																																																																																																						
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率																																																																																																	
<評価>				<A>	<A>																																																																																																	
国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	0.17%																																																																																																	
国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.80%																																																																																																	
外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.48%																																																																																																	
外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.19%																																																																																																	
合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.38%																																																																																																	
特別給付経理																																																																																																						
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率																																																																																																	
<評価>				<A>	<A>																																																																																																	
国内債券	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	0.26%																																																																																																	
国内株式	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	△0.32%																																																																																																	
外国債券	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.03%																																																																																																	
外国株式	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△1.04%																																																																																																	
合計	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.31%																																																																																																	

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、建退共事業</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>	<p>行わず、合同運用に移行する方針を決定した。その結果、トランジション・マネジャーを利用し、合同運用の開始に伴う資産移管について準備を進めた。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた。</p> <p>【平成 30 年度】 ・資産運用委員会の審議を経て、基本方針の記述を中期計画の目標に合致するよう改定した。</p> <p>【令和 2 年度】 ・基本ポートフォリオの見直しの検討、日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明、コロナ禍を踏まえた流動性確保のための自家運用債券の購入見合わせと再開について、随時経過を報告し、助言を受けながら実施した。</p> <p>【令和 3 年度】 ・リスク管理やスタイル分散を是正する観点から、令和 4 年 4 月から中退共、清退共、林退共との合同運用を開始することが決定されたことに伴い、基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の見直しを行った。 ・「資産運用企画会議」を四半期ごとに開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期ごとの運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。 ・「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告し、審議を受けた。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。開催回数は以下のとおり。</p> <p>【平成 30 年度】 8 回 ・平成 30 年度スチュワードシップ活動状況について ・建退共の財政状況、資産運用等について</p> <p>【令和元年度】 7 回 ・建退共の財政状況、資産運用等について ・特定業種退職金制度の財政検証について ・中退共との合同運用について</p> <p>【令和 2 年度】 10 回 ・特定業種退職金制度の財政検証について ・日本版スチュワードシップ・コード再改定への対応について ・流動性対策について ・建退共の基本ポートフォリオの見直しの検討について</p> <p>【令和 3 年度】 8 回 ・建退共の基本ポートフォリオ見直しの検討について ・合同運用参加予定の建退共の基本ポートフォリオ変更（案）について ・「資産運用の基本方針」の改正について（基本ポートフォリオの改定）</p> <p>ii) 情報公開 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告するとともに、機構ホームページに公表した。主な公表内容は以下のとおり。</p> <p>・資産運用委員会議事要旨（平成 29 年度～令和 3 年度） ・四半期毎の運用実績及び運用資産の構成状況</p>	<p>の資料を提供した。</p> <p>・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共同部会）資料 （運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p>		
--	--	---	--	--	--

<p>の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率(※)を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>※ 2022(令和4)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の資産運用残高及び利回り状況等 ・年度毎の資産運用結果報告 ・スチュワードシップ活動状況の概要(平成29年7月～令和3年6月) ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて(令和2年度) <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議(建退共・清退共・林退共合同部会)資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告) ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数(令和元年度、令和2年度) <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針の改正 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家運用対象債券の拡充 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改正 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改正 ・中退共等との合同運用について ・基本ポートフォリオの見直し ・資産運用の基本方針の見直し <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者(以下「長期未更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>長期未更新者数</p> <table border="1"> <tr> <td>・前中期目標期間終了時</td> <td>369,592人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>371,025人</td> <td>(1,433人)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>373,568人</td> <td>(2,543人)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>370,498人</td> <td>(△3,070人)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>364,418人</td> <td>(△6,080人)</td> </tr> </table> <p>(対前年度比)</p>	・前中期目標期間終了時	369,592人		平成30年度末	371,025人	(1,433人)	令和元年度末	373,568人	(2,543人)	令和2年度末	370,498人	(△3,070人)	令和3年度末	364,418人	(△6,080人)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新時における 	
・前中期目標期間終了時	369,592人																				
平成30年度末	371,025人	(1,433人)																			
令和元年度末	373,568人	(2,543人)																			
令和2年度末	370,498人	(△3,070人)																			
令和3年度末	364,418人	(△6,080人)																			

<p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間</p>	<p>度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退</p>	<p>時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。 	<p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数</p> <table border="1"> <tr><td>【平成30年度】</td><td>108,728人</td></tr> <tr><td>【令和元年度】</td><td>113,293人</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>116,689人</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>107,403人</td></tr> </table> <p>また、令和3年度より、長期未更新防止策として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。通知時期：初めて電子申請により掛金充当されたとき 掛金納付実績1年目（12月）となったとき 掛金納付実績5年目ごと（60月、120月、180月 e t c)</p> <table border="1"> <tr><td>【令和2年度】</td><td>48,166人（試行実施）</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>155,517人（本格実施）</td></tr> </table> <p>ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。</p> <table border="1"> <tr><td>更新件数</td><td></td></tr> <tr><td>【平成30年度】</td><td>629,284件</td></tr> <tr><td>【令和元年度】</td><td>641,880件</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>671,688件</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>677,141件</td></tr> </table> <p>また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼した。（令和元年度～令和3年度）</p> <table border="1"> <tr><td>【令和元年度】</td><td>5,986所</td><td>住所判明</td><td>4,575人（内※1,669人）</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>23,198所</td><td>住所判明</td><td>11,021人（内※3,984人）</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>12,252所</td><td>住所判明</td><td>8,758人（内※3,444人）</td></tr> </table> <p>※長期未更新者数</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した。</p> <table border="1"> <tr><td>【平成30年度】</td><td>調査件数</td><td>26,182人（16,070所）</td></tr> <tr><td></td><td>手帳更新者</td><td>4,062人</td></tr> <tr><td></td><td>退職金請求者</td><td>2,784人</td></tr> <tr><td>【令和元年度】</td><td>調査件数</td><td>27,668人（16,396所）</td></tr> <tr><td></td><td>手帳更新者</td><td>5,014人</td></tr> <tr><td></td><td>退職金請求者</td><td>3,027人</td></tr> <tr><td>【令和2年度】</td><td>調査件数</td><td>24,833人（15,071所）</td></tr> <tr><td></td><td>手帳更新者</td><td>4,703人</td></tr> <tr><td></td><td>退職金請求者</td><td>2,845人</td></tr> <tr><td>【令和3年度】</td><td>調査件数</td><td>23,280人（14,651所）</td></tr> </table>	【平成30年度】	108,728人	【令和元年度】	113,293人	【令和2年度】	116,689人	【令和3年度】	107,403人	【令和2年度】	48,166人（試行実施）	【令和3年度】	155,517人（本格実施）	更新件数		【平成30年度】	629,284件	【令和元年度】	641,880件	【令和2年度】	671,688件	【令和3年度】	677,141件	【令和元年度】	5,986所	住所判明	4,575人（内※1,669人）	【令和2年度】	23,198所	住所判明	11,021人（内※3,984人）	【令和3年度】	12,252所	住所判明	8,758人（内※3,444人）	【平成30年度】	調査件数	26,182人（16,070所）		手帳更新者	4,062人		退職金請求者	2,784人	【令和元年度】	調査件数	27,668人（16,396所）		手帳更新者	5,014人		退職金請求者	3,027人	【令和2年度】	調査件数	24,833人（15,071所）		手帳更新者	4,703人		退職金請求者	2,845人	【令和3年度】	調査件数	23,280人（14,651所）	<p>握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。 	<p>被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。
【平成30年度】	108,728人																																																																				
【令和元年度】	113,293人																																																																				
【令和2年度】	116,689人																																																																				
【令和3年度】	107,403人																																																																				
【令和2年度】	48,166人（試行実施）																																																																				
【令和3年度】	155,517人（本格実施）																																																																				
更新件数																																																																					
【平成30年度】	629,284件																																																																				
【令和元年度】	641,880件																																																																				
【令和2年度】	671,688件																																																																				
【令和3年度】	677,141件																																																																				
【令和元年度】	5,986所	住所判明	4,575人（内※1,669人）																																																																		
【令和2年度】	23,198所	住所判明	11,021人（内※3,984人）																																																																		
【令和3年度】	12,252所	住所判明	8,758人（内※3,444人）																																																																		
【平成30年度】	調査件数	26,182人（16,070所）																																																																			
	手帳更新者	4,062人																																																																			
	退職金請求者	2,784人																																																																			
【令和元年度】	調査件数	27,668人（16,396所）																																																																			
	手帳更新者	5,014人																																																																			
	退職金請求者	3,027人																																																																			
【令和2年度】	調査件数	24,833人（15,071所）																																																																			
	手帳更新者	4,703人																																																																			
	退職金請求者	2,845人																																																																			
【令和3年度】	調査件数	23,280人（14,651所）																																																																			

<p>の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）年12月末 369,299人</p> <p>【難易度 高】 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及</p>	<p>職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。</p> <p>ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、ニの75歳に達した者に対する要請から5年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るためのシステムを開発する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が</p>		<table border="0"> <tr> <td>手帳更新者</td> <td>5,048人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職金請求者</td> <td>3,056人</td> <td></td> </tr> </table> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち退職金の請求資格があり75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>対象者</td> <td>41,011人</td> <td>住所判明</td> <td>834人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>24人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>281人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>対象者</td> <td>7,115人</td> <td>住所判明</td> <td>215人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>16人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>42人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>対象者</td> <td>5,951人</td> <td>住所判明</td> <td>265人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>22人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>106人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>対象者</td> <td>4,680人</td> <td>住所判明</td> <td>241人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>18人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>63人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>また、退職金の請求資格があり、70歳と74歳に達した者のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者に対し掛金納付状況等の通知を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>住所判明</td> <td>10,630人</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>住所判明</td> <td>8,457人</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>住所判明</td> <td>11,950人</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>住所判明</td> <td>16,129人</td> </tr> </table> <p>さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正した。</p> <p>ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>調査件数</td> <td>11,005人</td> <td>住所判明</td> <td>10,169人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>821人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>837人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>調査件数</td> <td>12,014人</td> <td>住所判明</td> <td>11,705人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>1,126人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>996人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>調査件数</td> <td>13,042人</td> <td>住所判明</td> <td>12,788人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>1,443人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>1,127人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>調査件数</td> <td>12,269人</td> <td>住所判明</td> <td>12,172人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手帳更新者</td> <td>1,247人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>退職金請求者</td> <td>1,156人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>へ 新規加入者及び退職者に対する重複チェックを行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新規加入者に対する重複チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30年度新規加入者</td> <td>108,728人</td> </tr> </table>	手帳更新者	5,048人		退職金請求者	3,056人		【平成30年度】	対象者	41,011人	住所判明	834人		手帳更新者	24人				退職金請求者	281人			【令和元年度】	対象者	7,115人	住所判明	215人		手帳更新者	16人				退職金請求者	42人			【令和2年度】	対象者	5,951人	住所判明	265人		手帳更新者	22人				退職金請求者	106人			【令和3年度】	対象者	4,680人	住所判明	241人		手帳更新者	18人				退職金請求者	63人			【平成30年度】	住所判明	10,630人	【令和元年度】	住所判明	8,457人	【令和2年度】	住所判明	11,950人	【令和3年度】	住所判明	16,129人	【平成30年度】	調査件数	11,005人	住所判明	10,169人		手帳更新者	821人				退職金請求者	837人			【令和元年度】	調査件数	12,014人	住所判明	11,705人		手帳更新者	1,126人				退職金請求者	996人			【令和2年度】	調査件数	13,042人	住所判明	12,788人		手帳更新者	1,443人				退職金請求者	1,127人			【令和3年度】	調査件数	12,269人	住所判明	12,172人		手帳更新者	1,247人				退職金請求者	1,156人			【平成30年度】		・新規加入者に対する重複チェック		30年度新規加入者	108,728人			
手帳更新者	5,048人																																																																																																																																																					
退職金請求者	3,056人																																																																																																																																																					
【平成30年度】	対象者	41,011人	住所判明	834人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	24人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	281人																																																																																																																																																				
【令和元年度】	対象者	7,115人	住所判明	215人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	16人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	42人																																																																																																																																																				
【令和2年度】	対象者	5,951人	住所判明	265人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	22人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	106人																																																																																																																																																				
【令和3年度】	対象者	4,680人	住所判明	241人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	18人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	63人																																																																																																																																																				
【平成30年度】	住所判明	10,630人																																																																																																																																																				
【令和元年度】	住所判明	8,457人																																																																																																																																																				
【令和2年度】	住所判明	11,950人																																																																																																																																																				
【令和3年度】	住所判明	16,129人																																																																																																																																																				
【平成30年度】	調査件数	11,005人	住所判明	10,169人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	821人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	837人																																																																																																																																																				
【令和元年度】	調査件数	12,014人	住所判明	11,705人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	1,126人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	996人																																																																																																																																																				
【令和2年度】	調査件数	13,042人	住所判明	12,788人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	1,443人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	1,127人																																																																																																																																																				
【令和3年度】	調査件数	12,269人	住所判明	12,172人																																																																																																																																																		
	手帳更新者	1,247人																																																																																																																																																				
	退職金請求者	1,156人																																																																																																																																																				
【平成30年度】																																																																																																																																																						
・新規加入者に対する重複チェック																																																																																																																																																						
30年度新規加入者	108,728人																																																																																																																																																					

<p>び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	<p>疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、</p>		<p>うち重複加入者 2,118人</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者に対する重複チェック 30年度退職者 55,996人 うち追加支給者 274人 支給額 73,224千円 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規加入者に対する重複チェック 元年度新規加入者 113,293人 うち重複加入者 2,212人 退職者に対する重複チェック 元年度退職者 56,853人 うち追加支給者 383人 支給額 78,037千円 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規加入者に対する重複チェック 2年度新規加入者 116,689人 うち重複加入者 2,242人 退職者に対する重複チェック 2年度退職者 54,075人 うち追加支給者 407人 支給額 73,958千円 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規加入者に対する重複チェック 令和3年度新規加入者 107,403人 うち重複加入者 2,133人 退職者に対する重複チェック 令和3年度退職者 62,312人 うち追加支給者 439人 支給額 92,971千円 <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ等呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌掲載 【平成30年度】 28件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 69件 【令和3年度】 78件 <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>			
-----------------------------	---	--	---	--	--	--

<p>退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>【難易度高】</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <p>[目標設定等の考え方]</p>	<p>退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>【難易度高】</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。</p> <p>ロ 毎年度1回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を</p>		<p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌掲載 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 28件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 69件 【令和3年度】 78件 ・その他、広く労働者に対し、全国紙・地方紙等の新聞、地上波TV、BSTV、CSTV、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。 ・問い合わせ件数 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 2,010件 【令和元年度】 2,311件 【令和2年度】 4,372件 【令和3年度】 4,627件 <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行促進要請（点検・措置） <p>就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 13,856所 【令和元年度】 13,872所 【令和2年度】 19,296所 【令和3年度】 15,205所 ・再要請（次々年度調査） <p>上記要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 3,776所 【令和元年度】 4,708所 【令和2年度】 3,155所 【令和3年度】 2,926所 <p>ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌掲載 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 28件 【令和元年度】 68件 【令和2年度】 69件 【令和3年度】 78件 			
--	---	--	--	--	--	--

<p>一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。</p>	<p>行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標を、54万5,000人以上とする。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・全契約者へ制度改正に関する通知 【令和3年度】 4月 ハガキ発送 174,201件 7月 文書・チラシ発送 168,130件 9月 事務処理の手引き発送 168,642件 <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入・履行証明発行枚数 【平成30年度】 98,604枚 【令和元年度】 94,418枚 【令和2年度】 95,267枚 【令和3年度】 92,984枚 ・全契約者へ厳格化に関する周知 【令和3年度】 168,130件 <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずるとともに、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を配布し、加入促進対策を講じた。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行った。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施しており、第4期中期計画期間の加入目標545,000人に対し、加入実績446,113人となった。 <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。また、新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等に、CCUSと合同でパンフレットの設置を依頼した他、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催する等、加入促進対策を講じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。また、新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等に、CCUSと合同でパンフレットの設置を依頼した他、建退共各都道府県支部協力のもと、電子申請方式及 	
---	---	--	--	---	--	--

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人 ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率）-1.3%</p>	<p>活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行す</p>	<p>たか。</p>	<p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施した。また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の支部、相談コーナー等への備付</p> <p>【平成30年度】 建退共制度のあらまし 97,811部 建設事業主のみなさま 39,639部 労働者用チラシ 21,250部 学生用チラシ 3,951部 ポスター 13,809部 共済契約者の皆様へ 500部 （注）・備付先には、本部は含まない。</p> <p>【令和元年度】 建退共制度のあらまし 95,593部 建退共制度のあらまし（外国語版・8月～） 5,562部 建設事業主のみなさま 23,097部 労働者用チラシ 17,235部 学生用チラシ 3,898部 ポスター 14,212部 （注）・備付先には、本部は含まない。</p> <p>【令和2年度】 建退共制度のあらまし（外国語版を含む） 112,433部 建設事業主のみなさま 22,189部 労働者用チラシ 28,958部 学生用チラシ 3,084部 ポスター 14,664部</p> <p>【令和3年度】 建退共制度のあらまし（外国語版を含む） 143,031部 建設事業主のみなさま 24,918部 労働者用チラシ 20,003部 学生用チラシ 1,186部 ポスター 29,523部</p> <p>・YouTubeアクセス件数 【平成30年度】 12,169件 【令和元年度】 14,657件 【令和2年度】 32,600件 【令和3年度】 70,536件</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <p>・広報資料の窓口備え付け依頼 【平成30年度】 2,906箇所（内 備え付け 242団体） 【令和元年度】 2,906箇所（内 備え付け 223団体） 【令和2年度】 2,905箇所（内 備え付け 161団体）</p>	<p>た。</p>	<p>び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催する等、効果的かつ効果的な加入促進対策を講じた。</p>
--	---	------------	--	-----------	--

	<p>る広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p>	<p>【令和3年度】 3,049 箇所（内 備え付け 231 団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報記事の掲載依頼 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 124 箇所） 【令和元年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 184 箇所） 【令和2年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 248 箇所） 【令和3年度】 1,789 団体（内 記事の掲載 219 箇所） ・ 制度紹介用動画（DVD）の配布 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 10 枚 ・ ポスターの掲示 <ul style="list-style-type: none"> 【令和2年度】 1,164 箇所 ・ 新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等にCCUSと合同でパンフレット設置依頼 <ul style="list-style-type: none"> 【令和4年度】 664 箇所 <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。</p> <p>（相談対応件数）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 7,219 件 【令和元年度】 8,488 件 【令和2年度】 9,576 件 【令和3年度】 11,718 件 <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を行うよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書送付 <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 294 社 【令和元年度】 286 社 【令和2年度】 278 社 【令和3年度】 292 社 			
--	---	---	--	--	--

	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った。</p> <p>【平成30年度】 7回 【令和元年度】 5回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 3回</p> <p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。</p> <p>【平成30年度】 12回 【令和元年度】 13回 【令和2年度】 8回 【令和3年度】 8回</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。</p> <p>【平成30年度】 122回 【令和元年度】 129回 【令和2年度】 47回 【令和3年度】 77回</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した。</p> <p>【平成30年度】 235回 【令和元年度】 130回 【令和2年度】 64回 【令和3年度】 64回</p> <p>さらに建退共各都道府県支部協力のもと電子申請方式及び制度改正等に向けた説明会を全国規模で開催した。</p> <p>【令和2年度】 84回 【令和3年度】 49回</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行った。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ・パンフレット等合計</p> <p>【平成30年度】 80,448部 【令和元年度】 72,601部 【令和2年度】 75,693部 【令和3年度】 76,313部</p> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。</p> <p>【平成30年度】 91事業所 【令和元年度】 90事業所 【令和2年度】 94事業所</p>			
--	---	--	--	--	--

			<p>【令和3年度】 91事業所</p> <p>iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進強化月間実施要綱の配布 <p>【平成30年度】 11,358部 【令和元年度】 11,368部 【令和2年度】 11,608部 【令和3年度】 11,078部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省あて後援名義使用許可願 ・国土交通省あて後援名義使用許可願 ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付。 ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼 <p>iv) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。</p> <p>【平成30年度】 開催日10/5 (関係団体 54団体内、30団体出席) 【令和元年度】 開催日10/4 (関係団体 54団体内、32団体出席) 【令和2年度】 開催日10/2 (関係団体 54団体内、33団体出席) 【令和3年度】 開催日10/8 (関係団体 54団体内、25団体出席)</p> <p>v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進協力依頼文書を送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元請事業主 (訪問) <p>【平成30年度】 14社 【令和元年度】 14社 【令和2年度】 0社※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ 【令和3年度】 0社※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業団体 (訪問) <p>【平成30年度】 23団体 【令和元年度】 26団体 【令和2年度】 0団体※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ 【令和3年度】 0団体※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問見合わせ</p> <p>vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備付・配布のための周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業団体等 <p>【平成30年度】 12,090部 【令和元年度】 10,709部 【令和2年度】 7,378部 【令和3年度】 10,767部</p> <p>vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界専門誌、業界団体専門誌、テレビ放送、ラジオ放送による広報活動を実施した。 <p>本部</p> <p>【平成30年度】</p> <p>業界専門誌広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 22回 記事掲載 4回</p> <p>【令和元年度】</p>			
--	--	--	---	--	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果について</p>	<p>業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 22回 記事掲載 4回</p> <p>【令和2年度】 業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 25回 記事掲載 5回</p> <p>【令和3年度】 業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 18回 記事掲載 1回</p> <p>支部 【平成30年度】 テレビ放送 22回 ラジオ放送 147回</p> <p>【令和元年度】 テレビ放送 124回 ラジオ放送 155回</p> <p>【令和2年度】 テレビ放送 156回 ラジオ放送 95回</p> <p>【令和3年度】 テレビ放送 4回 ラジオ放送 80回</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行うための準備、要請を行った。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行った。</p>			
--	--	---	--	--	--

<p>は、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p>	<p>は、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続につい</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び 	<p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進対策委員会 【平成30年度】 4回(7/9、9/4、12/5、2/22) 【令和元年度】 4回(7/5、9/11、12/10、2/27 書面開催) 【令和2年度】 4回(7/15、9/14、12/11、2/24) 【令和3年度】 4回(7/14、9/15、12/16、2/24) <p>③ 加入目標数</p> <p>第4期中期計画期間の加入目標545,000人に対し、加入実績446,113人となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 108,728人(達成度97.1%) 【令和元年度】 113,293人(達成度103.0%) 【令和2年度】 116,689人(達成度107.1%) 【令和3年度】 107,403人(達成度99.4%) 合計 446,113人 <p>(4) サービスの向上 ① 業務処理の効率化</p> <p>イ 電子申請方式申込書をダウンロードできるように建退共ホームページに掲載し、加入者等が行う手続きの合理化を図った。また、委託業者や関係者とWEB会議を実施し、時間と事務の効率化を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、毎年度、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。 ・中期期間中における建退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 749,129件(113.5%) 【令和元年度】 746,189件(113.1%) 【令和2年度】 1,059,585件(160.5%) 【令和3年度】 1,474,574件(223.4%) ・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用し 		
---	--	--	---	--	--	--

<p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ・ホームページの建退共制度の</p>	<p>て、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度66万件以上とする。</p>	<p>関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の</p>	<p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>ハ 新たな掛金納付方式のための仕組みとして就労実績報告作成ツール（以下、「ツール」）を開発し、ホームページ上で公開した。併せて電子申請方式及びツールに関する問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、共済契約者等にとって利用しやすい環境を整えた。</p> <p>利用者からの意見を基に、利便性の向上と事務手続の負担軽減を図るための改良を行うとともに、令和2年10月の試行的実施及び令和3年3月の本格的実施を踏まえた機能改善を行い、併せて建設キャリアアップシステムとの連携に対応するための改修を行った。また、操作マニュアル及び説明動画を作成してホームページに掲載し、さらにパンフレット（計722,000部）・ポスター（500部）・現場標識（600部）を配布するなど、ツールを用いた電子申請方式の普及に取り組むとともに、共済契約者等に対して周知を行った。ダウンロード件数 38,509件</p> <p>なお、令和4年度に予定している建設キャリアアップシステムとの機能連携強化に向けて、多機能だが容易に操作ができるようなツールの改修を引き続き行う。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 中期期間中における建退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 749,129件（達成率113.5%） 【令和元年度】 746,189件（達成率113.1%） 【令和2年度】 1,059,585件（達成率160.5%） 【令和3年度】 1,474,574件（達成率223.4%）</p>	<p>て、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施した。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理、マニュアル等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行った。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図った。</p> <p>・中退共・特退共同参加会及び運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理、マニュアル等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行った。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点から、電子申請方式及び就労実績報告作成ツールに係る操作マニュアル及び説明動画を作成してホームページに掲載するなどホームページの充実を図った。また、電子申請方式等に関するコールセンターを設置するなど共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図った。</p> <p>・中退共・特退共同参加会及び運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該</p>	
---	--	---	---	--	--	--

<p>情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：661,819件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を</p>	<p>改善を図ったか。</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図った。</p> <p>・相談対応件数 【平成30年度】 7,219件 【令和元年度】 8,488件 【令和2年度】 9,576件 【令和3年度】 11,718件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。</p> <p>・中退共・特退共合同参与会 【平成30年度】 2回（11/28、3/22） 【令和元年度】 1回（11/11） 【令和2年度】 2回（11/27 書面開催、3/29 書面開催） 【令和3年度】 2回（11/26、3/28）</p> <p>ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <p>・事業月報（毎月） ・事業年報（毎年度7月）</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p> <p>・運営委員会・評議員会 【平成30年度】 2回（6/22、3/18） 【令和元年度】 3回（6/18、7/31 書面開催、3/30 書面開催） 【令和2年度】 2回（6/30、3/17 書面開催） 【令和3年度】 4回（4/6 書面開催、6/30、11/18 書面開催、3/3 書面開催）</p>		<p>事業の改善を図った。</p> <p><今後の課題> 退職金共済手帳の未更新者を減少させるため、現行中期計画の下で実施した調査等により把握した住所情報把握者に対する取組を一層強化する。</p>	
--	---	-----------------	--	--	--	--

<p>考え方] 建退共制度をと りまく環境の変 化を把握し、迅 速に対応するた めに、毎年度1 回以上、統計等 の各種情報を整 理・分析し、事 業を改善するこ とを指標とする こととする。</p>	<p>検討し、建退共 事業の運営に反 映させることに より、当該事業 の改善を図る。</p>	<p>・中退共・特退共同参加会 【平成30年度】 2回 (11/28、3/22) 【令和元年度】 1回 (11/11) 【令和2年度】 2回 (11/27 書面開催、3/29 書面開催) 【令和3年度】 2回 (11/26、3/28)</p>			
---	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	I 退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(厚生労働省 政策体系基本目標IV-施策大目標 3-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率) ※2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保	複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保		国内債券【0.06%】	国内債券【0.10%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】		予算額(千円)	334,852	337,779	342,344	379,376	
	※2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保		国内株式【△5.70%】	国内株式【1.72%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】		決算額(千円)	221,903	212,942	306,374	190,741	
			外国債券【-%】	外国債券【-%】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】		経常費用(千円)	244,265	247,184	302,537	191,136	
			外国株式【-%】	外国株式【-%】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】		経常利益(千円)	198,513	△94,731	5,601	△58,279	
			合計【△2.60%】	合計【0.82%】	-	-		行政コスト(千円)	-	247,206	302,547	191,185	
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施	実施	実施	実施		行政サービス実施コスト(千円)	△180,441	-	-	-	
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の	平成29年度末 3,021人		-	-	-	-		従事人員数	7	9	9	8	

終了時の数から減少させる									
中期目標期間中の新規被共済者目標数	600人以上		30年度目標数 125人	元年度目標数 120人	2年度目標数 120人	3年度目標数 120人			
新規被共済者数【達成度】			129人 【103.2%】	117人 【97.5%】	65人 【54.2%】	101人 【84.2%】			
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給		100%	100%	100%	100%			
ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度1万6,000件以上		340,477件	333,987件	354,257件	514,358件			
同上【達成度】			【2,128.0%】	【2,087.4%】	【2,214.1%】	【3,214.7%】			
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回			
同上【達成度】			【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】			

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価				
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)		
3 清酒製造業退職金共済事業	3 清酒製造業退職金共済事業		3 清酒製造業退職金共済事業				<自己評価> 評価：B 委託運用部分については、限られた資金量の下で、令和元年度まで国内債券と国内株式の2資産で単独運用を行っており、運用受託機関も1資産1先であったため、十分なリスク分散が難しく、国内株式中心に収益率が大きく振れる傾向があった。また委託手数料も、バランス型かつ少額のために割高となっていた。このため、中退共、林退共との合同運用の是非について検討、委託手数料の低減と、運用資産		評価 B	評価 B	<評価に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、中退共等の合同運用に移行するなど、法人が自主的に、目標策定時には想定していなかった取組を行い、委託手数料の低減や、運用資産の種類拡大によるリスク分散強化等の成果につながった。 加入促進対策の効果的実施については、令和2年度の達成率が特に伸び悩み、令和3年度は回復に向かった。

<p>酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。</p>				<p>の種類拡大によるリスク分散強化等による運用の効率性向上効果が大きいと判断し、合同運用への意向を提案、資産運用委員会、運営委員会において承認された。合同運用移行後の2年間でみると、4資産全てでベンチマーク収益率を上回っており、4年間通期でも、国内株式以外の3資産でベンチマーク収益率を上回り、全体でも複合ベンチマーク収益率を確保した。また、合同運用への移行後は、中退共に相乗りする形で、スチュワードシップ活動にも参画している。</p> <p>更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>・確実な退職金の支給に向けた取組について、長期未更新者については、毎年度発生するため対策を行わないとその数は増加する一方であるところ、令和3年度末は2,921人と平成29年度の3,021人を下回ることができた。これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに110人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が210人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している。その上で、平</p>	<p>伸び悩みについては、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒造製造量が落ち込み、加入促進は極めて困難な状況となるなど、目標策定時には想定しなかったことが要因である。</p> <p>加入促進対策の効果的実施における定量的指標を除いた項目については概ね目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	
---	--	--	--	--	---	--

					<p>成 29 年度に日本酒造杜氏組合連合会の協力も得ながら未更新期間 3 年以上の被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請し、その結果、長期未更新者数が大幅に減少した。また、それ以降も、未更新期間が 3 年経過時点での現況調査、及び同調査から 2 年を経過した後におけるフォローアップ調査を行い、長期未更新者に対して、退職金請求等の手続きを取るよう要請した。</p> <p>・加入促進対策の効果的実施については、清退共の対象事業所（酒類等製造免許事業所）の約 90%を超える事業所が共済契約者であることから、酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所（休造除く）に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな加入促進対策を講じた。しかし、コロナ禍により外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に発出される中、酒造製造量は、令和 2 年度はコロナ禍前の令和元年度比△9.4%と大幅に落ち込み、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標数の達成率は 54.2%にとどまった。また、令和 3 年度も、酒造製造量は大きく落ち込んだ令和 2 年度より更に落ち込み（令和 3 年度（4 月～2 月）は令和 2 年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p> <p><その他の指標>なし</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を基本として実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については複合ベンチマーク収益率を下回った。特に、国内株式において運用実績が、ベンチマークを下回ったためリスク管理体制等についてヒアリングを行い、改善策を提案させた。また、効率性の改善やリスク分散力の強化を図るため、中退共等との合同運用について検討を行い、運営委員会に報告した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>・委託運用部分の収益率については複合ベンチマーク収益率を上回り、中期的清退共事業運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保した。また、資産運用委員会に諮り令和2年度からの中退共等との合同運用を開始することを決定し、これに伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>・中退共等との合同運用を開始し、収益率については、全資産においてベンチマークを上回る水準を確保した。なお、中退共が実施した平成30年度から令和元年度において、マネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた新たな評価体系を導入し適用した。</p> <p>・流動性の確保</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「臨時資産運用委員会」の承認を得た上で、令和2年5月以降大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。</p> <p>・基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオ定例検証の結果、資産運用委員会から見直しの必要性を指摘されたことを踏まえ、令和3年度に基本ポートフォリオを見直すこととなった。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。</p>	<p>12.6%)、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中で、加入促進が極めて困難な状況であったことに変わりはないが、目標には到達しなかったものの、達成率は84.2%まで戻す結果となった。</p> <p>・上述のとおり、新たに加入する被共済者の目標数を除いた項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価をBとした。</p> <p>・委託運用部分について、平成30年度は国内株式が市場を大きく下回ったが、それ以外の年度は各資産ベンチマーク収益率を上回った。</p> <p>・委託運用部分の平成30年度、令和元年度については、複合ベンチマーク収益率を、令和2年度より中退共・林退共との合同運用を開始したため、各資産のベンチマーク収益率確保することとなった。結果は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>複合ベンチマーク収益率を下回ったものの、運用状況については、定期的に資産運用委員会に報告し、適切との評価を得た。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>複合ベンチマーク収益率を上回り、中期的に清退共事業に必要な利回りを最低限のリスクで確保した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>全資産においてベンチマーク収益率を上回る水準を確保した。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>各資産の収益率は、外国株式を除く資産において市場平均を上回る水準を確保した。</p>		
---	--	--	---	--	--	--

	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。 資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。 資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実 	<p>しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月1日付で新基本ポートフォリオに移行すると共にホームページ上で对外公表した。 資産運用の基本方針以下の改定を実施した。 【令和2年度】中退共との合同運用参加に伴う改正 【令和3年度】基本ポートフォリオ変更に伴う改正 <p>○パフォーマンス状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>4年間年率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.06%</td> <td>0.10%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△5.70%</td> <td>1.72%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>△0.52%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.69%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>0.52%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△2.60%</td> <td>0.82%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 令和2年度から中退共との合同運用を実施している。 ※2 令和2年度以降の超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。 ※3 令和3年10月に基本ポートフォリオの改訂を行った。</p> <p>令和2年4月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率0.59%、標準偏差0.92%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>90.1%</td> <td>3.5%</td> <td>4.8%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年10月1日改定基本ポートフォリオ (期待収益率0.57%、標準偏差0.99%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自家運用 (簿価)</th> <th colspan="4">委託運用 (時価)</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>77.8%</td> <td>11.2%</td> <td>2.0%</td> <td>4.9%</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産内資産配分</td> <td>—</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産に対する乖離許容率</td> <td>—</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成30年度】 ・運営委員会・評議員会において、中退共との合同運用の開始について、資産運用委員会で流動性水準の妥当性、リスク管理、効率性の観点から合同運用の可否・適否や実施方法について審議し、その結果を踏まえて適切に対応することについて承認を得た。 【令和元年度】</p>	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	<評価>						国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	0.15%	国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	△0.52%	外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.69%	外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	0.52%	合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.24%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	90.1%	3.5%	4.8%	1.6%		自家運用 (簿価)	委託運用 (時価)				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	77.8%	11.2%	2.0%	4.9%	4.1%	委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	委託運用資産に対する乖離許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。 ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。 資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。 資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、審議を経て、了承を得てから実施 	<ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。 ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップと意見交換を行っている。 「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。 資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施してい 	
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率																																																																																
<評価>																																																																																					
国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	0.15%																																																																																
国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	△0.52%																																																																																
外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.69%																																																																																
外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	0.52%																																																																																
合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.24%																																																																																
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																	
資産配分	90.1%	3.5%	4.8%	1.6%																																																																																	
	自家運用 (簿価)	委託運用 (時価)																																																																																			
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																
資産配分	77.8%	11.2%	2.0%	4.9%	4.1%																																																																																
委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%																																																																																
委託運用資産に対する乖離許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%																																																																																

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均 	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>	<p>施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本ポートフォリオの検証を行い、リスク対比で十分な金額の剰余金を有しているが、運用規模が小さいため運用効率やリスク分散に限界があるため、令和2年度から中退共事業との合同運用開始することとし、基本ポートフォリオの見直しを行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共等との合同運用を4月1日から開始し、基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、ヘッジ付き外国債券及び自家運用債券のリターン予測値が低下傾向であるが、リスク対比で十分な剰余金を維持していることが確認されたため、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用委員会」の議を経て、基本ポートフォリオの見直しを行った。 <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に毎四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、なお、必要に応じ審議を受け資産運用の基本方針等の改正を行った。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の中退共等との合同運用開始に伴い、資産運用の基本方針を改正した。 <p>【令和3年度】</p> <p>基本ポートフォリオの変更に伴い、資産運用の基本方針を改正した。</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を四半期ごとに開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期ごとの運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。また、ロシアのウクライナ侵攻時には、臨時会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った。</p> <p>ロ 「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告し、審議を受けた。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告</p> <p>四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>【平成30年度】 8回 【令和元年度】 7回 【令和2年度】 10回 【令和3年度】 8回</p> <p>ii) 情報公開</p> <p>退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告するとともに、機構ホームページに公表した。主な公表内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和3年度） ・四半期毎の運用実績及び運用資産の構成状況 	<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。 	
--	--	--	--	---	--	--

<p>収益率) (※)を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率 (※) を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>※ 2020 (令和2) 年度以降は、各資産のベンチマーク収益率 (市場平均収益率) とする。</p> <p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の資産運用残高及び利回り状況等 ・年度毎の資産運用結果報告 ・スチュワードシップ活動状況の概要 (平成29年7月～令和3年6月) ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて (令和2年度) ・合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて一選考過程・結果の総括一 (令和2年度) <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議 (建退共・清退共・林退共合同部会) 資料 (運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等) ・財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数 (令和元年度、令和2年度) <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関の評価方法等 ・資産運用の基本方針の改正 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共等との合同運用について ・自家運用対象債券の拡充 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共等との合同運用に伴う資産運用の基本方針の改正 ・日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の改定 ・基本ポートフォリオの見直し <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p>			
---	--	--	--	--	--	--

<p>時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>加えて、2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 <p>【目標設定等の考え方】</p>	<p>引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後にお</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 	<p>前中期目標期間終了時 3,021件</p> <p>【平成30年度末】 2,915件（△106件） 【令和元年度末】 2,897件（△124件） 【令和2年度末】 2,913件（△108件） 【令和3年度末】 2,921件（△100件）</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 412件</p> <p>【平成30年度】 129件 【令和元年度】 117件 【令和2年度】 65件 【令和3年度】 101件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <p>更新件数 4,502件</p> <p>【平成30年度】 1,245件 【令和元年度】 1,153件 【令和2年度】 1,094件 【令和3年度】 1,010件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査22件、手帳更新0件、退職金請求9件 【令和元年度】 調査23件、手帳更新1件、退職金請求7件 【令和2年度】 調査23件、手帳更新1件、退職金請求5件 【令和3年度】 調査19件、手帳更新0件、退職金請求7件</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査3件、手帳更新0件、退職金請求0件 【令和元年度】 調査3件、手帳更新0件、退職金請求1件 【令和2年度】</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページや事業主団体の広報誌等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施した。 	
---	--	--	--	---	--	--

<p>共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移</p> <p>2014（平成26）年度末 3,187人、2015（平成27）年度末 3,202人、2016（平成28）年度末 3,199人、2017（平成29）年12月末 3,009人</p>	<p>いても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ヘ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共</p>		<p>調査9件、手帳更新0件、退職金請求2件 【令和3年度】 調査11件、手帳更新0件、退職金請求1件</p> <p>ニ 平成29年度に実施した被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施した。（平成30年度、令和元年度） 退職金請求者数 105件 【平成30年度】 104件 【令和元年度】 1件</p> <p>ホ 毎年度、被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。</p> <p>ヘ 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 【平成30年度～令和3年度】 ・全国酒類製造名鑑 ・日杜連情報 ・能登杜氏組合員名簿</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指</p>			
--	---	--	---	--	--	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数(2013(平成25)年度～2017(平成</p>	<p>済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。 また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関</p>	<p>導するよう要請した。</p> <p>【平成30年度～令和3年度】 ・全国酒類製造名鑑 ・日杜連情報 ・能登杜氏組合員名簿</p> <p><定量的指標> ・中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標を、600人以上とすること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>清退共の対象事業所(酒類等製造免許事業所)の約90%を超える事業所が共済契約者であることから、酒類等製造免許新規取得事業所(平成30年度～令和3年度、11所)のほか、全国酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、これらすべてに対し加入勧奨を実施した。</p> <p>【平成30年度】 111件 【令和元年度】 117件 【令和2年度】 119件 【令和3年度】 122件</p> <p>また、すでに制度に加入している全事業者(休造除く)に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。</p> <p>【平成30年度】 1,871件 【令和元年度】 1,849件 【令和2年度】 1,831件 【令和3年度】 1,815件</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・毎年度、強化月間を通じて協力を要請した。</p>	<p>・第4期中期計画期間の加入目標600人に対し、加入実績412人となった。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・全国酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、これらすべてに対し加入勧奨を実施した。 【平成30年度】 111件 【令和元年度】 117件 【令和2年度】 119件 【令和3年度】 122件</p> <p>また、すでに制度に加入している全事業者(休造除く)に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。</p> <p>【平成30年度】 1,871件 【令和元年度】 1,849件 【令和2年度】 1,831件 【令和3年度】 1,815件</p> <p>なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	<p>・酒類製造名鑑に記載された焼酎、みりん製造の未加入事業所を抽出し、加入勧奨を実施した。また、すでに制度に加入している全事業者(休造除く)に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請するなど、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送(映)の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	
---	--	---	---	---	--	--

<p>29) 年 12 月末 現在) 655 人 ※ 実績値 2013 (平成 25) 年度 : 142 人、2014 (平成 26) 年度 : 137 人、2015 (平成 27) 年度 : 134 人、2016 (平成 28) 年度 : 131 人</p>	<p>する記事の掲載 を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主 に対する加入勸 奨等</p> <p>i) 機構が委嘱 した相談員によ り、各種相談等 に対応するとと もに、個別事業 主に対する加入 勸奨を行う。</p>	<p>ii) 既加入事業 主に対し、対象 となる期間雇用 者を新たに雇い 入れた場合は、 文書等により必 ず加入手続を行 うよう要請す る。</p>	<p>ハ 各種会議、 研修会等におけ る加入勸奨等</p>	<p>関係官公庁及 び関係事業主団 体等が開催する 各種会議、研修 会等において、 制度内容や加入 手続等の説明を 行うなど、制度 の普及及び加入 勸奨を行う。</p>	<p>ニ 集中的な加 入促進対策の実 施</p>	<p>毎年度、加入 促進強化月間を 設定し、厚生労 働省の支援を得 つつ、期間中、 全国的な周知広 報活動等を集中 的に展開する。</p>	<p>ロ 個別事業主に対する加入勸奨等</p>	<p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勸奨を依頼した。 ・ 毎年度、相談員連絡会議開催</p>	<p>ii) 既加入事業所に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請した。 【平成 30 年度】 1,871 件 【令和元年度】 1,849 件 【令和 2 年度】 1,831 件 【令和 3 年度】 1,815 件</p>	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勸奨等</p>	<p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、毎年度、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勸奨を行った。</p>	<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p>	<p>10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。 ○関係団体等による広報記事掲載 【平成 30 年度～令和 3 年度】 ・ 醸界タイムス社 「醸界タイムス」 ・ 日本酒造組合中央会 「酒造情報」 「会員専用ホームページ」</p>
--	---	--	--	--	---	---	--------------------------------	--	---	------------------------------------	--	-------------------------------	---

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	<p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	<p><定量的指標></p> <p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	<p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>運営委員会・評議員会や参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。</p> <p>【平成30年度～令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、評議員会 ・中退共・特退共同参与会 <p>③ 加入目標数</p> <p>中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標は、平成30年度から令和3年度の通年に対しては目標数を下回った。</p> <p>清退共の対象事業所（酒類等製造免許事業所）の約90%を超える事業所が共済契約者であることから、酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨案内を发出するほか、既加入の全事業所（休造除く）に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。しかし、コロナ禍により外出自粛、飲食店の休業・時短営業・酒類提供自粛の要請が断続的に发出される中、酒造製造量は、令和2年度はコロナ禍前の令和元年度比△9.4%と大幅に落ち込み、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標数の達成率は54.2%にとどまった。また、令和3年度も、酒造製造量は大きく落ち込んだ令和2年度より更に落ち込み（令和3年度（4月～2月）は令和2年度同期比△2.7%、コロナ禍前の令和元年度同期比△12.6%）、飲食店での酒類の消費マインドも十分に回復していないと考えられる中で、加入促進が極めて困難な状況であったことには変わりなかったが、目標には到達しなかったものの、達成率は84.2%まで戻す結果となった。</p> <p>第4期中期計画期間の加入目標600人に対し、加入実績412人となった。</p> <table border="0"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>129件（達成度103.2%）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>117件（達成度97.5%）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>65件（達成度54.2%）</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>101件（達成度84.2%）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>412件</td> </tr> </table> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p>	【平成30年度】	129件（達成度103.2%）	【令和元年度】	117件（達成度97.5%）	【令和2年度】	65件（達成度54.2%）	【令和3年度】	101件（達成度84.2%）	合計	412件	<p>・退職金請求について、毎年度、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p>		
【平成30年度】	129件（達成度103.2%）															
【令和元年度】	117件（達成度97.5%）															
【令和2年度】	65件（達成度54.2%）															
【令和3年度】	101件（達成度84.2%）															
合計	412件															

<p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホー</p>	<p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入</p>	<p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p> <p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した</p>	<p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <p>【令和元年度】 ・元号改正に伴う変更 【令和2年度】 ・押印廃止に伴う変更 【令和3年度】 ・直接入力可能な申請用紙に修正</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度、受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 中期期間中における清退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 340,477件（2,128.0%）</p>	<p>・中期期間中における清退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 340,477件（2,128.0%） 【令和元年度】 333,987件（2,087.4%） 【令和2年度】 354,257件（2,214.1%） 【令和3年度】 514,358件（3,214.7%）</p> <p>・運営委員会の場等を活用し、各種統計等の情報を提供した。関係者からの事業運営に対する意見・要望等は事業に反映させた。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。 ・元号改正に伴う変更（令和元年度） ・押印廃止に伴う変更（令和2年度） ・直接入力可能な申請用紙に修正（令和3年度）</p> <p>・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談</p>	<p>・加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し、加入者の利便性の向上を図った。</p> <p>・加入者等に対する相談対応については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするな</p>						
---	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

<p>ムページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：16,319件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p>	<p>者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入</p>	<p>相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>【令和元年度】 333,987件（2,087.4%） 【令和2年度】 354,257件（2,214.1%） 【令和3年度】 514,358件（3,214.7%）</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応した。また、令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、リーフレット作成を進め3月の参与会でその案を示した。</p> <p>・中退共・特退共同参与会 【平成30年度】 2回（11/28、3/22） 【令和元年度】 1回（11/11） 【令和2年度】 2回（11/27 書面開催、3/29 書面開催） 【令和3年度】 2回（11/26、3/28）</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。</p>	<p>者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>・運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p>	<p>ど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>・運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。</p> <p><今後の課題> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>		<p>・事業季報事業季報</p> <p>【平成30年度】 146号、147号、148号、149号 【令和元年度】 150号、151号、152号、153号 【令和2年度】 154号、155号、156号、157号 【令和3年度】 158号、159号、160号、161号</p> <p>ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p> <p>・運営委員会、評議員会</p> <p>【平成30年度】 1回(3/8) 【令和元年度】 3回(6月書面開催、12/20、3月書面開催) 【令和2年度】 2回(6/24、3月書面開催) 【令和3年度】 2回(6/30書面開催、3/9)</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	I 退職金共済事業 4 林業退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度 高、困難度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>【指標】</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）</p> <p>（理由）</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指 標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保			国内債券【0.08%】	国内債券【0.12%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】		予算額（千円）	2,347,093	1,725,715	1,690,600	1,931,554	
			国内株式【△0.43%】	国内株式【△0.29%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】		決算額（千円）	1,575,664	1,600,703	1,676,087	1,621,751	
			外国債券【△0.17%】	外国債券【△0.97%】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】		経常費用（千円）	1,788,059	1,774,388	1,794,099	1,847,420	
			外国株式【△0.13%】	外国株式【0.78%】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】		経常利益（千円）	△41,207	△89,539	521,111	△120,240	
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。（財政検証の翌年度以降）	—		—	—	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消		行政コスト（千円）	—	1,774,410	1,794,124	1,847,483	
								行政サービス実施コスト（千円）	132,706	—	—	—	

								従事人員数	9	9	9	8
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請		実施	実施	実施	実施						
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 2,259人		—	—	—	—						
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500人以上		30年度目標数 1,900人	元年度目標数 1,900人	2年度目標数 1,900人	3年度目標数 1,900人						
新規被共済者数【達成度】			1,735人 【91.3%】	1,548人 【81.5%】	1,545人 【81.3%】	1,668人 【87.8%】						
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給		100%	100%	100%	100%						
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度3万2,000件以上		357,679件	355,342件	389,729件	536,287件						
同上【達成度】			【1,117.8%】	【1,110.4%】	【1,217.9%】	【1,675.9%】						
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上		1回	1回	1回	1回						
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
4 林業退職金共済事業 機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。	4 林業退職金共済事業		4 林業退職金共済事業	<自己評価> 評価：B 委託運用部分について、過去4年間通期で見ると、4資産全てにおいて、ベンチマークを上回る収益率を確保した。 第3期中計のローリングプランに基づきガバナンス強化とリスク管理体制の整備のための諸改革を実行しつつ、着実に収益を上げて財務基盤の強化を実現。即ち、機構の特性を踏まえ、基本ポートフォリオとマネジャー・ストラクチャーについてゼロベースからの見直しを実施、過度なリスクテイクを改めると共にリスク分散体制を確立。結果、委託運用の収益率は4資産全てでベンチマークを上回った。 更に諸改革の集大成として新「資産運用の基本方針」を策定。これらの実績は資産運用委員会からも高く評価された。 ・累積欠損金処理の取組みについて、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画を策定・公表（令和2年11月）し、その計画に沿って着実に累積欠損金解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加した	評価 B <評価に至った理由> 重要度を高く設定した、資産の運用については、4年間年率としては4資産全てでベンチマークを上回った。 同様に重要度を高く設定した、累積欠損金については、財政検証終了後に新たな累積欠損金解消計画を策定し、計画に沿って着実に累積欠損金の解消に努め、解消計画を上回る結果となっている。 加入促進対策の効果的実施については、林業従事者の増加が見込まれない厳しい状況の中、定量的指標としては未達成であったものの、林野庁に対して加入指導の推進を要請する等の新たな対策を順次行い、令和3年度は3年ぶりに増加した。 加入促進対策の効果的実施における定量的指標を除いた項目については概ね目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	

					<p>ことにあると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実な退職金の支給に向けた取組について、長期未更新者については、毎年度発生するため対策を行わないとその数は増加する一方であるところ、令和3年度末は2,131人と平成29年度末の2,259人を下回ることができた。これは、平成30年度からの4年間で、長期未更新者が新たに645人発生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が773人となったためである。対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をしてもらうことで手帳更新時（機構への旧手帳返却時）の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には林退共制度に加入したことを本人に通知している。その上で、平成30年度に掛金納付月数12月以上の全被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請し、その結果、長期未更新者数が大幅に減少した。また、それ以降も、未更新期間が3年経過時点での現況調査、及び同調査から2年を経過した後におけるフォローアップ調査を行い、長期未更新者に対して、退職金請求等の手続きを取るよう要請した。 ・加入促進対策の効果的実施については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業 	
--	--	--	--	--	---	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリス</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 ・見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。 <p><その他の指標>なし</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用を基本として実施した。</p> <p>【平成30年度】 委託運用部分の収益率については各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった。（ベンチマーク収益率に対する達成率はすべて9割以上）</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について各資産の収益率何れも概ねベンチマーク並みの水準となり、中期的に林退共事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保した。 ・令和2年4月1日より清退共の合同運用開始に伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共が実施した平成30年度から令和元年度において、マネジャー・ストラクチャー見直しの際に資産運用委員会で行われた審議内容を踏まえた新たな評価体系を導入し適用した。なお、令和2年度の決算では、資産運用の委託運用において大きな収益を計上し、累積欠損金解消計画で定める解消額を上回った。 また、新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。 	<p>の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。このように、関係官庁等の協力を得て、効率的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.3万人と推計されており、また、新規就業者数は年間約3,200人（H15～30平均）、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にあり、加入促進は非常に困難な状況であった。そのような状況の下、新規加入者は、各年度とも1,900人という目標には到達しなかったが、令和3年度は3年振りに増加に転じる結果となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述のとおり、新たに加入する被共済者の目標数を除いた項目については、おおむね目標を達成していることから、全体として、自己評価をBとした。 ・委託運用部分について、各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった。 ・平成30年度、令和元年度については、各資産の収益率は、何れも概ねベンチマーク並みの水準となった。 令和2年度において、新たな累積欠損金解消計画を策定し、公表した。令和2年度決算では、委託運用において大きな収益を計上した。令和2年度末における累積欠損金は、△187百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△700百万円を上回った。 		
---	---	--	--	---	--	--

<p>クで確保することを目標とすること。ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各年度において、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は上記によらず、被共済者の実態調査を2018（平成30）年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p><評価の視点> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p> <p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p> <p>・財政検証（中小企業退職金共</p>	<p>・流動性の確保 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「臨時資産運用委員会」の承認を得た上で、令和2年5月以降大部分の満期保有目的の自家運用債券購入を見合わせ、流動性確保に努めた。その後3月には、流動性が安全な水準に達したと考えられたことから、「資産運用委員会」の承認を得た上で、流動性の水準を当面確保することを条件に、令和3年度から自家運用債券の再投資を再開することとした。</p> <p>・基本ポートフォリオ見直し ・基本ポートフォリオ定例検証の結果、資産運用委員会から見直しの必要性を指摘されたことを踏まえ、令和3年度に基本ポートフォリオを見直すこととなった。</p> <p>・中退共事業との合同運用部分の割合について 令和元年度に行った資産運用委員会における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用の運用額を約1億円増額した。</p> <p>【令和3年度】 ・年度前半は、世界的な景気回復期待等から、外国株式を中心に堅調な推移となった。しかし年明け以降、インフレ抑制のため米国の利上げペースが加速することへの警戒や、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、世界景気に不透明感が強まったこと等から内外株式が下落する局面があったが、委託運用部分の利回りはプラスを確保した。</p> <p>・基本ポートフォリオ変更に伴う改正</p> <p>令和3年10月1日付で新基本ポートフォリオに移行すると共にホームページ上で対外公表した。</p> <p>・資産運用の基本方針 以下の改定を実施した。</p> <p>・基本ポートフォリオ変更に伴う改正 ○パフォーマンス状況</p> <table border="1" data-bbox="804 1207 1736 1459"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>4年間年率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>0.16%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.29%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△0.17%</td> <td>△0.97%</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.13%</td> <td>0.78%</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>0.44%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.08%</td> <td>△0.16%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.21%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。 ※2 令和3年10月に基本ポートフォリオの改訂を行った。</p> <p>令和2年4月1日改定基本ポートフォリオ （期待収益率0.91%、標準偏差1.72%）</p> <table border="1" data-bbox="914 1690 1715 1768"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>81.3%</td> <td>6.6%</td> <td>9.1%</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年10月1日改定基本ポートフォリオ （期待収益率0.93%、標準偏差1.75%）</p>	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率	<評価>						国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	0.16%	国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.41%	外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.09%	外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	0.44%	合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.21%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	81.3%	6.6%	9.1%	3.0%	<p><評価の視点に対する措置> ・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。また、運用受託機関には「基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。</p> <p>・ロシアのウクライナ侵攻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。</p> <p>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施している。</p> <p>・運用受託機関について、前回の見直しから長期間が経過しその構成に偏りが生じてきたことから見直しを行うこととし、資産運用委員会での審議内容を踏まえて、選考を行なった。</p> <p>【平成30年度】国内債券及び外国債券アクティブ運用の運用受託機関を選定 【令和元年度】国内株式及び外国株式アクティブ運用の運用受託機関を選定。 【令和2年度】国内債券・外国債券・国内株式・外国株式パッシブ運用の運用受託機関・管理受託機関を選定。契約形態の見直しもを行い、委託手数料の大幅な低減も実現。</p> <p>・累積欠損金処理の取組については、令和元年度においては、</p>	<p>・運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、四半期毎に運用受託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行っている。</p> <p>・ロシアのウクライナ侵攻時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適切な対応を行った。</p> <p>・運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容について、年1回の定期報告会などで報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップと意見交換を行っている。</p> <p>・平成30年度から令和2年度にかけてマネジャー・ストラクチャーの見直しを行った。</p> <p>・財政検証がとりまとめられてから3ヶ月後</p>
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年間年率																																																				
<評価>																																																									
国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	0.16%																																																				
国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.41%																																																				
外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.09%																																																				
外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	0.44%																																																				
合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.21%																																																				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																					
資産配分	81.3%	6.6%	9.1%	3.0%																																																					

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務</p>	<p>済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合をどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自家運用 (簿価)</th> <th colspan="4">委託運用 (時価)</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>60.8%</td> <td>19.9%</td> <td>3.5%</td> <td>8.6%</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産内資産配分</td> <td>—</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産に対する乖離許容率</td> <td>—</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> </tr> </tbody> </table>		自家運用 (簿価)	委託運用 (時価)				国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	60.8%	19.9%	3.5%	8.6%	7.2%	委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	委託運用資産に対する乖離許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	<p>各年度の基本ポートフォリオの検証結果は、次のとおり。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下方リスクが許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から中退共との合同運用部分の増額に伴い、基本ポートフォリオの見直しを行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託資産の増額に伴い資産運用の基本方針の改正及び基本ポートフォリオを変更した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用増額を実施し、基本ポートフォリオの見直しを実施した。また、基本ポートフォリオの検証を行い、見直し後の基本ポートフォリオを基に今年度策定された累積欠損金解消計画に沿って令和30年度に累積欠損金解消予定であることを報告した。この検証結果を踏まえ、「資産運用委員会」に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続することとした。 <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用の基本方針の記述を第4期中期計画の目標に合致するよう改正した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度より清退共の合同運用開始に伴い資産運用の基本方針の改正及び基本ポートフォリオを変更した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託資産の増額に伴い資産運用の基本方針の改正及び基本ポートフォリオを変更した。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共と合同運用している委託運用部分の変更に伴い、基本ポートフォリオの見直しについて「資産運用委員会」で審議を行い、基本ポートフォリオ変更を行った。 <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を四半期ごとに開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能</p>	<p>財政検証のとりまとめが完了しなかったため、累積欠損金解消計画の見直しは実施しなかった。</p> <p>令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累積欠損金解消のリスク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDCAサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。</p> <p>これらの取組の結果、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。</p> <p>なお、令和元年度に行った、中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、令和2年度より約1億円増額することとした。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p>	<p>に、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。また、中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、令和2年度より合同運用の運用額を約1億円増額した。</p> <p>・「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告している。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。</p>	
	自家運用 (簿価)	委託運用 (時価)																																	
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																														
資産配分	60.8%	19.9%	3.5%	8.6%	7.2%																														
委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%																														
委託運用資産に対する乖離許容率	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%																														

<p>の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるように、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに</p>	<p>の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるように、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに</p>	<p>事後の資産運用に反映させているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。 平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の見直しを財政検証の終了後9か月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ったか。 	<p>な資金の把握や、最新の情報に基づく資産運用結果等を分析するとともに、四半期ごとの運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。</p> <p>ロ 「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況について随時報告し、審議を受けた。また、資産運用結果について審議を受け、委員の助言も踏まえて公表内容を改善した。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通常開催が難しい状況下、メール開催やWEB会議など開催方式を工夫して開催した。</p> <p>【平成30年度】 8回 【令和元年度】 7回 【令和2年度】 10回 【令和3年度】 8回</p> <p>ii) 情報公開 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告するとともに、機構ホームページに公表した。主な公表内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会議事要旨（平成29年度～令和3年度） 四半期毎の運用実績及び運用資産の構成状況 年度毎の資産運用残高及び利回り状況等 年度毎の資産運用結果報告 スチュワードシップ活動状況の概要（平成29年7月～令和3年6月） 日本版スチュワードシップ・コード再改訂版の受入れについて（令和2年度） 合同運用資産のパッシブ運用に係る運用受託機関および管理受託機関の見直しについて一選考過程・結果の総括（令和2年度） <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 財政検証に必要な期待リターン、リスク及び相関係数（令和元年度、令和2年度） <p>主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の評価方法等 資産運用の基本方針の改正 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家運用対象債券の拡充 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオの変更 日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の改定 基本ポートフォリオの見直し <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累積欠損金のリ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の見直しを行い、令和2年11月に「累積欠損金解消計画（令和2年）」を策定した。 また、令和元年度に行った資産運用委員会における中退共事業との合同運用部分の割合に関する検討結果に基づき、合同運用の運用額を約1億円増額し、令和2年度において、大きな収益を計上した。 令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 月別ベンチマーク収益率等の資料を厚生労働省に提供している。 令和3年度末における累積欠損金は、見直し後の累積欠損金解消計画で定める目安額を上回っている。
--	--	---	--	---	---

<p>行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であること</p>	<p>行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行う。また、見直し後の解消計画において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。</p> <p>【重要度 高、難易度 高】</p>		<p>スク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDCAサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。これらの取組の結果、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9ヶ月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。この結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</p>			
---	--	--	--	--	--	--

<p>から、指標として設定することとする。</p> <p>【重要度 高、難易度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。</p> <p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <p>前中期目標期間終了時 2,259 件 【平成30年度末】 2,128 件 (△131 件) 【令和元年度末】 2,151 件 (△108 件) 【令和2年度末】 2,125 件 (△134 件) 【令和3年度末】 2,131 件 (△128 件)</p>	<p><評価の視点に対する措置> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請</p>	<p>・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>すること。 被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年</p>	<p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の</p>	<p>未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。 	<p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 6,496件 【平成30年度】 1,735件 【令和元年度】 1,548件 【令和2年度】 1,545件 【令和3年度】 1,668件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <p>更新件数 62,033件 【平成30年度】 15,705件 【令和元年度】 15,703件 【令和2年度】 15,541件 【令和3年度】 15,084件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査108件、手帳更新17件、退職金請求29件 【令和元年度】 調査161件、手帳更新22件、退職金請求24件 【令和2年度】 調査144件、手帳更新40件、退職金請求20件 【令和3年度】 調査129件、手帳更新18件、退職金請求32件</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【平成30年度】 調査96件、手帳更新26件、退職金請求13件 【令和元年度】 調査30件、手帳更新1件、退職金請求3件 【令和2年度】 調査43件、手帳更新3件、退職金請求3件 【令和3年度】 調査70件、手帳更新3件、退職金請求7件</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できてい</p>	<p>求や手帳更新に繋げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 	<p>は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した。 ・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施した。 ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 	
---	--	---	--	---	---	--

<p>12 月末 2,242 人</p>	<p>年齢構成等を把握・分析し、長期未更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ホ 2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ ホームページ等を活用し、</p>		<p>る被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した(平成30年度、令和元年度)。</p> <p>ホ 平成30年度に実施した被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施した(平成30年度、令和元年度)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求者数 225 件 【平成30年度】 220 件 【令和元年度】 5 件 <p>へ 毎年度、被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し注意喚起を行った。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスターにより、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】 ・「森林組合」 ・各振興山村の広報誌（掲載218自治体） 【令和元年度】 ・「森林組合」 ・各振興山村の広報誌（掲載226自治体） 【令和2年度】 ・「森林組合」 ・各振興山村の広報誌（掲載202自治体） 【令和3年度】 ・「森林組合」 ・「林材安全」 ・各振興山村の広報誌（掲載178自治体） <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>			
----------------------	--	--	---	--	--	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。</p>	<p>共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等</p>	<p><定量的指標> ・中期目標期間における新たに加入する被共済者数の目標を、9,500人以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>【平成30年度】 ・ホームページによる注意喚起</p> <p>【令和元年度】 ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,245所（全契約者）</p> <p>【令和2年度】 ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,216所（全契約者）</p> <p>【令和3年度】 ・ホームページによる注意喚起 ・文書による注意喚起 3,255所（全契約者）</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・振興山村の市町村に対し林業界での就労経験者へ退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報誌に掲載依頼した。</p> <p>【平成30年度】 734自治体 【令和元年度】 734自治体 【令和2年度】 734自治体 【令和3年度】 734自治体</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を发出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施した。その他、林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、広報記事掲載の要請等を実施した。 また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p>	<p>・第4期中期計画期間の加入目標9,500人に対し、加入実績6,496人となった。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を发出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指</p>	<p>・「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を发出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出した。</p>	
--	---	---	---	---	--	--

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人 ※ 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人</p>	<p>による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 【平成30年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において、大会誌へ記事掲載。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。 【令和元年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。 【令和2年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載をお願いしているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったため、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。 【令和3年度】 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載をお願いしている。また、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 【平成30年度】 3,264件 【令和元年度】 3,245件 【令和2年度】 3,216件 【令和3年度】 3,255件</p> <p>・林野庁の協力（履行指導の要請）のもと「国有林野事業の受託事業体」に対する履行確保について文書により実施した。 【平成30年度】 既加入事業所196所 【令和元年度】 既加入事業所227所 【令和2年度】 既加入事業所187所 【令和3年度】 既加入事業所228所</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。 【平成30年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・雇用管理セミナー ・岩手林業アカデミー 【令和元年度】 ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業労働災害撲滅キャンペーン ・雇用管理セミナー</p>	<p>導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施した。その他、林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、広報記事掲載の要請等を実施した。 また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	<p>また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施する等の取組を行った。これらにより、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講じた。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し、制度の普及促進に係る放送（映）の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	
--	---	---	---	---	--

	<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動を集中的に展開する。</p>		<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業労働災害撲滅キャンペーン ・雇用管理セミナー <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック林材業安全管理推進会議 ・林業労働災害撲滅キャンペーン ・雇用管理セミナー ・一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体へ加入勧奨を実施 ・全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請 <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び林野庁の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動を集中的に展開した。</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等による広報記事掲載 「森林組合」 「林材安全」 ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 			
--	--	--	--	--	--	--

	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。 効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における</p>	<p>・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請した。 ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>【令和 3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も踏まえ、加入勧奨を実施した。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係業界団体等で構成する「林業退職金共済事業の安定的運営に向けた検討委員会」において、林業界の産業・雇用環境などの実態を踏まえた加入促進対策について検討審議した（6/19、2/27 開催）。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意欲と能力のある林業経営者」へ、加入勧奨を実施し、「林業労働災害撲滅キャンペーン」の場を活用して制度の周知と加入勧奨を要請した。 <p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証を踏まえ、累積欠損金解消計画を策定。 ・林野庁に依頼し、林野庁より各都道府県関係部署に林退共制度加入促進への協力通知文書を発出。 ・「意欲と能力のある林業経営体」、「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施。 ・各地域の林業関係者に対しアンケート調査を行った。 <p>【令和 3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体（92 団体）に対し、加入勧奨を実施した。 ・全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会（森林労連）に対し、「国有林野事業受託事業体より抽出した未加入事業主」等の未加入者の加入促進について協力を要請した。 <p>③ 加入目標数</p> <p>第 4 期中期期間の加入目標 9,500 人に対し、加入実績 6,496 人となった。</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>※ 前目標期間中(2013(平成25)～2017(平</p>	<p>加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再 	<p>【平成30年度】 1,735件(達成度91.3%) 【令和元年度】 1,548件(達成度81.5%) 【令和2年度】 1,545件(達成度81.3%) 【令和3年度】 1,668件(達成度87.8%) 合計 6,496件</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <p>【令和元年度】 ・元号改正に伴う変更 【令和2年度】 ・押印廃止に伴う変更 【令和3年度】 ・直接入力可能な申請用紙に修正</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、毎年度受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p>	<p>・退職金請求について、毎年度、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・中期期間中における林退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】 357,679件(1,117.8%) 【令和元年度】 355,342件(1,110.4%) 【令和2年度】 389,729件(1,217.9%) 【令和3年度】 536,287件(1,675.9%)</p> <p>・運営委員会の場等を活用し、各種統計等の情報を提供した。関係者からの事業運営に対する意見・要望等は事業に反映させた。</p>	<p>・加入者が行う諸手続について、ホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し、加入者の利便性の向上を図った。</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところである。諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロード
---	--	---	---	--	--	--

<p>成 29) 年度) に目標として定めた処理日数の最終期限 (暦日) 30 日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 3 万 2,000 件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中 (2013 (平成 25) ~ 2016 (平成 28) 年度) における平均アクセス件数 : 32,557 件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上の Q & A に反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度 3 万 2 千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p>	<p>点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。 ・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。 	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 中期期間中における林退共ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成 30 年度】 357,679 件 (1,117.8%) 【令和元年度】 355,342 件 (1,110.4%) 【令和 2 年度】 389,729 件 (1,217.9%) 【令和 3 年度】 536,287 件 (1,675.9%)</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p>	<p>できるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会の場等を活用し、各種統計等の情報を提供した。関係者からの事業運営に対する意見・要望等は事業に反映させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者等に対する相談対応については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。 ・運営委員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。事業の運営に対する意見・要望等を聴取し事業の運営に反映させた。 <p><今後の課題> 加入促進対策について、引き続き状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p>	
---	--	--	--	--	--	--

<p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>		<p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応した。また、令和3年度の参与会において、加入促進について協力したい等の意見を頂いたため、協力要請を行うとともに、新たなリーフレット作成に着手した。</p> <p>・中退共・特退共同参与会 【平成30年度】 2回 (11/28、3/22) 【令和元年度】 1回 (11/11) 【令和2年度】 2回 (11/27 書面開催、3/29 書面開催) 【令和3年度】 2回 (11/26、3/28)</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。</p> <p>【平成30年度】 事業季報 130号、131号、132号、133号 【令和元年度】 事業季報 134号、135号、136号、137号 【令和2年度】 事業季報 138号、139号、140号、141号 【令和3年度】 事業季報 142号、143号、144号、145号</p> <p>ハ 運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。林退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。引き続き、関係者からの意見・要望等を聴取し適切に対応する。</p> <p>・運営委員会 【平成30年度】 2回 (6/25、3/20) 【令和元年度】 2回 (6/24、3月書面開催) 【令和2年度】 3回 (6/30 書面開催、10/23 書面開催、3/12 書面開催) 【令和3年度】 2回 (6/28、3/18)</p>			
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第2項
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下		3.99日	4.02日	4.11日	4.08日		予算額（千円）	217,225,361	199,832,576	194,137,613	159,963,468	
同上【達成度】			【100%】	【100%】	【100%】	【100%】		決算額（千円）	170,129,734	154,733,571	148,625,178	112,831,866	
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度700件以上		752件	728件	656件	710件		経常費用（千円）	2,310,438	1,996,894	1,798,840	1,742,727	
同上【達成度】			【107.4%】	【104.0%】	【93.7%】	【101.4%】		経常利益（千円）	705,394	572,196	352,232	185,094	
財形持家融資の新規借入申込件数	中期目標期間中の合計で2,080件以上		平成30年度目標502件以上 実績：666件	令和元年度目標454件以上 実績：873件	令和2年度目標410件以上 実績：753件	令和3年度目標371件以上 実績：589件		行政コスト（千円）	-	1,997,070	1,799,591	1,743,336	
同上【達成度】			【132.7%】	【192.3%】	【183.7%】	【158.8%】		行政サービス実施コスト（千円）	△728,864	-	-	-	
ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数	毎年度31万件以上		648,489件	678,628件	800,601件	862,953件		従事人員数	21	21	21	21	
同上【達成度】			【209.2%】	【218.9%】	【258.3%】	【278.4%】							
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	毎年度80%以上		73.3%	81.9%	83.1%	81.0%							
同上【達成度】			【91.6%】	【102.4%】	【103.9%】	【101.3%】							

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理し	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層	<定量的指標> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 貸付金利については、資金の調達にかかる金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定した。 【平成30年度】 4月 0.67% 7月 0.67% 10月 0.71% 1月 0.67% 【令和元年度】 4月 0.64% 7月 0.59% 10月 0.53% 1月 0.70% 【令和2年度】 4月 0.59% 7月 0.67% 10月 0.70% 1月 0.68% 【令和3年度】 4月 0.72% 7月 0.69% 10月 0.68% 1月 0.69% 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性等に関する検証を行っているところである。 勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品設計面での工夫として、以下の見直しを行った。 【平成30年度～令和3年度】 ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を各年ごとに1年間延長した。 ・審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。 【令和2年度】 ・融資利用者に押印を求める手続き全般について見直しを行い、申請手続きに係る書類の押印省略の取組を行った。 ・東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。 ・自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、以下の拡充を行った。 ①融資限度額を所要額の90%から99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。	<自己評価> 評価：B ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。 【平成30年度】 3.99日(達成率100%) 【令和元年度】 4.02日(達成率100%) 【令和2年度】 4.11日(達成率100%) 【令和3年度】 4.08日(達成率100%) ・財形持家融資等に関する相談受付件数は、以下のとおりとなった。 【平成30年度】 752件(達成率107.4%) 【令和元年度】 728件(達成率104.0%) 【令和2年度】 656件(達成率93.7%) 【令和3年度】 710件(達成率101.4%) ・財形持家融資の新規借入申込件数は、以下のとおりとなった。 【平成30年度】 666(年度目標502)件(達成率132.7%) 【令和元年度】 873(年度目標454)件(達成率192.3%) 【令和2年度】 753(年度目標410)件(達成率183.7%) 【令和3年度】 589(年度目標371)件(達成率158.8%) 令和3年度までの新規借入申込件数は2,881件であり、今中期計画(合計2,080件以上)に対する達成率は138.5%である。 なお、財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことにより、目標件数を達成した。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数及び達成率は以下のとおり。 【平成30年度】	評価 B <評価に至った理由> 定量的指標としては、各年度において、借入申込受理日から平均5日以内に融資の貸付決定を行っていること、財形持家融資の新規借入申込件数が各年度の目標を達成していること、ホームページアクセス件数について、各年度において31万件以上であったこと等、数値目標を概ね達成しており、計画の水準を満たしていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 各年度において、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5日以内に貸付決定を行った。 財形持家融資等に関する相談受付件数については、令和2年度は目標値を下回ったものの、その他の各年度では700件以上となり、目標値を上回っている。また、下回った令和2年度も、前年度との月別対比から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響を受けていることを要因分析し、ウェブサイトの内容充実につなげるなど取り組まれている。 財形持家融資の新規借入申込件数は、各年度において年度目標を上回るとともに、平成		

<p>た日から平均5業務日以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均審査期間を指標とすることとする。</p> <p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。</p>	<p>を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。</p> <p>手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。</p> <p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とし、中期目標期</p>	<p>数を、毎年度31万件以上とすること。</p> <p>・毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上とすること。</p>	<p>審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、毎年度、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。</p> <p>貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。</p> <p>【平成30年度】 3.99日（達成率 100%） 【令和元年度】 4.02日（達成率 100%） 【令和2年度】 4.11日（達成率 100%） 【令和3年度】 4.08日（達成率 100%）</p> <p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>（1）特別な支援を必要とする者への対応等</p> <p>特別な支援を必要とする利用者への対応として、以下の融資内容の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。 ・自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、以下①、②の拡充を行った。 <p>①融資限度額を所要額の90%から99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。</p> <p>財形持家融資等に関する相談受付件数は以下のとおりとなった。</p> <p>【平成30年度】 752件（達成率 107.4%） 【令和元年度】 728件（達成率 104.0%） 【令和2年度】 656件（達成率 93.7%） 【令和3年度】 710件（達成率 101.4%）</p> <p>財形持家融資の新規借入申込件数は以下のとおりとなった。</p> <p>【平成30年度】 666件（達成率 132.7%） 【令和元年度】 873件（達成率 192.3%） 【令和2年度】 753件（達成率 183.7%） 【令和3年度】 589件（達成率 158.8%）</p> <p>令和3年度までの新規借入申込件数は2,881件であり、今中期計画（合計2,080件以上）における達成率は138.5%である。</p>	<p>648,489件（209.2%） 【令和元年度】 678,628件（218.9%） 【令和2年度】 800,601件（258.3%） 【令和3年度】 862,953件（278.4%）</p> <p>なお、ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されているためである。</p> <p>この通信監視サービス件数を除いても、アクセス件数は目標値を超えているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和2年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和3年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った。</p> <p>・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は、以下のとおりであった。（満足度）</p> <p>【平成30年度】 73.3%（達成率 91.6%） 【令和元年度】 81.9%（達成率 102.4%） 【令和2年度】 83.1%（達成率 103.9%）</p>	<p>30年度から令和3年度までで2,881件であり、今中期計画である2,080件を上回っている。</p> <p>ホームページの財形持家融資制度の情報に関するホームページのアクセス件数については、訴求年齢層を意識し、漫画とコラボを行うなど工夫した情報発信を行い、各年度において31万件以上のアクセスを得ており、目標値を上回っている。</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（分かりやすい等の割合）は、初年度である平成30年度は目標値である80%を下回っているものの、他の各年度においては達成している。</p>	
--	---	---	---	---	---	--

<p>間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とする。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施、効果を検証のうえ、改良を重ねる。</p> <p>② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。</p> <p>④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を毎年度開催する。</p>	<p>＜その他の指標＞ なし</p> <p>＜評価の視点＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。</p> <p>・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつ</p>	<p>なお、財形持家融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与したことにより、目標件数を達成した。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家を活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施し、効果を検証のうえ、改良を重ねた。特に、若年層への制度浸透をより深めるために、テレビCM・ドラマ配信・SNS等の新たな手法での広報を実施した。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度以降はオンライン媒体（Twitter・Facebook・YouTube等）による広報を強化した。 加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認知度合いの確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、以下のとおり財形制度の周知を行った。 【平成30年度】 2機関活用・182,596件周知 【令和元年度】 2機関活用・182,682件周知 【令和2年度】 2機関活用・184,389件周知 【令和3年度】 2機関活用・185,192件周知</p> <p>・各事業年度、2誌の機関誌において財形制度の広告掲載を行った。</p> <p>③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、平成30年度・令和元年度は日本FP協会主催のイベントに参加したほか、令和元年度には全国18労働局主催のセミナーにて制度説明を実施した。新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度は社労士や税理士等の会議・集会・研修等への参加を見送ったが、令和3年度には、厚労省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをYouTube上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>令和元年度において、各都道府県労働局主催の「働き方改革セミナー」等において、財形制度に併せて、中退共制度についても説明を行った。（18か所・3,639社・4,476名参加）</p> <p>また、令和3年度には、初めての取組として、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p> <p>・埼玉働き方改革推進支援センター 令和4年1月28日 16者参加 ・東京働き方改革推進支援センター 令和4年2月24日 10者参加 令和4年3月14日 6者参加</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、セミナーの開催を見送ることとした令和2年度を除き、ファイナンシャル・プランナーの講師を招いてセミナーを開催した。特に令和3年度については、動画配信によるオンデマンドセミナーを開催した。</p>	<p>【令和3年度】 81.0%（達成率 101.3%）</p> <p>＜評価の視点に対する措置＞ ・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないような適切なスプレッドを設定して決定した。なお、調達金利が金融情勢を適切に反映した水準となっているかなどについて、妥当性等に関する検証を行っているところである。 ・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品設計面での工夫として、以下の見直しを行った。 【平成30年度～令和3年度】 ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を1年間延長した。 ・審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、毎年度、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。 【令和2年度】 ・融資利用者に押印を求める手続き全般について、見直しを行い、申請手続きに係る書類の押印省略の取組を行った。 ・東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。 ・自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、以下①、②の拡充を行った。 ①融資限度額を所要額の90%から99%に引き上げた。 ②中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。</p> <p>・特別な支援を必要とする利用者への対応として、以下の融資内容の見直しを行った。 ① 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の適用期間を令和5年3月31日まで、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を令和8年3月31日まで延長した。</p>	<p>・勤労者が制度をより利用しやすくなるよう、手続きの見直しを行うとともに、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置、東日本大震災による被災者の貸付金利引下げ措置の適用期間を延長した。 自然災害で被災した勤労者に対する融資制度についても拡充を行った。</p>	
---	--	--	---	--	--

<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。</p> <p>【指標】 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。 ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を80%以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であること</p>	<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を、毎年度80%以上とする。</p>	<p>つ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。</p> <p>・ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させているか。</p> <p>・自主的な財政</p>	<p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>○ ホームページについて、WEB広告を活用した積極的な広報展開を行ったほか、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置などを紹介する専用ページ、若年層にも認知率の高い著名人や漫画キャラクターを起用した特設サイトの開設や相談窓口の電話番号をトップページの目立つ場所に掲示する等、情報提供の質の向上に努めた。</p> <p>特に令和3年度は若年層から経営者層まで訴求年齢層を意識した情報発信に取り組み、ユーザーインターフェース改善(主にスマートフォン対応)とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。</p> <p>また、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成した。</p> <p>中期期間中における財形持家融資制度ホームページアクセス件数及び達成率は以下のとおり。</p> <p>【平成30年度】 648,489件(209.2%)</p> <p>【令和元年度】 678,628件(218.9%)</p> <p>【令和2年度】 800,601件(258.3%)</p> <p>【令和3年度】 862,953件(278.4%)</p> <p>なお、ホームページアクセス件数の目標値と実績値が乖離しているのは、情報セキュリティ通信監視サービスによって、外部から事業本部のホームページに対し頻繁に稼働状況を監視されているためである。</p> <p>この通信監視サービス件数を除いても、アクセス件数は目標値を超えているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。財形制度周知キャンペーンにおいては、入社直後の若年層に財形貯蓄制度を訴求することが効果的であるものの、効果検証により若年層の認知度が低いことが明らかになったことから、①テレビCM動画、②オリジナルドラマ、③オンデマンドセミナー、④バナー広告などの広報手段を活用して、若年層をはじめとして訴求年齢層を意識した情報発信を行った結果、アクセス件数が大幅に増加したものと考えている。具体的には、若年層の共感を得られるよう、令和2年度には、特設サイトに漫画「サラリーマン山崎シゲル」とコラボを行った動画を掲載し、令和3年度には、特設サイトに①実写とアニメーションを融合させたテレビCM動画の掲載や、②「幸せの積立て」をキャッチコピーとして、給与天引きによる堅実・計画的な資産形成をアピールするオリジナルドラマの掲載を行うとともに、③制度のメリットや利用方法を専門家がわかりやすく説明するオンデマンドセミナーを開催するなどを行った。</p> <p>○ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)については以下のとおりであった。</p> <p>(満足度)</p> <p>【平成30年度】 73.3%(達成率 91.6%)</p> <p>【令和元年度】 81.9%(達成率 102.4%)</p> <p>【令和2年度】 83.1%(達成率 103.9%)</p> <p>【令和3年度】 81.0%(達成率 101.3%)</p>	<p>② 自然災害で被災した勤労者に対する融資制度について、融資限度額の引上げ(所要額の90%から99%に引上げ)及び中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置若しくは子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置との併用を可能とし、金利の更なる引下げを行った。</p> <p>・広告代理店等外部専門家を活用し、最新の媒体やツールを積極的に利用した広報を毎年度実施し、効果を検証したうえ、次年度以降の広報手法について改良を重ねた。</p> <p>・事業主転貸融資の利用に繋げるため、平成30年度及び令和元年度は日本FP協会主催のイベントに参加したほか、令和元年度には全国18労働局主催のセミナーにて制度説明を実施した。また、令和3年度には、厚労省・日本FP協会・労働金庫連合会・中退共と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けオンデマンドセミナーをYouTube上で配信し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>・令和3年度において、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーにて制度の説明を行い、周知広報に努めた。</p> <p>・ホームページについて、WEB広告を活用した積極的な広報展開を行ったほか、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げ特例措置などを紹介する専用ページ、若年層にも認知率の高い著名人や漫画キャラクターを起用した特設サイトの開設や相談窓口の電話番号をトップページの目立つ場所に掲示する等、情報提供の質の向上に努めた。</p> <p>特に令和3年度は若年層から経営者層まで訴求年齢層を意識した情報発信に取り組み、ユーザーインターフェース改善(主にスマートフォン対応)とWEBアクセシビリティの向上を勘案しつつ、利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った。</p> <p>また、財形転貸融資の利用者やホームページの閲覧者の意見を踏まえ、訴求力のあるホームページとリーフレットを作成した。</p> <p>・中小企業勤労者支援貸付金利引下げ</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除いては、各年度において、労働局や日本FP協会等と連携し財形転貸融資の周知を行い利用促進を図った。</p> <p>また、ホームページでは、訴求年齢層を意識した情報発信に取り組んだ。</p> <p><今後の課題> 勤労者世帯の持家率は自営業世帯と比べて今なお立ち後れが見られることや、転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、引き続き、低利・長期にわたる財形持家融資制度の普及と利用促進に取り組む必要がある。</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>から、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016（平成28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。</p> <p>※ 2016（平成28）年度実績 707件</p> <p>新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>※ 2014（平成26）～2016（平成28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率 10%</p> <p>※ 実績値 2014（平成26）年度：751件、2015（平成27）年度：681件、2016（平成28）年度：614件</p> <p>アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。</p> <p>※ 2013（平成25）～2016（平成28）年度の平均アクセス件数 31万件</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の</p>		<p>規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施しているか。</p> <p>・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てたか。</p>		<p>特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の継続検討に当たっては、政策的意義及び利用率向上の観点だけでなく、今後の損益状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p> <p>・なし</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指標として設定することとする。</p> <p>3 財務運営</p> <p>（1）自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。</p> <p>（2）剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>		<p>3 財務運営</p> <p>中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じないことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

	着実に償還する。	和元) 年度末であることを踏まえ、償還を進めたか。	<p>【平成 30 年度】 元金 362,499 千円 利息 21,879 千円 (5/25) 元金 362,499 千円 利息 13,846 千円 (11/25)</p> <p>【令和元年度】 元金 125,000 千円 利息 5,813 千円 (5/25) 元金 125,000 千円 利息 2,906 千円 (11/25)</p>	<p>リスク管理債権処理件数 (完済又は償却)</p> <p>【平成 30 年度】 5 件 【令和元年度】 6 件 【令和 2 年度】 4 件 【令和 3 年度】 2 件</p> <p>② 財政投融资への償還 財政投融资からの借入金残高 974,998 千円 (平成 29 年度末時点) を令和元年度までに全て償還した。</p> <p>【平成 30 年度】 元金 362,499 千円 利息 21,879 千円 (5/25) 元金 362,499 千円 利息 13,846 千円 (11/25)</p> <p>【令和元年度】 元金 125,000 千円 利息 5,813 千円 (5/25) 元金 125,000 千円 利息 2,906 千円 (11/25)</p>	<p>・財政投融资からの借入金残高を令和元年度までに全て償還した。</p>	
--	----------	---------------------------	--	---	---------------------------------------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-1	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)	
中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。	同左		実施済	実施済	実施済	実施済			
建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。	同左		実施済	実施済	—	—			
建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末ま	同左		—	—	実施済	実施済			

で電子申請方式を導入すること。								
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図ること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図る。		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から見直しを検討し、実施した。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。 ○ 諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 [改善実績件数] 【平成30年度】 ・機構内事務処理に関すること 11件 ・加入者が行う手続きに関すること 3件 【令和元年度】 ・機構内事務処理に関すること 9件 ・加入者が行う手続きに関すること 6件 【平成2年度】 ・機構内事務処理に関すること 11件 ・加入者が行う手続きに関すること 5件 【平成3年度】 ・機構内事務処理に関すること 7件 ・加入者が行う手続きに関すること 7件 [主な改善実績] 【平成30年度】 ・中退共事業においては、事務処理方法の迅速化として、契約審査業務（新規契約申込書・追加契約申込書）に係る文書の受入・開封及び審査業務等について、1月から新規契約申込書を加え業務委託契約を更新した。 ・建退共事業においては、共済証紙の現物交付に係る様式の策定および様式策定のアプリケーションの開発とダウンロード化を実施した。 ・財形事業においては、財形災害融資の新規実施に伴い、業務実施マニュアル、	<自己評価> 評価：B 業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から、ダウンロード様式の充実化や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。また、機構の事務に関しては、中退共の退職金共済契約申込書に係る審査業務の委託について、委託対象となる申込書を加えて委託契約を更新するなど、外部委託の拡大に努め、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。さらに、諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続の合理化、機構内の事務処理の簡素化、迅速化につながる改善を行った。 経費節減については、一般管理費について、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減見込みであり、経費削減に努めてきた。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮のうえ検証するとともに、その結果や取組状況を毎年度公表した。 中退共事業における中退共電算システムについては、事前準備として金融機関を中心に大規模開発案件のケーススタディを実施、問題が発生した大規模プロジェクトに共通する要因を認識した。 平成30年度に「構想策定」を実施、上記調査結果も踏まえ、プロジェクトの目的、優先順位を明確化した。この過程で判明したドキュメンテーションの不足に対応するため、令和元年11月にドキュメンテーション整備プロジェクトを立ち上げ、令和3年9月までに、必要なドキュメントを整備した。 令和2年度にはコンサルタントの支	評価 B 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施等の観点から、ダウンロード様式の充実化や各種マニュアルの策定・見直しなどを行った。事務に関しては、中退共の退職金共済契約申込書に係る審査業務の委託について、委託対象となる申込書を加えて委託契約を更新するなど、外部委託の拡大に努め、事務処理の効率化及び経費の削減を図った。さらに、諸手続・事務処理等の再点検を行い、「事務処理改善計画」を作成して加入者が行う諸手続の合理化、機構内の事務処理の簡素化、迅速化につながる改善を行った。	評価 	

		<p>勤労者財産形成システムマニュアルに係る見直しを行った。</p> <p>【令和元年度】 ・旅費支給業務について規程等を見直し、旅費マニュアルを改訂することによって、関与人員を縮減するなどの業務改善を行った。これにより、当該業務に要する時間短縮となり、情報セキュリティ関係業務や委員会関係業務等の他作業に専念することができた。 ・中退共事業においては、廃止特退共移換事業所の特例掛金月額経過措置期間満了に係るプログラム開発及び事務処理マニュアルを構築し、経過措置期間満了の共済契約者へ掛金月額変更後の共済手帳を発送し通知を行った。 ・建退共事業においては、共済証紙現物交付に係る様式を新たに策定し、ホームページ掲載のダウンロード様式の見直しを行うとともに、外国人労働者に向けて、「退職金請求手続きのご案内」について英語版の作成を行い、加入者等を行う手続きの合理化を図った。また、相談対応マニュアルの見直し・刷新を行うとともに、元号改定に伴う事務処理の手引きの改訂・記載内容等の見直しを行い、事務処理の改善を図った。</p> <p>【令和2年度】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」を策定した。 またWEB会議等のみならず、書面又はメール開催方式の導入や会議体のスマート化を行うことにより会議全体の効率化を図った。 ・財形事業においては、東日本大震災特例貸付及び財形災害融資に係る貸付制度の拡充に伴い、業務実施マニュアルを見直し、事務処理の改善を図った。</p> <p>【令和3年度】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、主な会議室にWi-Fi回線を敷設することで、WEB会議等が安定的に実施可能な通信環境を構築し、会議や研修等の開催・実施の効率化を図った。 ・建退共事業において、共済手帳申込書、共済手帳紛失届及び共済契約者証交付申請書について、電子申請専用サイトから直接手続きが行えるようシステム改修を行った。</p> <p>○ 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した。</p> <p>【平成30年度】 13回 【令和元年度】 40回 【令和2年度】 37回 【令和3年度】 28回</p>	<p>援を受けて「要件定義」工程を実施、業務部門の全面的参画により組織を挙げたプロジェクト遂行体制を確立、新規業務を極力削ぎ落としつつ、プロジェクトの基礎となる要件定義を予定通り完了した。</p> <p>令和3年4月にはPMO支援業者を決定し、設計・開発工程の準備を開始、令和3年10月に設計・開発業者を選定した。また、最終的に関係者が100人単位となる大プロジェクトにおける円滑な意思疎通を実現するためのコミュニケーションツールを導入し、活用している。なお、PMO支援業者の選定では、金融機関の大規模プロジェクトに実績のある複数の業者を候補とし、業務内容や現行システムに関する理解度、サービス内容を詳細に検討した。</p> <p>令和3年10月に開始された設計・開発工程では、機構（PMO、業務部門）、PMO支援業者、設計・開発業者の3者が密接に連携して効率的に作業が進められている。</p> <p>経験したことの無い大規模プロジェクトにおけるコンサルタントとの協働作業は、役職員にとって極めて貴重な学習機会になっており、システム要員育成のみならず、機構全体のITリテラシー底上げに繋がっている。</p> <p>なお、殆どの会議にシステム担当理事が参加している他、隔月開催のステアリングコミッティ、工程開始・終了判定会議等、重要な会議には必ず理事長と総務担当理事が参加、理事長が重要事項に関する判断を下すなど、本プロジェクトはトップのリーダーシップの下で遂行されている。</p> <p>また、業務部門職員は関係課毎に複数の担当者が任命され、当事者意識を持って頻繁な会議に参加すると共に、業者への情報提供を行っている。</p> <p>また、建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式について、新型コロナウイルスの影響によりスケジュール調整が非常に困難な中、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催等を行った。また、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見など</p>		
--	--	--	---	--	--

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

<定量的指標>
 ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

・中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について、各年度の削減率は以下のとおりである。

一般管理費
 【平成29年度（基準額） 215,782千円】 単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績額	137,082	135,102	143,674	121,049
削減率	36.5%	37.4%	33.4%	43.9%

業務経費
 【平成29年度（基準額） 4,363,378千円】 単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績額	3,823,701	3,726,486	3,824,381	3,911,074
削減率	12.4%	14.6%	12.4%	10.4%

を踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した。
 契約については、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施した。また、一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないように努めた。また、監事及び会計監査人において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。これらを踏まえ、B評価とする。

・平成29年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については、平成30年度は36.5%、令和元年度は37.4%、令和2年度は33.4%、令和3年度は43.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成30年度は12.4%、令和元年度は14.6%、令和2年度は12.4%、令和3年度は10.4%の削減を行った。

・2018（平成30）年4月から2019（令和元）年3月までの期間において基本構想策定を行い、新システムに関する基本構想を具体化した。

・経費節減については、一般管理費について、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）について、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減見込みであり、経費削減に努めてきた。

<p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り</p>	<p>3 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り</p>	<p>成 30) 年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020 (令和 2) 年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021 (令和 3) 年度からシステム再構築を開始すること。</p> <p>・建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020 (令和 2) 年度末までに電子申請方式を導入すること。</p> <p><その他の指標> > なし</p> <p><評価の視点> ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等について検証及び公表したか。</p>	<p>3 給与水準の適正化</p> <p>機構の給与水準について、以下のとおり検証を行った。</p> <p>・年齢のみで比較した対国家公務員指数は以下のとおり 110%台で推移しているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。</p> <p>これらの要素を考慮した地域勘案指数及び地域・学歴勘案指数は以下のとお</p>	<p>2020 (令和 2) 年 5 月から 2021 (令和 3) 年 3 月までの期間における要件定義工程において業務要件、移行方式等の非機能要件の策定を行った。</p> <p>2021 (令和 3) 年 4 月から全体工程管理業務を開始し、再構築プロジェクトが完了するまで継続する。2021 (令和 3) 年 10 月から設計・開発工程を開始し、2022 (令和 4) 年 3 月までの期間に要件定義工程で策定した要件について確認を行った。2022 (令和 4) 年 4 月より基本設計を開始する。</p> <p>・2018 (平成 30) 年 1 月から 6 月までの期間において実証実験を行い、同年 8 月 31 日付で、電子申請方式に係る実証実験の実施結果について証紙貼付方式の存続を前提とすれば、電子申請方式を導入することは可能であるとの総括を行った。</p> <p>この結果を外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」に報告し、システムの導入等について意見を求めたところ、システム開発に当たっては、人為的ミスが発生しないように無理のない業務フローを設定するとともに、システムのセキュリティ要件を明確化すること等多岐に亘る意見が提出され、電子申請システムの電子申請方式の速やかな導入を図ることが適当であるとの意見書が取りまとめられたものである。</p> <p>電子申請方式の導入に向けたシステム構築については、意見書を踏まえ、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件を明確化し、情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和 2 年 10 月から令和 3 年 2 月までの試行的実施を経て、同年 3 月より電子申請方式を本格的に導入した。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。</p> <p>・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の支給割合(20%)よりも低い水準に留めている。</p>	<p>・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。地域勘案指数等は毎年度いずれの指数も国家公務</p>	
--	--	---	---	---	---	--

<p>方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。</p>	<p>方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>		<p>りであり、いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。</p> <p>対国家公務員指数 【平成30年度】 114.7 【令和元年度】 113.5 【令和2年度】 112.3 【令和3年度】 112.9</p> <p>地域勘案指数 【平成30年度】 101.5 【令和元年度】 100.7 【令和2年度】 99.7 【令和3年度】 100.4</p> <p>地域・学歴勘案指数 【平成30年度】 101.7 【令和元年度】 100.4 【令和2年度】 99.5 【令和3年度】 99.7</p> <p>・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、以下のとおりであり、極めて小さい。 【平成30年度】：1.4% (国からの財政支出額 9,026 百万円、支出予算の総額 662,083 百万円：平成30年度予算) 【令和元年度】：1.4% (国からの財政支出額 9,252 百万円、支出予算の総額 660,248 百万円：令和元年度予算) 【令和2年度】：1.3% (国からの財政支出額 8,857 百万円、支出予算の総額 651,545 百万円：令和2年度予算) 【令和3年度】：1.2% (国からの財政支出額 7,655 百万円、支出予算の総額 635,999 百万円：令和3年度予算)</p> <p>※ なお、上記については、毎年度(6月末)機構ホームページにおいて公表した。</p>	<p>・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。 ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は毎年度110%台で推移しているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高く、また、職員の大卒者の割合が国家公務員よりも高いことによるものである。 これらの要素を考慮した地域勘案指数及び地域・学歴勘案指数は毎年度いずれの指数も国家公務員とほぼ均衡している。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、極めて小さい。</p>	<p>員とほぼ均衡している。職員の給与等については毎年度公表した。</p>	
<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1) 中退共電算システム 中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこ</p>	<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、2018(平</p>	<p>・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を着実に進めているか。</p>	<p>4 業務の電子化に関する取組</p> <p>(1) 中退共事業における中退共電算システム 【平成30年度】 ・プロジェクトにおける課題の整理、システム化方式と要件の基本方針等の決定、ロードマップの策定等を行うために構想策定業者の調達を行った(平成30年5月から7月)。 ・構想策定業務を実施した(平成30年7月から令和元年5月)。 【令和元年度】 ・現行のシステム設計書等を整備するためドキュメント整備業者の調達を行った(令和元年9月から11月)。 ・ドキュメント整備業務を開始した(優先度①令和元年11月から令和2年3月)。</p>	<p>・中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するため、平成30年度に構想策定業務で基本方針やロードマップの策定を行い、令和2年度に要件定義業務で要件定義を実施した。 並行的に現行システムの設計書等を整備するためドキュメント整備業務に令和元年11月に着手、令和3年9月に予定通り完了させた。令和3年度初から、要件定義の成果を踏まえ、全体工</p>	<p>・中退共電算システムの再構築について、令和3年10月に開始された設計・開発工程では、機構(PMO、業務部門)、PMO支援業者、設計・開発業者の3者が密接に連携して効率的に作業が進められている。 トップのリーダーシップの下で遂行される</p>	

<p>と。</p> <p>(2) 建退共の電子申請方式導入 建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、その結果等を踏まえ、システム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とし、電子申請方式を導入すること。また、導入にあたっては、全ての共済契約者に対し電子申請方式に関する周知を行うとともに、電子申請方式の導入に関する意向を調査し、その結果を利用促進のための方策に反映すること。</p> <p>【指標】 中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始すること。</p>	<p>成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（令和2）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（令和3）年度からシステム再構築を開始する。 建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、同年12月までに検討結果を取りまとめる。 また、その検討結果等を踏まえ、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入しつつ、証紙貼付方式も存続させることとする。 システム構築に際しては、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図</p>	<p>・建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため、令和3年度に本格的に導入した電子申請方式について、安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図ったか。</p>	<p>・構想策定の成果を踏まえ計画策定及び要件定義を行うため要件定義業者の調達を行った（令和2年1月から令和2年4月）。</p> <p>【令和2年度】 ・引き続きドキュメント整備業務を行った（優先度②令和2年4月から9月、優先度③令和2年10月から令和3年3月）。 ・要件定義業務を実施した（令和2年4月から令和3年3月）。 ・システム再構築の工程管理および、システム部門への支援を行うため全体工程管理支援業者の調達を行った（令和2年11月から令和3年2月）。</p> <p>【令和3年度】 ・引き続きドキュメント整備業務を行った（優先度③令和3年4月から9月）。 ・全体工程管理支援業務が開始された（令和3年4月）。 ・要件定義の成果を踏まえ設計・開発を行うためシステム再構築の設計・開発業者を調達した（令和3年6月から9月）。 ・設計・開発業務が開始され、要件確認工程が実施された（令和3年10月から令和4年3月）。</p> <p>(2) 建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式 【平成30年度】 建退共制度における新たな掛金納付方式に係る電子申請方式の導入の可否について、平成30年1月から6月までの期間において実証実験を行うとともに、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえ、「建退共制度における電子申請方式の導入の可否及びそれに関連する課題等に関する意見書」を取りまとめた。同年8月31日付で、電子申請方式に係る実証実験の実施結果について証紙貼付方式の存続を前提とすれば、電子申請方式を導入することは可能であるとの総括を行った。</p> <p>「建退共掛金の納付に係る電子申請方式の実証実験に関する運営ワーキンググループ」を2回開催した。 (共済契約者19社他との意見交換) 平成30年4月26日、6月28日</p> <p>「建退共制度に関する検討会」を4回開催した。 (有識者との意見交換) 平成30年5月31日、8月6日、10月9日 (有識者の意見取りまとめ) 11月12日</p> <p>第5回「財務問題・基本問題検討委員会」を開催し、取りまとめた意見の報告を行った。 平成30年11月20日</p> <p>【令和元年度】 電子申請方式の根拠となる中小企業退職金共済法の改正を含むデジタル手続法案については、第198回通常国会で成立し、令和元年5月31日に公布された。建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入を踏まえ、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図り、要件定義書、調達仕様書等必要な資料を作成し、システム構築に着手した。また、同方式の導入について、パンフレットを作成し、共済契約者に対して周知した（令和2年1月28日）。</p> <p>【令和2年度】</p>	<p>程管理支援業務が開始されてコミュニケーションツールの導入等、プロジェクトの円滑な遂行のための体制整備を実施、令和3年10月に設計・開発業務が開始された。</p> <p>・建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的とした電子申請方式の導入について、新型コロナウイルスの影響によりスケジュール調整が非常に困難な中、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催及び要望の聴取等を行った。 また電子申請方式においては、安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保に万全を期すために、システムのセキュリティ要件の明確化、情報システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から電子申請方式を本格的に導入した。(電子申請方式導入企業7,750社令和4年3月31日現在) なお、令和2年10月の試行的実施及び令和3年10月の制度改正の際に、電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。 ソフト面については、同方式を周知するためのパンフレットの作成・配布、ホームページ上での利用受付の整備や手続を説明するためのマニュアル及び動画作成、問合せに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者及び被共済者にとって利用しやすい環境を整えた。</p>	<p>プロジェクトにおいて、コンサルタントとの協働作業により、システム要件育成や、機構全体のITリテラシー底上げに繋がっている。 また、業務部門職員は関係課毎に複数の担当者が任命され、当事者意識を持って頻繁な会議に参加すると共に、業者への情報提供を行っている。</p> <p>・建退共制度における電子申請方式について、業界団体との連携や開発事業者との打合せ、利用申込事業所に対する説明会の開催等を行った。情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったうえでシステムのセキュリティ構成を万全にし、令和2年10月からの試行的実施を経て、参加企業からの意見などを踏まえつつ、令和3年3月から本格的に導入した。 電子申請方式を周知するためのパンフレットの作成・配布、ホームページ上での利用受付の整備や手続を説明するためのマニュアル及び動画作成、問合せに対応するためのコールセンターの設置により、共済契約者及び被共済者にとって利用しやすい環境を整えた。</p>	
---	--	--	---	---	---	--

<p>建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。</p> <p>建退共制度における掛金納付方式に係る電子申請方式の導入に向けたシステム構築について、システムの安全かつ確実な稼働と情報セキュリティの確保を最優先とするとともに、2020（令和2）年度末までに電子申請方式を導入すること。</p> <p>電子申請方式に関する周知の実施率（全ての共済契約者）※共済契約者数（2018（平成30）年度末）172,062所</p> <p>電子申請方式の導入に関する意向調査の実施状況</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工</p>	<p>るとともに、半年程度の試行的実施期間を設けることとする。</p> <p>導入にあたっては、中期目標期間中に全ての共済契約者に電子申請方式の導入について周知することとする。</p> <p>また、電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p>		<p>情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステム構築を完了し、令和2年10月から令和3年2月までの試行的実施を経て、同年3月より電子申請方式を本格的に導入した。</p> <p>（電子申請方式導入企業887社 令和3年3月31日現在）</p> <p>なお、電子申請専用サイトのセキュリティ強度を確認するため、ペネトレーションテストを実施したところ、AAA（脆弱性なし）の診断を受けた。</p> <p>また、同方式の普及に向けて、関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日建連会員企業向け説明会 1会場 130事業所 ・建設労務安全研究会理事会 1会場 50事業所 ・各都道府県支部協力による説明会 33都道府県 66会場 84回 10,559事業所 ・電子申請試行的実施参加者説明会（元請用） 33事業所 131名（10/21） 24事業所 78名（10/23） 30事業所 102名（10/27） ・電子申請試行的実施参加者説明会（下請用） 84事業所 139名（10/29） 62事業所 115名（11/4） 67事業所 146名（11/5） <p>併せて、パンフレット（260,000部）・ポスター（500部）・現場標識（600部）を配布し、共済契約者等に対して周知を行った。</p> <p>【令和3年度】</p> <p>10月に実施された制度改正に対応するため、就労実績報告作成ツールにより作成された就労実績ファイルの就労月によって掛金単価の異なる退職金ポイントが自動的にかつ確実に充当される機能を実装するためのシステム改修を行った。</p> <p>同時に、昨今の行政手続に関するデジタル化の傾向を踏まえ、共済手帳申込等の手続きについて、オンライン申請が可能となるシステム改修を実施した。</p> <p>一方でソフト面については、問い合わせの増加に対応するためコールセンター要員の増加等を行い、初めて電子申請方式を利用する方のためのマニュアル及び解説動画を作成し、ホームページに掲載して利用者の利便性の向上に努めた（説明動画再生回数2,256回）。</p> <p>電子申請方式の普及に向けては、国土交通省主催の発注機関向け説明会（WEB会議）に同席し、電子申請方式を踏まえた公共工事における建退共制度の適正履行の確保に関する周知を行った（5月21日、5月28日、6月4日）。</p> <p>また、同方式の普及促進のため、従来から実施している説明会に加え、オンライン説明会を積極的に採用し、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において説明を行った（開催数27回・参加者数4,318名）。</p> <p>さらに電子申請方式の本格的実施に伴い、新たなパンフレットを作成し、共済契約者及び自治体等に配布して周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子申請方式が始まりました」（三折版・両面版計420,000部） ・「この機会に電子申請方式を利用しませんか」（22,000部） ・「建退共にご加入の共済契約者の皆様へ」（20,000部） <p>電子申請方式を利用している共済契約者に対してアンケートを実施し、電子申請方式に対する意見や要望を取りまとめた。</p> <p>また、建退共制度のあり方等についての検討材料を得ることを目的とした実態調査について、質問項目に電子申請方式の利用状況に関する設問を追加して共済契約者等に調査依頼し、電子申請方式を導入しない共済契約者の理由や意見を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請未利用者数/有効回答数 A調査（専門工事業者） 648/699件 B調査（元請業者） 1,554/1,648件 C調査（工事現場） 790/818件 			
--	---	--	--	--	--	--

<p>程を指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。</p> <p>建退共制度の電子申請方式の導入に向けたシステム構築及び周知等の目的等を達成するために必要な要件や工程を設定することとする。</p> <p>電子申請方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を電子申請方式の利用促進のための方策に反映させることとする。</p>			<p>E調査（労働者） 5,512/6,089件</p> <p>※D調査（発注機関）は電子申請に関する質問無</p> <p>実態調査の結果を把握・分析し、同方式の利用促進のための方策に反映させ、さらなる効率化に取り組むとともに、建設技能労働者の就業履歴等を登録・蓄積する建設業界全体の仕組みである「建設キャリアアップシステム」との連携についてもさらに推し進めていく。</p> <p>（電子申請方式導入企業7,750社 令和4年3月31日現在）</p>			
<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>（1）公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な</p>	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>（1）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施したか。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施しているか。 ・監事及び会計監査人による監査において、入 	<p>5 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進した。</p> <p>（1）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施した。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行うことにより、取組を着実に実施した。 ・契約は原則、一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実 	

<p>調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。</p> <p>(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。</p> <p>・契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検が行われたか。</p>	<p>受けた。 なお、競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページに公表した。</p> <p>(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施した。 中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないために、公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど努めた。 ・第3期中期目標期間における一者応札の年間平均件数 36 件 ・第4期中期計画期間における一者応札の年間平均件数 41 件（平成30年度 78件、令和元年度 22 件、令和2年度 31 件、令和3年度 32 件）</p> <p>(3) 業務監査、会計検査による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。</p>	<p>施について徹底的なチェックを受けた。</p> <p>・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。</p>	
--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
 削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 「第3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。	<定量的指標> なし <その他の指標> >なし	第3 財務内容の改善に関する事項 累積欠損金について、令和2年8月に労働政策審議会において財政検証がとりまとめられた。機構では、検証に先立ち、林退共の運営状況や林業業界の様々なデータを整理し、累積欠損金のリスク要素について分析し、被共済者数の維持・増加が必要であるとの結論に至った。さらに、機構内の分析結果及びその帰結としての短期、中期、長期、中でも中期、長期の加入促進策を策定し、PDC Aサイクルを回すことの重要性について、林業業界、林野庁、厚生労働省と共通認識を形成した。これらの取組の結果、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しは、財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 中期目標に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額）と比較して、一般管理費を15%減及び業務経費を5%減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 *削減対象外経費（水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など）	<自己評価> 評価：B 累積欠損金について、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しを財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画（令和2年度～30年度解消）を策定・公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ（令和3年10月実施）前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。 中期目標に定める経費節減目標を達成するため、平成29年度予算（今中期	評価 B <評価に至った理由> 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	評価	

			<p><評価の視点> ・累積欠損金の着実な解消を図ったか。</p>		<p>計画から削減対象外とした経費を除いた額)と比較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 *削減対象外経費(水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など) これらを踏まえ、B評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・累積欠損金について、中期目標では、累積欠損金解消計画の見直しを財政検証終了後9か月以内に行うこととされているが、3か月後には、同検証を踏まえた新たな累積欠損金解消計画(令和2年度~30年度解消)を策定・公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画(令和2年)」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。なお、令和3年度は当期損失が119百万円となったため累積欠損金額が前年度の187百万円より大きくなったが、当期損失の発生の要因は、委託運用部分の収益が伸び悩んだことに加え、責任準備金が、その計算方法において予定運用利回り引下げ(令和3年10月実施)前の利回りが保全されるよう調整した分が増加したことにあると考えている。</p> <p>・中期計画予算について適切な管理を行った。</p>	<p>・累積欠損金について、財政検証終了後3か月後に新たな累積欠損金解消計画(令和2年度~30年度解消)を策定・公表した。令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画(令和2年)」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和3年度末における累積欠損金は、△306百万円となり、累積欠損金解消計画の累積剰余金目安額△762百万円を上回った。</p> <p>・経費削減目標を達成するため、平成29年度予算(今中期計画から削減対象外とした経費を除いた額)と比較して、一般管理費15%減及び業務経費5%減とした中期計画予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。</p>	
--	--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	1 内部統制の強化 2 情報セキュリティ対策の推進等 (1) 情報セキュリティ対策の推進 (2) 災害時等における事業継続性の強化 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資 5 人事に関する事項		
	当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報とを国民から託されていることを踏まえ、資産運用委員会や運営委員会をはじめとする各種会議や監事監査等	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の強化 内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組んだ。 また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有した。 (1) 資産運用委員会 主に以下の項目について「資産運用委員会」の審議の結果を反映させた。 【平成30年度】運用受託機関の評価方法等 【平成30年度】【令和元年度】【令和2年度】運用受託機関及び管理受託機関の募集・選定	<自己評価> 評価：A 機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていること、また金融を業とする独立行政法人であることを踏まえ、以下の取組により内部統制の更なる強化を図った。 ①機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。また、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を令和3年度に策定し、内部統制の強化に努めた。②情報セキュリティ委員会にお	評価 A <評価に至った理由> 内部統制について、統制環境整備のため職員に高い職業倫理が必要とされることを理事長が発信し、理事会で徹底した。資産運用委員会、情報セキュリティ有識者委員会、リスク管理・コンプライアンス委員会など、専門性の高い外部有識者委員が参画する委員会開催や、監事監査等を通じて内部統制の強化に取り組んだ。 資産運用における社会的優良な企業への投		

<p>直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。</p>	<p>を通じて、内部統制システムを適切に運用するとともに、内部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、内部統制のさらなる強化を図る。</p> <p>また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。</p>		<p>【令和元年度】 自家運用対象債券の拡充 【令和2年度】 【令和3年度】 基本方針の改正 【令和2年度】 日本版スチュワードシップ・コード再改訂の受入れ表明 【令和3年度】 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>【令和3年度】 資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を策定し、内部統制の強化に努めた。</p> <p>（2）情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ委員会を開催し、審議を行った。 （開催実績） 【平成30年度】 5回 【令和元年度】 1回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 1回</p> <p>[主な審議事項] 【平成30年度】 ・昨年度に行ったNISCのペネトレーションテストへの対応策及び中退共システム再構築等における取扱い ・平成30年度厚生労働省所管法人等における情報セキュリティ対策連絡会議について報告 ・標的型メール訓練の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係・上期）に係る状況の報告及び今後の課題の審議 ・政府統一基準の改定に伴う、独立行政法人勤労者退職金共済機構における情報セキュリティのための対策基準の改定 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画</p> <p>【令和元年度】 ・WEB診断および自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題の審議 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画に係る審議</p> <p>【令和2年度】 新たに策定する、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」に係る審議 ・システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」に係る審議 ・標的型メール訓練及び自己点検の実施結果 ・内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画</p> <p>【令和3年度】 ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定 ・標的型メール訓練及び自己点検の実施結果 ・内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題 ・今年度の実績報告と来年度の対策推進計画</p> <p>（3）情報セキュリティ有識者委員会</p>	<p>いて、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の課題、各年度の対策推進計画について審議を行った。また、政府統一基準の改定に伴う、機構情報セキュリティのための対策基準の改定、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」の策定及びシステム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」の策定について審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。③システム化委員会において、各事業本部等のシステム案件について精査を行った。④リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。⑤各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、PDCAサイクルを適切に機能させた。</p> <p>また、外部有識者を加えた情報セキュリティ有識者委員会において、中退共電算システムの再構築、建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入等について審議を行った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、第3期中期計画期間の途中で策定した新規施策に基づき第3期・第4期を通じて継続的に取り組みを行ってきた。第4期においては、コロナ禍の下で利用が急増したWEB会議に関する規程整備、インシデントの予防/迅速な事後対応に不可欠な情報端末の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会（外部有識者3名）では委員から、手厚い取り組み振り」と評価された。標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋</p>	<p>資について、公的機関のアセットオーナーとして、スチュワードシップ活動への一段と強い取り組みを開始した。資産運用におけるESG要素に関するエンゲージメントを実施した。</p> <p>定量的な指標以外の部分で、法人が自主的に次期につながる枠組み作りなどに取組み、目標策定時に想定した以上の成果をあげたことを考慮し、「A」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	
--	---	--	---	--	---	--

		<p>情報セキュリティ有識者委員会を開催し審議を行うとともに、有識者から助言を受けた。</p> <p>(開催実績)</p> <p>【平成30年度】 1回 【令和元年度】 1回 【令和2年度】 1回 【令和3年度】 1回</p> <p>[主な審議事項]</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画(案)の策定 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度大型連休対応に関する報告 ・端末等電子機器の台数整備 ・サイバーセキュリティ協議会への参加 ・システム業務に従事する職員の採用 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入 <p>CIO補佐官年次活動報告については、新型コロナウイルス拡大防止の観点から次年度へ延期となった。</p> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画(案)の策定 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式の導入 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CIO補佐官活動年次活動報告 ・情報セキュリティ対策における状況報告 ・情報セキュリティに係る対策推進計画(案)の策定 ・機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準(案)の改定 ・中退共電算システムの再構築 ・建退共における掛金納付方法についての電子申請方式 <p>(4) システム化委員会 第4期中期計画期間中の各事業本部等のシステム案件について精査するとともに審議を行った。</p> <p>【平成30年度】 4回(4/26、7/31、9/26、12/26) 【令和元年度】 3回(6/5、10/31、1/9) 【令和2年度】 2回(7/31 書面開催、1/7 書面開催) 【令和3年度】 2回(7/30 書面開催、1/7)</p> <p>(5) リスク管理・コンプライアンス体制 リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスク項目、リスク度合い、対応等の検討、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。</p> <p>(開催実績)</p>	<p>がっている。</p> <p>また、災害時等における事業継続性については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備え、データバックアップ等を行った。さらに令和2年度には、WEB・メールシステムの更改に併せ、DNS機能の一部をクラウドへ移行し、機構内に設置されているWEBサーバの死活を監視させ、通信が途絶えた際には、自動的にSorryページを表示する機能を実装した。また、本更改により、WEBサーバを東京のデータセンターから大阪のデータセンターへ移行し、首都直下型地震等により機構内のシステムが停止した際は、データセンターにてSorryページを表示させることで、災害時等における事業継続性の強化を図った。</p> <p>また、退職金共済事業と財産形成促進事業との連携では、中退共事業本部にて開催された説明会において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った。</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面型制度説明会ができなかったため、年度途中よりオンラインによる説明会を準備し、開催した(4回)。令和3年度については、従前の対面型から全てオンラインによる制度説明会に切り替えた(24回)。これにより機動性、効率性が改善した他、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。</p> <p>資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用の方針として実施する方針としている。スチュワードシップ活動では、公的機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への本格的な取り組みを開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、理事長による運用受託機関の親会社トップマネジメントとの面談(以下、トップ面談)を実施し、重層的な活動を展開している。</p> <p>トップ面談では、厚労省傘下の独立行政法人として、我が国のサプライチ</p>		
--	--	---	---	--	--

		<p><評価の視点> ・内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有したか。 ・内部統制の仕組みが有効に機</p>	<p>【平成30年度】 2回 【令和元年度】 1回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 1回</p> <p>[主な審議事項] 【平成30年度】 ・リスクの鳥瞰図(リスク・マップ)の更新 ・ハラスメント及び倫理規程について ・適正な通勤手当の支給に向けた取組について 【令和元年度】 ・リスクの鳥瞰図(リスク・マップ)の更新 【令和2年度】 ・中小企業退職金共済制度に係る不正事案の追加調査について ・新型コロナウイルス感染対策等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて 【令和3年度】 ・中小企業退職金共済制度に係る不正事案の再追加調査について ・中退共システム再構築等に係る管理項目が新たに追加されたリスク・マップについて</p> <p>(6) モニタリング体制 ・財務報告等の信頼性を確保するため、毎年度、監事による監査を受けた(6月)。また、毎年度、監査法人による前事業年度の期末監査を、4月から6月にわたって受け、監査報告書を受領した(6月)。 業務執行状況について、毎年度、監事による業務監査を受けた(2月)。</p> <p>・業務運営・推進会議を開催し、機構内各部署に係る前事業年度の実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「事業年度業務実績等報告書(案)」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した(6/30)。また、毎年度11月には、事業年度計画の上半期進捗報告及び下半期計画に基づき審議を行い、事業年度計画の進捗状況の把握に努めた。 さらに、過年度の実績を踏まえ、新たな事業年度計画を策定した。</p> <p>(開催実績) 【平成30年度】 5回 【令和元年度】 3回 【令和2年度】 2回 【令和3年度】 3回</p> <p>・業務及びシステム監査を実施し、業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況について、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行った。</p> <p>【平成30年度】 建退共山梨県支部 6/19 建退共宮城県支部 11/22 建退共岐阜県支部 12/7 建退共山口県支部 1/22~23</p> <p>【令和元年度】 建退共和歌山県支部 7/19 建退共島根県支部 7/25 建退共岩手県支部 8/2 建退共富山県支部 11/27 建退共埼玉県支部 12/16</p>	<p>エーンにおける主要かつ重要な構成要素である中小企業まで含めた働き方改革やダイバーシティの実現により、我が国の生産性向上を実現すること等 「S」要素の重要性について強調した。その他、林退共を抱える立場から、カーボンニュートラルに向けた取り組みにおける我が国森林資源の活用という「E」要素に関する意見交換も行った。さらに、本邦資産運用業界については金融市場の発展に繋げることを企図し、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見が不足していることが懸念されるという「G」要素に関する問題提起を行うなど、ESG要素に関するエンゲージメントを実施した。 トップ面談は、機構独自のユニークな取り組みとして評価され、定着し、機構の貴重な無形資産となっている。 令和2年度の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に際しては、新たに付け加えられた「最終受益者の視点を意識しつつ」という文言について、機構の独自性を踏まえて慎重に解釈を検討、ソフト・ローにおける「コンプライ・オア・エクスプレイン(Comply or Explain)」の原則を踏まえ、解釈の内容を明示した上で受入れを表明した。 なお、スチュワードシップ活動状況の概要をホームページで公表した。 これらを踏まえ、A評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・業務の適正を確保するため、各種会議や委員会において規程を適時適切に見直し、研修等を通じて役職員へ周知を行うことにより認識を共有した。</p> <p>・内部監査を実施し、内部統制(規程遵守、個人情報の適切な取扱い等)、</p>	<p>・厚生労働大臣任命の資産運用委員会において、資産運用の基本方針の変更など重要事項について、本委員会での議を経て決定した。また、資産運用に携わる役職員の使命及び規範を明確にするため、「資産運用業務に携わる独立行政法人勤労者退職金共済機構役職員の行動規範」を令和3年度に策定し、内部統制の強化に努めた。 情報セキュリティ委員会において、政府統一基準の改定に伴う、機構情報セキュリティのための対策基準の改</p>	
--	--	---	---	---	---	--

		<p>能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行ったか。</p>	<p>【令和2年度】 複数の建退共支部に対する業務監査及びシステムの実地監査を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問を中止した。 なお、本部の業務委託先監査における個人情報の管理状況について書面監査を実施した(2/18)。</p> <p>【令和3年度】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面及び電話ヒアリングを実施した。 建退共佐賀県支部、建退共長崎県支部、建退共長野県支部(8/24) 建退共神奈川県支部、建退共千葉県支部(8/27)</p> <p>・内部監査計画書に基づき、内部統制(規程遵守、個人情報の適切な取扱い等)及び情報セキュリティ対策等を重点として、内部監査を実施し、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。</p> <p>[主な監査事項] 【平成30年度】 ・勤労者財産形成融資及び雇用促進融資の業務状況等(2/20) ・端末やUSBの保有・管理状況の確認(7/26～8/1、1/25～2/5) ・内部統制及び情報セキュリティ対策に関するヒアリング(12/25) ・前回監査のフォローアップ(11/16、1/31) ・大阪相談コーナーの情報セキュリティ対策実施状況等の確認(3/1) ・特定個人情報の取扱い状況の確認(3/6～25) ・特退共支部の情報セキュリティ対策実施状況等の確認(建退共支部：山梨(6/19)、宮城(11/22)、岐阜(12/7)、山口(1/22)、林退共支部：広島(10/2))</p> <p>【令和元年度】 ・PC端末やUSB等の機器及び情報システム等の保有・管理状況に係る監査(4/11～4/19・12/10～12/19) ・出張旅費の取扱いに係る監査(8/2) ・保有特定個人情報等の取扱い及び情報システムの状況等に係る監査(10/17～10/21・3/2～3/5) ・特退共支部の情報対策実施状況等に係る監査(建退共支部：和歌山(7/19)、島根(7/25)、岩手(8/2)、高知(10/11)、鹿児島(10/16)、鳥取(10/18)、兵庫(10/24)、静岡(10/31)、富山(11/27)、埼玉(12/16)、林退共支部：北海道(10/8)) ・勤労者財産形成業務等に係る監査(2/19) ・外部委託によるペネトレーションテスト(3/2～3/4) ・前年度監査のフォローアップ(6/20～順次実施)</p> <p>【令和2年度】 ・PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査(4/21～4/22) ・出張旅費の取扱いに係る監査(1/27) ・保有特定個人情報等の取扱いに係る監査(3/11) ・中退共相談コーナーに対する個人情報等の取扱い及び情報セキュリティ対策の実施状況等に係る監査(3/1～3/2) ・令和元年度実施の保有特定個人情報等の取扱いに係る監査フォローアップ(7/15)及び情報セキュリティ対策に係る監査フォローアップ(7/20、3/11) ・中小企業退職金共済事業に係る業務状況の監査(7/14、7/21、8/26)及び清酒製造業・林業退職金共済事業に係る業務状況の監査(12/18) ・勤労者財産形成事業等に係る監査(3/12)</p>	<p>情報セキュリティ対策等を重点として、改善要請を行うとともに、前回監査で指摘した事項等の改善状況を確認した。</p>	<p>定、「WEB会議等の利用に係る手順書」の策定及び各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」の策定について審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。</p> <p>システム化委員会において、各事業本部等のシステム案件について精査を行った。</p> <p>リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスク・マップの更新等を行うとともに、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行った。</p> <p>各種施策・計画の進捗状況等を、監事による監査、業務運営・推進会議、内部監査などによりモニタリングを行い、PDCAサイクルを適切に機能させた。</p>	
--	--	---	---	--	---	--

<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。</p> <p>システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサ</p>	<p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果</p>	<p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC、USB及び記録媒体等の情報機器の保有・管理状況に係る監査（4/14～4/23、12/21～1/12・監査フォローアップ含む。） ・保有特定個人情報等の取扱いに係る監査（2/24～3/10） ・令和2年度実施の情報セキュリティ対策に係る監査フォローアップ（6/25） ・その他の監査として、中小企業退職金共済事業に係る業務状況の監査（8/26、12/1）及び建設業退職金共済事業に係る業務状況の監査（8/3、8/4、8/6、3/4） <p>2 情報セキュリティ対策の推進等</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>【平成30年度】</p> <p>【組織運営面】</p> <p>○NISCのマネジメント監査において、情報セキュリティに関わる調達案件の際には外部委託先が情報セキュリティに関する要求事項を確実に実施していることを確認するよう助言があったため、外部委託における情報セキュリティ対策実施手順書を作成するとともに、適正な情報取扱の確保のため、外部委託に関する様式をとりまとめ、役職員へ周知した（11/27）。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準に紐づく手順書を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等の際に行うべき情報セキュリティ対策実施手順書 他12件 <p>○保守受託事業者と定期的に情報・意見交換を行い、ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。</p> <p>【設備面】</p> <p>○NISCのペネトレーションテストでの指摘に基づき、脆弱性を指摘されたシステム（文書管理システム）へIPアドレスによる制御を実施した（6/5～6）。</p> <p>○サーバ室内に監視カメラ4台を設置した（5/26）。</p> <p>【運用面】</p> <p>○毎週定期的に、更新プログラムのインストールおよび完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。</p> <p>○3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。</p> <p>○30年度情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデントに備えた抜線訓練（5/28）。 ・新規採用者を対象としたセキュリティ研修（10/1）。 ・全役職員を対象とした標的型メール訓練（10/9）。 ・全役職員を対象とした個人情報及び情報セキュリティ研修（10/10～16）。 ・WEBアプリケーションのセキュリティ診断（12/17～21）。 ・全役職員を対象とした自己点検（2/5～15） <p>外部研修等</p> <p>○NISCの研修に参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府統一基準群の改定について（9/4、10、4名）。 ・統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について（11/15、4名）。 ・10大脅威とその対策等について（12/21、3名）。 ・マネジメント監査、ペネトレーションテストの結果と課題（3/11～12、5名）。 <p>○CSIRT研修へ参加した（7/25、10/3、10/26、12/19）。</p> <p>○厚生労働省によるCSIRT訓練を実施した（12/4）。</p>	<p>＜評価の視点に対する措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インシデントの連携訓練やインシデント時におけるLANケーブルの抜線訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図った。 ・全役職員について、情報セキュリティ研修を行った結果、情報セキュリティに対する遵守率が向上したことを毎年度実施している情報セキュリティに係る自己点検の結果より確認した。 ・CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議、所管法人CSIRT担当者会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野における様々な情報収集を行い、関係者に周知した。 ・大型連休時において、機構のWEBサーバを閉鎖し、ホームページの一時閲覧停止の旨を退避用クラウドサーバにて掲示することで、セキュリティ・インシデントのリスクを回避した。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者から定期的に保守報告を受け、情報共有、意見交換を行った。また、ハードウェア・ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ委員会を開催し、標的型メール訓練及び自己点検の実施結果と内部監査（情報セキュリティ対策関係）に係る状況の報告及び今後の 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策についてWEB会議に関する規程整備、インシデントの予防/迅速な事後対応に不可欠な情報端末の正確な把握・管理体制の確立、サイバー攻撃に備える標的型メール訓練やLANケーブル抜線訓練等各種訓練や全役職員必修の研修等の施策を行い、情報セキュリティ有識者委員会(外部有識者3名)では委員から、手厚い取り組み振りとして評価された。標的型メール訓練における開封者比率やLANケーブル抜線訓練での対応所要時間は、何れも顕著に改善しており、継続的な訓練実施の成果が見られた。 実際にWEBサーバ等へのサイバー攻撃を受けた際にも、迅速な対応により、ホームページ停止を短期間に止めるなど被害の最小化に繋がっている。 CSIRT研修、NISC研修、情報セキュリティ対策推進連絡会議等、各種会議等への参加により、サイバーセキュリティ分野に
---	--	--	---	--

<p>イクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。 また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。</p>	<p>イクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ったか。</p>	<p>○NISCマネジメント監査のためのフォローアップが実施された(12/11～)。 ○IT人材育成・確保のための講習会に参加した。 ・政府方針関連(10/29、6名) ・IT調達における見積手法(1/22、2/5、5名)。</p> <p>【令和元年度】 【組織運営面】 ○内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査(4/11～4/19・12/10～12/19)、特定個人情報に係るシステム関係監査(10/17～10/21)、外部委託によるペネトレーションテスト(3/2～3/4)及び監査フォローアップとして、平成30年度フォローアップ監査(6/20～順次実施)を行った。</p> <p>【設備面】 ○大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの回避を実施した。</p> <p>【運用面】 ○毎週定期的に、更新プログラムのインストールおよび完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ○3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ○令和元年度情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、以下の取組を行った。 ・新規採用者を対象としたセキュリティ研修(4/1、10/1)。 ・インシデントに備えた抜線訓練(4/23、12/19)。 ・全役職員を対象とした標的型メール訓練を実施し(11/13)、結果を集計・分析し、理事会(1/9)にて報告。 ・全役職員を対象とした情報セキュリティ対策の自己点検を実施(2/5～20)し、結果を情報セキュリティ委員会(3/30)にて報告。 ・情報セキュリティ監査(WEBアプリケーションのセキュリティ診断)を実施(3/2～5)し、結果を情報セキュリティ委員会(3/30)にて報告。 ○第二GSOC報告会へ参加した(5/16、12/19)。 ○NISCの研修に参加した(6/13、9/25、12/13)。 ○JPCERT情報共有会へ出席した(7/8、12/20)。 ○CSIRT研修に参加した(7/26、8/23、11/28、2/21)。 ○サイバーセキュリティ協議会への参加申込みをした(9/27)。 ○IT人材育成確保のための研修に出席した(10/21・25、1/27・31、2/26・28)。 ○独法等CSIRT会合に出席した(11/22)。 ○インシデント発生時を想定した厚生労働省によるCSIRT訓練を実施(12/3)。 ○実践的サイバー防御演習(CYDER)に参加した(1/20)。</p> <p>【令和2年度】 【組織運営面】 ・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査(4/21～4/22)、特定個人情報に係るシステム関係監査(3/11)及び監査フォローアップとして、令和元年度監査フォローアップ(7/20、3/11)を実施した。 ・個人情報保護委員会による「特定個人情報管理に関する検査(6/19～9/16)」において指摘された「委託先における特定個人情報の取扱状況の把握」について、清酒製造業及び林業退職金共済事業業務委託の契約先である各都道府県支部に対して、業務委託契約書に盛り込んだ内容の順守状況を明記した「特定個人情報管理状況報告書」の提出を行うよう依頼し、同報告書を受理・確認することで、委託先における特定個人情報の取扱状況を的確に把握した(11月)。</p>	<p>課題、各年度の対策推進計画について審議を行った。また、政府統一基準の改定に伴う、機構情報セキュリティのための対策基準の改定、会議や研修等のWEB上での開催・実施のための「WEB会議等の利用に係る手順書」の策定及びシステム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」の策定について審議を行い、情報セキュリティ対策の改善に努めた。</p>	<p>おける様々な情報収集を行い、関係者に周知した。</p>	
----------------------------------	---	----------------------------------	--	--	--------------------------------	--

			<p>・NISCによる「ペネトレーションテスト（12/14～12/16）」及び「マネジメント監査（1/14～1/20）」を受検した。</p> <p>【設備面】</p> <p>・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。</p> <p>【運用面】</p> <p>・適正なUSBメモリ管理のため、「USBメモリの管理・使用に係る取扱要領」を策定した（4月）。</p> <p>・WEB会議等を行う際のセキュリティ要領等を含めた「WEB会議等の利用に係る手順書」を策定した（10月）。</p> <p>・システム管理部による、各部署独自調達端末等の一元管理を目的とした「システム管理部による一括調達以外の各課端末機器に係る保有状況管理要領」を策定した（10月）。</p> <p>・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。</p> <p>・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。</p> <p>・令和2年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。</p> <p>○令和元事業年度内部監査の結果、指摘された以下のセキュリティ上の問題に対し、改善を行った。</p> <p>・反射型クロスサイトスクリプティングへの対策（5/15）</p> <p>・httpを使用することによる重要情報漏洩リスクへの対策（8/31）</p> <p>○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修（4/1）</p> <p>○NISC研修（9/17、11/30 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ）</p> <p>○CSIRT研修（9/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ）</p> <p>○情報セキュリティ・インシデント連携訓練（10/14 厚生労働省主催）</p> <p>○情報セキュリティ対策推進連絡会議（12/16 厚生労働省主催）</p> <p>○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（12/18）</p> <p>○全役職員を対象とした標的型メール訓練（1/12）</p> <p>○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/12～1/22）</p> <p>○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修（2/1～2/24）</p> <p>○所管法人CSIRT担当者会議（2/24 厚生労働省主催）</p> <p>【令和3年度】</p> <p>【組織運営面】</p> <p>・内部監査計画書に基づき、情報セキュリティ対策関係に係る監査（4/14～4/23、12/21～1/12）、特定個人情報に係るシステム関係監査（2/24～3/10）及び監査フォローアップとして、令和2年度監査フォローアップ（6/25）を実施した。</p> <p>・NISCによるマネジメント監査において指摘された事項に対する改善策等について、統括情報セキュリティ責任者（総務部長）事務連絡を发出し、機構内の周知徹底を図った。</p> <p>・NISCによる「フォローアップ監査（2/9）」を受検した。</p> <p>【設備面】</p> <p>・大型連休時においてWEBサーバを閉鎖し、一時的にクラウドサーバへの退避を実施した。</p> <p>・WEB・メールサーバを更改し、より強固なアクセス制御を可能とするため、</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。</p>	<p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。</p>	<p>・災害時における事業継続性強化のための対策を講じているか。</p>	<p>メールシステムにプロキシサーバを導入、同サーバをDMZへ配置し、メールサーバ本体の配置場所をDMZから安全度の高い内部ネットワークへ変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部に公開しているWEBサイトについて、情報の盗聴及び改竄防止のため、外部通信の暗号化及び電子証明書による認証の対策を講じ、すべてのサイトにhttpsを実装した。 <p>【運用面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群改正を踏まえ、「機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準」を改定した（3月）。 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストール及び完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・令和3年度情報セキュリティに係る対策推進計画・教育実施計画に基づき、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○新規採用者を対象とした情報セキュリティ研修（4/1） ○NISC業務説明会及び勉強会（5/28、9/9 オンライン開催） ○JPCERT情報共有会（6/7、10/11、2/24 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○情報セキュリティ対策推進連絡会議（6/30 厚生労働省主催、オンライン開催） ○CYDER演習説明会（8/3 オンライン開催） ○全役職員を対象としたインシデント抜線訓練（9/14） ○情報セキュリティ・インシデント連携訓練（10/21 厚生労働省主催） ○第二GSOC報告会（11/17 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、資料配布のみ） ○全役職員を対象とした文書管理、個人情報及び情報セキュリティ研修（12/1～12/28） ○全役職員を対象とした標的型メール訓練（1/6） ○全役職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検（1/17～2/2） ○CSIRT研修（1/19、2/21、3/17 オンライン開催） ○CYDER演習（2/24 オンライン開催） ○所管法人CSIRT担当者会議（2/28 厚生労働省主催、オンライン開催） <p>(2) 災害時等における事業継続性の強化</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するために導入した安否確認サービスの訓練を行った（6/15）。 ・機構が保有する各情報システムにおける事業継続計画（IT-BCP）を作成した。 ・中退共電算システムについては、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、給付関連データの遠隔地へのデータ転送によるバックアップを継続。また、非常時の転送データ利用訓練を定期的に（概ね3か月に1回）実施した。 ・システムバックアップ及び各業務のデータバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を開始した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（風水害・地震）が発生した際の交通機関の計画運休への対応等について、職員の安全の確保及び事業継続性の観点から整理し、職員へ周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地（西日本地域）へのデータ転送を実施し、災害時に備え機構本部からの指示により大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を実施した（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）。 ・システムバックアップ及び各業務のデータバックアップとその外部保管を毎日行った。 ・自然災害（風水害・地震）に対する備えとして以下の項目に分けた事業継続計画（BCP）を策定している。 ○BCP発動フェーズ：対策本部の設置や基本方針の決定、情報の収集と共有 ○業務再開復旧フェーズ：人的・物的資源の確保、代替オフィス確保の要 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能停止やデータ破損に備えた遠隔地へのデータ転送実施、事業継続計画策定等、災害時における事業継続性強化のための対策を講じている。 	
--	--	--------------------------------------	---	--	--	--

			<p>また、新型コロナウイルスの深刻な感染拡大に伴い、職員が感染若しくは感染の疑いが判明したことを想定し、関係機関への連携の確認や事業継続性を考慮した対応を検討し、マニュアル案の作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送と、非常時の転送データ利用訓練を実施した。 ・システムバックアップとその外部保管を毎日行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来の対面による会議の開催や研修の受講が困難となったことにより、大人数が一堂に会することなく会議の実施や研修の受講ができるWEB会議システムの導入、及び、WEB会議システムの利用上の注意事項や管理要領を「WEB会議等の利用に係る手順書」として策定に向けた業務を行うことで、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 ・WEB・メールシステムの更改に併せ、DNS機能の一部をクラウドへ移行し、機構サーバ室に設置されているWEBサーバの死活を監視させ、通信が途絶えた際に、自動的にSorryページを表示するDNSフェールオーバー機能を実装した。また、東京のデータセンタに設置していたSorryページを表示するWEBサーバ設置を、本更改により大阪のデータセンタへ移行し、首都直下型地震等により機構内のシステムが停止した際には、データセンタにてSorryページを表示させ、事業継続性の強化を図った。 ・機構における職員の新型コロナウイルス感染による業務継続リスクを低減させるため、感染者発生時の対応マニュアルを策定するとともに、昨年度中に発生していた機構における感染拡大防止の対応に係る事務連絡について、地域の感染状況や感染防止の知見等の変化に応じて改正を行った。 <p>さらに、これらに応じた対応（来客応接場所の衝立等の設置）を一部行った。</p> <p>なお、当該事務連絡に記載した事項のうち、機構内で勤務する派遣会社、業務委託会社（以下「派遣会社等」という。）の労働者にも遵守してもらう必要があることについて、それぞれの派遣会社等及びそれぞれの労働者にも文書による協力要請を行い、了承を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣会社等の契約更新にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応等について、総合評価落札方式の審査項目に追加し、これらに対する措置を講じている会社と契約する方針とすることで、機構における新型コロナウイルス感染拡大防止につなげた。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。非常時の転送データ利用訓練については新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。 ・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行い、新たなバックアップ対象の有無を確認したが対象は無かった。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革の推進を目的として、会議や研修等のWEB上での開催・実施を推進するとともに、主な会議室にWifi回線を敷設し、WEB会議等を安定的に実施可能な通信環境を構築することで、事業継続性の強化を図った。 ・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じた。 	<p>否、復旧のための作業及び確認・検討</p> <p>○全面復旧フェーズ：全面復旧の実施及びBCPの解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム運用継続計画（IT-BCP）に基づき、各システムの復旧優先度や内在するリスクを整理し、復旧時間の目標や代替措置による対応目標を設定している。 ・新型コロナウイルスの感染又は感染の疑いが判明したことを想定し、関係機関への連携確認や事業継続性を考慮した対応を検討し、マニュアル案の作成を行った。また、自然災害（風水害・地震）に伴う交通機関の計画運休への対応等について、職員の安全の確保及び事業継続性の観点から整理し、職員へ周知した。 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。</p> <p>【指標】 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 2015（平成27）年度実績15</p>	<p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。</p> <p>特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成</p>	<p><定量的指標></p> <p>・中退共事業の未加入事業主に対する説明会等の機会をとらえて毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図っているか。</p> <p>・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒</p>	<p>・災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を行った。また、災害時に備え機構本部からの指示により大阪コーナーでの業務継続（BCP）のテスト作業を3回実施した（令和3年9月7日、令和3年12月3日、令和4年1月7日）。そのうち2回については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため出張を中止し、WEB会議機能で大阪コーナー職員に指示し一部（データセンターからのデータ取得）実施した。</p> <p>・システムバックアップとその外部保管（毎日）を行った。</p> <p>・事業継続性強化のため、データやシステムのバックアップ対象及びバックアップ手法等の見直しに関する検討を行った。</p> <p>3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>① 中退共事業本部にて開催された説明会において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った。</p> <p>【平成30年度】 15回 600社（達成率 100.0%）</p> <p>【令和元年度】 14回 457社（達成率 93.3%）</p> <p>【令和2年度】 4回 58社（達成率 26.7%）</p> <p>【令和3年度】 24回 369社（達成率 160.0%）</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面型制度説明会ができなかったため、年度途中よりオンラインによる説明会を準備し、開催した（4回）。令和3年度については、従前の対面型から全てオンラインによる制度説明会に切り替えた（24回）。これにより、機動性、効率性が改善した他、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。</p> <p>② 退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行った。</p>	<p>・中退共事業本部にて開催された説明会において、財形持家融資制度の説明を行い、利用促進を図った。</p> <p>【平成30年度】 15回 600社（達成率 100.0%）</p> <p>【令和元年度】 14回 457社（達成率 93.3%）</p> <p>【令和2年度】 4回 58社（達成率 26.7%）</p> <p>【令和3年度】 24回 369社（達成率 160.0%）</p> <p>なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での対面型制度説明会ができなかったため、年度途中よりオンラインによる説明会を準備し、開催した（4回）。令和3年度については、従前の対面型から全てオンラインによる制度説明会に切り替えた（24回）。これにより機動性、効率性が改善した他、遠隔地からの参加が可能になり、参加者の裾野拡大に繋がった。</p> <p>・中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主に対して財形制度の資料送付を行った。</p> <p>【平成30年度】 4,441社（達成率 148.0%）</p> <p>【令和元年度】 4,801社（達成率 160.0%）</p> <p>【令和2年度】 4,648社（達成率 154.9%）</p> <p>【令和3年度】 4,905社（達成率 163.5%）</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・退職金共済事業と財産形成促進事業で連携し、以下のとおり、広報媒体の相互活用など効率的な広報活動を行っ</p>	<p>・退職金共済事業と財産形成促進事業との連携については、令和2</p>	
---	---	--	--	---	---------------------------------------	--

<p>回、2016（平成28）年度実績15回</p>	<p>促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。ただし、送付先と部数については、毎年度、効果の検証を行い、その結果を踏まえて見直すこととする。</p>	<p>体を相互に活用する等、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行ったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度において、財形制度の周知広報用ポスターに中退共事業の名称や問合せ先を盛り込んだ。 ・各事業年度4月発行の「中退共だより」に財産形成促進事業の広告を掲載し、加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。 ・各事業年度2月に、財形福祉協会発行の「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で中退共制度の広告を掲載した。 ・各事業年度5月に、建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレットを送付した。 ・各事業年度2月に、建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した。 <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共制度の案内を盛り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国301駅及び関係団体への掲示を行った（12月）。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（7/1、7/2・5,000部）。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し財産形成促進事業のパンフレットと共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（5/31・4,700部）。 ・財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載（9/2）。 ・東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、中退共事業と財産形成促進事業の共同で説明を実施した（2回）。 <p>③ 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主に対して財形制度の資料送付を行った。</p> <p>【平成30年度】 4,441社（達成率 148.0%）</p> <p>【令和元年度】 4,801社（達成率 160.0%）</p> <p>【令和2年度】 4,648社（達成率 154.9%）</p> <p>【令和3年度】 4,905社（達成率 163.5%）</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度において、財形制度の周知広報用ポスターに中退共事業の名称や問合せ先を盛り込んだ。 ・各事業年度4月発行の「中退共だより」に財産形成促進事業の広告を掲載し、加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。 ・各事業年度2月に、財形福祉協会発行の「福祉情報」に財産形成促進事業と共同で中退共制度の広告を掲載した。 ・各事業年度5月に、建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレットを送付した。 ・各事業年度2月に、建退共事業本部が広告掲載を行っている管工事業業界誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告を掲載した。 <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共制度の案内を盛り込んだ財形制度のポスターを作成し、全国301駅及び関係団体への掲示を行った（12月）。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し、財産形成促進事業の広報資料と共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（7/1、7/2・5,000部）。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し財産形成促進事業のパンフレットと共に中退共パンフレット（ダイジェスト版）を送付した（5/31・4,700部）。 ・財産形成促進事業のホームページにて公開されている日本FP協会会員向けのオンラインセミナーで、中退共制度の説明動画を掲載（9/2）。 ・東京働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「労働生産性向上のための国の福利厚生制度について」にて、中退共事業と財産形成促進事業の共同で説明を実施した（2回）。 	<p>年度は開催回数が減少した。要因は、目標策定時には想定しなかった新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、令和3年度は当初からオンライン方式を実施することにより、目標を達成した。</p> <p>各年度において、双方のポスターに問い合わせ先や公告を掲載することや、外部セミナーで共同で説明を実施するなど、退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用し、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して効率的な広報活動を行った。</p>	
----------------------------	---	---	---	--	--	--

<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。</p>	<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施する。</p>	<p>・各退職金共済事業の資産運用において、一定の範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、どのように実施できるかを検討し、平成30年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施しているか。</p>	<p>4 資産運用における社会的に優良な企業への投資</p> <p>【平成30年度】 各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるか勉強会の開催や外部セミナーへの参加など情報収集に努めた。 資産運用委員会において、当機構の特性を踏まえたESG投資のあり方について審議を行い、投資方法については、ESG投資の収益性に関する調査・研究がまだ発展途上にあり、特に社会的要素については事例も限られている実情を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントや議決権行使の活用で“社会的に優良な企業への投資”を実施していくことが適当との結論に至った。 具体的な活動としては、国内株式及び外国株式運用委託先からスチュワードシップ活動に関する報告を受ける際に、ESG投資に関するエンゲージメント（建設的な意見交換）を実施するとともに、役員が運用機関トップとのエンゲージメントを実施し、本邦企業の経営に於いては“社会的な要素”が重要、との認識を発信した。</p> <p>【令和元年度】 ・平成30年度に引き続き、理事長が主要運用機関のトップマネジメントとの面談を（以下、トップ面談という。）行ったほか、令和元年度においては、新たに運用業務を委託した海外運用機関についても、本国のスチュワードシップ活動担当ラインのトップとの面談を開始した。実務レベルでは、国内株式および外国株式の運用受託機関について、スチュワードシップ活動をテーマとした年度活動報告会を開催した。同報告会では、改訂版コードを踏まえ、議決権行使やエンゲージメントに関する実績報告にとどまらず、各運用受託機関のスチュワードシップ活動に係るガバナンス（基本方針や資源配分の決定体制等）の確認を行ったほか、ESG投資についての意見交換等を行った。</p> <p>【令和2年度】 ・各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、その重要性を運用機関とのエンゲージメントを通じて発信するべく、平成30年度、令和元年度に引き続き、トップ面談を行った。 また、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂版の受入れ表明に関しては、今回の再改訂で新たに導入された「最終受益者の視点を意識する」という規範について、金融庁や他の公的機関との意見交換や弁護士見解なども踏まえて、委員会にて審議を重ね、9月に受入れ表明を行った。具体的には、受入れ表明文において、スチュワードシップ・コードのソフト・ローとしての性格に鑑み、「Comply or Explain」の説明責任を果たすため、「最終受益者の視点を意識する」という新たな規範について、「退職金を将来にわたり確実に給付するため、制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目指すことが最終受益者（被共済者、共済契約者双方）の利益に合致する」、との解釈を前提とした条件付きの受入れであることを明示した。</p> <p>【令和3年度】 ・令和3年度においても、エンゲージメント実施部署から実務レベルの報告を受けるスチュワードシップ活動報告会と、トップ面談という重層的な活動が実施された。スチュワードシップ活動報告会では、エンゲージメントの内容や議決権行使における考え方等について説明を受け、意見交換が行われた。理事長による主</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。公的機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への一段と強い取り組みを開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、トップ面談を実施し、重層的な活動を展開している。トップ面談を行うのは、本邦資産運用機関によるスチュワードシップ活動の実効性を海外並みに引き上げていくためには、資産運用分野における長期的戦略と資源投入に関する権限と最終責任を有している親会社のトップマネジメントとの建設的対話が不可欠であるとの判断による。本邦金融市場や資産運用業界全体に関する広い見地からの意見交換により、双方に重要な気付きをもたらす貴重な機会になっている。 ・トップ面談は、開始から4年を経て、面談先からも評価され、確りと定着、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとして資産運用委員会からも高く評価されている。令和3年度は、運用受託機関におけるガバナンスに関する知見不足の事例を挙げて、業界全体として人材養成が必要との問題を提起、広く主要運用機関トップの共感を得るなど、活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも高く評価された。</p>	<p>・資産運用における社会的に優良な企業への投資については、資産運用委員会での議論を踏まえ、特定のファンドへの新規投資や投資回収の実施については見送り、当面は、エンゲージメントの形で実施する方針としている。公的機関のアセットオーナーとして、平成30年からスチュワードシップ活動への一段と強い取り組みを開始した。中退共では、実務レベルで運用受託機関から活動内容の説明を受ける年度報告会に加え、トップ面談を実施し、重層的な活動を展開している。トップ面談は、開始から4年を経て、面談先からも評価され、定着、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動の新しいモデルを作ったものとして資産運用委員会からも高く評価されている。</p> <p><その他事項> （有識者からの意見） ・第4期は、（理事長の強いリーダーシップもあって）人材のスキルやコミットメントも非常に高くなっている。（しかし、監視がなくなったときに、組織が組織として独自に回るようなスキルとコミットメントは達成されているか。法人において努力が継続されることを期待する。）</p>	
---	---	---	--	--	--	--

			<p>要運用機関トップマネジメントとの面談では、運用受託機関と親会社との間のファイヤーウォールに反しないよう配慮しつつ、グループにおける資産運用分野を巡る長期的戦略や同分野への資源投入等について、意見交換が行われたところである。</p> <p>こうした活動の概要については、資産運用委員会に報告後、ホームページで公表している。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-1	第5 予算、収支計画及び資金計画		
	第6 短期借入金の限度額		
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第8 剰余金の使途		
	第9 職員の人事に関する計画		
	第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	第5 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 ① 機構総括 別紙-1のとおり ② 中退共事業等 勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等 勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等 勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等 勘定 別紙-5のとおり ⑥ 財形勘定	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第5 予算、収支計画及び資金計画 省略	<自己評価> 評価：B 短期借入金については、財形融資事業における資金繰り上、発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。 職員の人事については、機構が求める人材の確保を図るべく、筆記試験及び個別面接並びに最終個別面接を実施し、平成30年度12名、令和元年度6名、令和2年度6名、令和3年度4名を採用した。特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門の体制強化のため、資産運用部に運用調査役を3名、システム管理部に調査役及びシステム専門職を各1名、それぞれ公募により当該業務に精通した職員を採用した。また、多様なポストを経験させるべく、平成30年度48.2%、令和元年度42.1%、令和2年度42.3%、令和3年度39.7%の職員について幅広い人事	評価 B	評価
				<評価に至った理由> 所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。		

	<p>別紙-6のとおり</p> <p>⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙-7 のとおり</p> <p>2 収支計画</p> <p>① 機構総括 別紙-8のとおり</p> <p>② 中退共事業等 勘定 別紙-9 のとおり</p> <p>③ 建退共事業等 勘定 別紙-10 のとおり</p> <p>④ 清退共事業等 勘定 別紙-11 のとおり</p> <p>⑤ 林退共事業等 勘定 別紙-12 のとおり</p> <p>⑥ 財形勘定 別紙-13のとおり</p> <p>⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙-14 のとおり</p> <p>3 資金計画</p> <p>① 機構総括 別紙-15のとおり</p> <p>② 中退共事業等 勘定 別紙-16 のとおり</p> <p>③ 建退共事業等 勘定 別紙-17 のとおり</p> <p>④ 清退共事業等 勘定 別紙-18 のとおり</p> <p>⑤ 林退共事業等 勘定 別紙-19 のとおり</p> <p>⑥ 財形勘定 別紙-20のとおり</p> <p>⑦ 雇用促進融資 勘定 別紙-21 のとおり</p> <p>第6 短期借入金</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 	<p>第6 短期借入金の限度額</p>	<p>異動を行った。</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。これらを踏まえ、B評価とする。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度決算から令和3年度決算においては、全て予算の範囲内で執行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の決算においては、全て予算の範囲内で執行した。 	<p>・短期借入金については、財形融資事</p> <p>・短期借入金について</p>
--	---	--	----------------------------	---	---	--

	<p>の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>① 中退共事業においては20億円</p> <p>② 建退共事業においては20億円</p> <p>③ 清退共事業においては1億円</p> <p>④ 林退共事業においては3億円</p> <p>⑤ 財形融資事業においては391億円</p> <p>⑥ 雇用促進融資事業においては0.1億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。</p> <p>② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。</p> <p>③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	<p>限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。</p> <p>・財形勘定における決算において剰余金が発生した際には、適切に執行しているか。</p>	<p>1 限度額</p> <p>⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>38億円（平成30年6月26日～6月29日）</p> <p>65億円（平成30年6月26日～7月6日）</p> <p>94億円（平成30年9月26日～9月28日）</p> <p>41億円（平成30年12月25日～12月27日）</p> <p>【令和元年度】</p> <p>30億円（令和元年6月25日～7月1日）</p> <p>160億円（令和元年9月25日～9月27日）</p> <p>109億円（令和元年12月25日～12月26日）</p> <p>162億円（令和2年3月24日～3月27日）</p> <p>【令和2年度】</p> <p>148億円（令和2年6月25日～7月1日）</p> <p>140億円（令和2年9月23日～9月25日）</p> <p>207億円（令和3年3月24日～3月25日）</p> <p>【令和3年度】</p> <p>69億円（令和3年6月22日～7月1日）</p> <p>47億円（令和3年9月21日～9月30日）</p> <p>111億円（令和4年3月24日～3月28日）</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p> <p>・なし</p>	<p>は、財形融資事業における資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入れを行った。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 5 人事に関する事項</p> <p>各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上の観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定すること。</p>	<p>第8 剰余金の使途 財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。</p> <p>第9 職員の人事に関する計画 各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、以下の取組を行うことにより、活力ある組織運営に努める。</p> <p>1 方針 ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。</p>	<p>・人材の確保・育成に係る方針を策定し、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。</p>	<p>第8 剰余金の使途 なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 実施にあたっては機構ホームページへ募集案内の掲載の他、「キャリアタスUC(企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス)」を利用して各大学等に求人情報を提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った。 また、選考に当たっては、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接、職員との初期面接及び最終個別面接を実施した。</p> <p>【平成30年度】 応募者 390名 採用者 12名 【令和元年度】 応募者 172名 採用者 6名 【令和2年度】 応募者 222名 採用者 6名 【令和3年度】 応募者 244名 採用者 4名</p> <p>・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により採用した。</p>	<p>・各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定し、その上で以下の取組を行った。 ・新規職員採用については幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、集団討論、個別面接、最終個別面接により、平成30年度12名、令和元年度6名、令和2年度6名、令和3年度4名を採用した。 ・特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門の体制強化のため、資産運用部に運用調査役を3名、システム管理部に調査役及びシステム専門職を各1名、それぞれ公募により当該業務に精通した職員を採用した。 ・各年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 ・多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、平成30年度48.2%、令和元年度42.1%、令和2年度42.3%、令和3年度39.7%の職員について幅広い人事異動を行った。</p>	<p>・特に高い専門性が求められる資産運用やシステム部門に、公募により当該業務に精通した職員を採用した。 各年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 多様なポストを経験させ職員の働く意欲と職場の活力を高めるべく、幅広い人事異動を行った。 これらの取組により、職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施した。</p>	
---	--	--	---	--	---	--

	<p>② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>①退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業</p> <p>②前記①の業務に附帯する業務</p> <p>③財産形成促進事業</p> <p>④雇用促進融資事業</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・前期中期目標期間繰越積立金について、取り崩しを行った場合には各勘定における業務に充てたか。</p>	<p>平成31年2月1日採用 1名 令和2年4月1日採用 2名</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ・毎年度前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。</p> <p>【平成30年度】研修実績 91回 1,214名 【令和元年度】研修実績 104回 1,034名 【令和2年度】研修実績 48回 756名 【令和3年度】研修実績 56回 1,177名</p> <p>③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行い、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った。</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項 主務大臣の承認を受けた前期中期目標期間繰越積立金については、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり各勘定における業務に充てた。</p> <p>【平成30年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 中退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>3,457,670,849円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>9,325,046,629円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>特別給付経理</td> <td>464,407,784円</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用促進融資勘定</td> <td></td> <td>39,403,452円</td> </tr> </table> <p>【令和元年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 中退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>55,833,057,514円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業等勘定</td> <td>給付経理</td> <td>21,391,092,036円</td> </tr> <tr> <td>② 建退共事業等勘定</td> <td>特別給付経理</td> <td>845,660,472円</td> </tr> </table> <p>【令和2年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>② 建退共事業等勘定</td> <td>特別業務経理</td> <td>4,609,654円</td> </tr> </table> <p>【令和3年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>② 建退共事業等勘定</td> <td>特別業務経理</td> <td>30,838,567円</td> </tr> </table>	① 中退共事業等勘定	給付経理	3,457,670,849円	建退共事業等勘定	給付経理	9,325,046,629円	建退共事業等勘定	特別給付経理	464,407,784円	④ 雇用促進融資勘定		39,403,452円	① 中退共事業等勘定	給付経理	55,833,057,514円	建退共事業等勘定	給付経理	21,391,092,036円	② 建退共事業等勘定	特別給付経理	845,660,472円	② 建退共事業等勘定	特別業務経理	4,609,654円	② 建退共事業等勘定	特別業務経理	30,838,567円	<p><評価の視点に対する措置> ・前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。</p>	<p>・前期中期目標期間繰越積立金について、各勘定の経理のうち当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、各勘定における業務に充てた。</p>	
① 中退共事業等勘定	給付経理	3,457,670,849円																															
建退共事業等勘定	給付経理	9,325,046,629円																															
建退共事業等勘定	特別給付経理	464,407,784円																															
④ 雇用促進融資勘定		39,403,452円																															
① 中退共事業等勘定	給付経理	55,833,057,514円																															
建退共事業等勘定	給付経理	21,391,092,036円																															
② 建退共事業等勘定	特別給付経理	845,660,472円																															
② 建退共事業等勘定	特別業務経理	4,609,654円																															
② 建退共事業等勘定	特別業務経理	30,838,567円																															

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	430,034	374,201	374,201	374,201	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	157,512	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

建設業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	98,634	76,397	76,393	76,362	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	10	395	20,215	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

清酒製造業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,655	2,655	2,655	2,655	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	185	90	96	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

林業退職金共済事業等勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	—	—	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

財形勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	12,255	12,255	12,255	12,255	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	705	1,277	1,629	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	—	—	—	—	
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	

雇用促進融資勘定 (単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	980	980	980	980	
目的積立金	—	—	—	—	
積立金	—	—	49	141	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	—	—	—	—	
運営費交付金債務	0	0	0	0	
当期の運営費交付金交付額(a)	31	31	30	30	
うち年度末残高(b)	0	0	0	0	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	